

# カント法哲学の批判的・超越論的性格

—その解釈論争をめぐる—

松本 和彦\*

Critical-Transcendentalism of Kant's Philosophy of Law  
—With Respect to the Arguments over its Interpretation—

Kazuhiko Matsumoto\*

*Received December 9, 2013*

## Abstract

The purpose of this paper is to interpret and clarify critical/transcendental characteristics presented in Kant's *Rechtslehre* (*Metaphysical Elements of Justice*) and philosophy of law, especially his theory of property. In other words, the systematic position of the book in Kant's critical philosophy is discussed here. Kant's *Rechtslehre* and philosophy of law were conventionally thought to have nothing to do with or even to contradict his critical philosophy; they were negatively treated as marginal in his whole system of critical philosophy. It was generally and strongly believed that Kant's *Rechtslehre* and philosophy of law did not fully reflect or, in extreme cases, conflicted with his critical/transcendental method. However, in Germany, the debate over this issue has intensified again since 1970s. In this paper, I intend to examine the recent research situation on this issue here in Japan and look chronologically at the situation of the dispute in German speaking countries.

## 目次

1. はじめに—問題提起—
2. カント法哲学の批判的・超越論的性格をめぐる我が国での近年の研究状況
  - (1) 懐疑説 (過度のパラレリズム説)
  - (2) 肯定説
  - (3) 一部肯定説 (三「序論」肯定説)
  - (4) 否定説 (『純粹理性批判』偏重説)

---

\*未来創造学部 Faculty of Future Learning

### 3. 継受史および研究状況

- (1) 『法論』に対する A.ショーペンハウアーの批判
- (2) 個別的継受史および研究状況

### 4. 「批判的」法哲学は存在するか

- (1) 『法論』と批判哲学との整合性
- (2) 不整合性説
- (3) 整合性説
- (4) 不整合性説と整合性説との調停
- (5) 整合性論争の成果

### 5. 結びにかえて

## 1. はじめに一問題提起—

2004年はカント(1724-1804)没後200年を迎え、ボーフム、ミュンスター、エアランゲン、ハノーファー、パッサウ、ケルン、カールスルーエ、ハイデルベルクなど母国であるドイツ国内の諸大学において講演会や連続講義が多数実施された。それら以外にもカントの生地であるケーニヒスベルク(現ロシア領カリニングラード)をはじめ、モスクワ、ウプサラ、ストックホルム、ジェノヴァ、ナーバラ、オークランド、北京など世界各国で国際的な規模の会議が開催され、後に論文集が出版されるなどカント再評価・再検討の高まりがグローバルな規模でみられるようになった<sup>1)</sup>。少しさかのぼって1997年は、カントの最晩年の著作である『人倫の形而上学』(第一部『法論の形而上学的基礎論』、以下『法論』と略すこともある。および第二部『徳論の形而上学的基礎論』)が出版されて200年にあたり、それを記念して『カント・シュトゥーディエン』と並んで、ドイツにおける代表的カント研究誌である『カント・フォルシュング』を編集しているマールブルク大学をはじめとして世界各地で学会が開催され、後に論文集も刊行された<sup>2)</sup>。さらに1995年は『永遠平和のために』が刊行されて200年にあたると同時に、第二次世界大戦終結50周年、国際連合憲章制定50周年にもあたり、これらを記念しフランクフルト大学などで学会が開催され、後に論文集が刊行された<sup>3)</sup>。欧米におけるカント哲学、特に法・国家・政治思想に対する注目は、すでに1989年のベルリンの壁崩壊、その後の東欧諸国、旧ソ連邦の解体に端を発する冷戦体制の終焉以降から続いている。

このような記念行事、学会の開催および論文集刊行を契機として、改めてカント哲学の研究によりいっそうの関心が向けられるようになり、その研究は飛躍的に進展している。平和論を哲学的に考察している『永遠平和のために』およびカントの法・国家・政治思想が体系的・集約的に論じられている『法論』の記念行事および学会が立て続けに開催されたこと、また、現実的には冷戦体制の終焉以降の世界情勢の変革もその大きな誘因のひとつであろうが、特に現在のようなグローバル化の時代においては、コスモポリタンとしてのカントの法・国家・政治思想についての関心が高まり、その現代的・普遍的意義を再認識・再評価する試みが活発に行われている。そして今われわれが直面しているさまざまな課題を解決する有効な手がかりをカントの法・国家・政治思想の中から読み取ろうとする論者が少なくない。

筆者はかつてカントの『法論』ないし法哲学と批判哲学との整合性に関する体系的解釈をめぐって主にドイツ語圏で論争となっている重大な問題の研究状況について、次のように指摘した。

カントの『法論』ないし法哲学は『純粹理性批判』および『実践理性批判』とは体系上無関係なもの・矛盾するものであり、カントの批判哲学の全体系の中では傍論的・周辺的な役割を果たしているにすぎない、とする否定的な見解が従来は支配的であった。言い換えれば、方法

論的な視点からカントの『法論』ないし法哲学をみた場合、そこには、カントの批判哲学 (kritische Philosophie) ないし超越論哲学 (Transzendentalphilosophie) にとって本質的である批判的方法 (kritische Methode) ないし超越論的方法 (transzendente Methode) が十分に適用されていないとか、あるいは極端な場合には、まったく放棄されている、とする見方が有力に主張され続け長きにわたり定説となっていた。

このような通説的なカント法哲学解釈は、R.シュタムラー、H.ケルゼンおよびH.コーエンなどに代表される新カント学派の法哲学者および哲学者によって主張され、我が国における主導的な法哲学者であった恒藤恭、尾高朝雄、田中耕太郎および和田小次郎もその解釈の影響を免れることはなかった<sup>4)</sup>。この解釈論争はすでに国内外を問わず決着がつけられているかにみえた。しかしChr.リッターの著作『初期資料によるカントの法思想』(1971年)が公刊された1970年代以降主にドイツ語圏においてその解釈の是非をめぐる活発な論争が繰り返され続けている。筆者は当初から従来の通説的な解釈は一面的・偏向的な見方ではないか、と疑念を抱いている。そして今でもカント法哲学の現代的・普遍的意義を考察するうえで、その再検討が必要であると考えている。筆者自身が独善・独断に陥らないためにも、その手がかりとしてまずこの論争における主要な論者の解釈を精査・分類し、その妥当性を比較・考察することが不可欠である。

この問題をめぐって、肯定説を唱えるF.カウルバッハおよびW.ケルスティン、否定説を提唱しているK.H.イルティンクの所論については、すでに筆者は検討した<sup>5)</sup>。

カウルバッハおよびケルスティンと並んで、この問題に関して肯定説を主張する重要な論者のひとりとして、M.ブロッカーが挙げられる。ブロッカーは1987年に『カントの占有論—超越論哲学的所有権論の問題性について—』と題する著作を発表した<sup>6)</sup>。この著作以降現在まで、カントの『法論』における所有権論の批判的・超越論的性格の解釈およびその解明に焦点をあてた論文は少なくない。しかし、1988年に出版されるG-W.キュスタースの著作『カントの法哲学』と並んで、論争後期の体系的な研究書という点でこの著作は注目に値する。またブロッカーはこの問題をめぐるそれまでの研究書や論文(1970年代以降の研究状況については、カウルバッハ<sup>7)</sup>、R.ブランド<sup>8)</sup>、W.ブッシュ<sup>9)</sup>、H.オペラー<sup>10)</sup>、M.ゼンガー<sup>11)</sup>、ケルスティン<sup>12)</sup>、K.キュール<sup>13)</sup>など肯定説を唱えている論者、およびChr.リッター<sup>14)</sup>、イルティンク<sup>15)</sup>など否定説を主張する論者)を分析・解明が不十分な点が散見されるものの、丹念に渉猟している。したがってブロッカーのこの研究書を立ち入って検討することで、ブロッカー以前の研究書や論文の内容、位置づけおよび評価がある程度把握できる。ただし言うまでもなく、1987年以降の論争状況については別途追跡しなければならない。

筆者はこれまでの研究状況を踏まえながら最終的には、ブロッカーが『法論』を批判哲学の体系の中でどのように位置づけているのか、またいかなる意味において『法論』、特に所有権論の批判的・超越論的性格を解釈し、それを解明しようと試みているのか、さらに所有権論の基礎づけのいかなる点にその現代的意義を見いだそうとしているのかを、ブロッカーの本研究書を詳細に注釈・論評することによって明らかにしたい<sup>16)</sup>。筆者のこの研究はすでにほぼ完成している。しかし残念ながら本稿では、『法論』と批判哲学との体系的解釈をめぐるこれまでの国内外の研究状況を追跡し、分析・整理するとともに、若干の批判的考察を加えるに留めざるをえなかった。

第2章では、カントの『法論』ないし法哲学、特に所有権論の批判的・超越論的性格をめぐる我が国での近年の研究状況を検討することによって、懐疑説(過度のパラレリズム説)、肯定説、一部肯定説(三「序論」肯定説)および否定説(『純粹理性批判』偏重説)が学説として分類され、現在では肯定説が通説になりつつあることを明らかにする。また、それに加えてそれぞれの主張の問題点を提示する。

第3章では、ブロッカーの上記の所論に拠りながら、主にドイツ語圏におけるカントの『法論』ないし法哲学、特に所有権論の継受史および近年の研究状況を概観する。その研究が批判哲学との体系的関連性および現代的意義といった視点からより広範に、また厳密に進展していく動向を明らかにする。

第4章では、主にP.ウンルーの所論に依拠して、「批判的」法哲学は存在するのか、という視点のもとで、カントの『法論』ないし法哲学の批判哲学における体系上の位置づけの問題をめぐる不整合性説および整合性説を比較・検討し、現在では整合性説が優位にあることを明らかにする。

第5章では、第2章から第4章までの議論を総括し、残された今後の課題を提示する。

## 2. カント法哲学の批判的・超越論的性格をめぐる我が国での近年の研究状況

カント法哲学に関する研究においては、何と言ってもドイツ語圏での厳密な文献考証学的・テクストクリティーク的研究がもっとも活発であり進展している。この章ではそれらの研究成果を積極的に取り入れている我が国の研究状況についてまず検討したい。

カント法哲学の批判的・超越論的性格ないし批判哲学の体系における『法論』の位置づけに関する我が国における近年の見解は今まで分析・分類されることがなかった<sup>17)</sup>。筆者は4つの学説に大別できると考えている。ただし各論者の考察の対象はドイツと同様に主として私法論に限定されている。

まず懐疑説（過度のパラレリズム説と呼ぶことにする）を主張する論者として三島淑臣が挙げられる。それに対して肯定説を唱える代表的論者として特に樽井正義および高橋洋城などが挙げられる。また、一部肯定説（三「序論」肯定説と呼ぶことにする）を提唱する論者として中島義道が挙げられる。さらに否定説（『純粋理性批判』偏重説と呼ぶことにする）を主張する論者として片木清が挙げられる。

他方、ドイツにおいては現在、リッターおよびイルティンクなどによる有力な否定説（それぞれ継続性説および老衰説と呼ぶことにする）もあるが、肯定説が通説となっている。我が国でも現在ではカント法哲学研究者においては肯定説が通説となりつつあると言ってよいであろう。以下において各論者の見解を検討し、その問題点を提示しよう。

### (1) 懐疑説（過度のパラレリズム説）

カント法哲学の現代的意義についてはさまざまな視点から論じられている。我が国におけるカント法哲学研究の第一人者である三島はカント法哲学の現代的可能性として特に4つのテーマを取りあげている。

(1)法と倫理との関係をめぐるカントの理論、(2)広義の所有秩序の基底についてのカントの思索、(3)政治秩序（世界秩序を含む）に関するカントの原理的構想、(4)法哲学における超越論的方法の導入、である<sup>18)</sup>。

ブロッカーの本研究はこれらすべてのテーマに関わると言える。特に(2)と(4)は密接不可分の関係にあり、その解明に重点を置いているとみることができる。三島もブロッカーもその現代的意義を認めている。

三島は法哲学における超越論的方法の導入・適用についてどのように解釈しているのだろうか。ブロッカーの本研究の中心的課題のひとつである(4)に関して、三島はまず、カントが法哲学と『純粋理性批判』の超越論的方法（手続き）との並行関係（パラレリズム）にいかにかかわっていたかを指摘している。つまりカント自身が法哲学を『純粋理性批判』における超

越論的方法によって基礎づけようと意図し、苦心しているとみなしている。ただし批判哲学の体系、特に実践哲学との関連において法哲学の超越論的性格をどのように把握すべきかという視点からではなく、もっぱら『純粋理性批判』との対比に焦点を合せているように思われる。

三島の解釈は次のような表現から明確に読み取ることができる。「私法基礎論のいたるところで、カントは『純粋理性批判』の超越論的手続との並行関係を意識的に強調している」<sup>19)</sup>、「第一批判の超越論的方法の応用ということに対してカントが並々ならぬ関心をいただいていた」<sup>20)</sup>、「第一批判の手続きと『法論』のそれとを並行化させることへのカントの欲求がいかに根強いものだったかを印象づけ」<sup>21)</sup>ている、などの表現である。その明瞭な具体的例として、外的なく私のもの・汝のもの>の対象区分における関係カテゴリーの適用 (§ 4)、外的なく私のもの・汝のもの>をめぐる理性の二律背反の思想 (§ 7 注釈部)、および可想的占有に関する図式論の応用 (§ 7)などを挙げている<sup>22)</sup>。言うまでもなく、カテゴリー、理性の二律背反および図式論はいずれも『純粋理性批判』において本質的に重要な役割を果たす概念装置である。

上述の解釈から容易に推察されるであろうが、法哲学への超越論的方法の導入・適用の成否に関して、三島は、カウルバッハの研究を批判的に検討する中で、どちらかと言えば否定的に解釈し、認識批判との過度のパラレリズムを指摘している。このことは次のような文言に端的に認められる。「カントの表現様式が、実際にとられた彼の問いの追求手続に比して過度に認識批判的手続になぞらえられすぎているのではないかと疑うべきであろう」<sup>23)</sup>、「第一批判」の超越論的手続（「いかにしてア・プリオリな総合判断は可能か」）との過度のパラレリズムの悪しき結果が顔を出しているのであろう<sup>24)</sup>、「第一批判のいわゆる「超越論的演繹」との過度のパラレリズム（逆対応をも含めて）によって…」<sup>25)</sup>、などの文言である。

他方で広義の所有権を把握するうえで、三島は超越論的方法を援用することの重要性を認めている（感性的＝物理的占有と可想的＝本体的占有の二極構成）。しかしカント法哲学における超越論的方法の貫徹を強調し、肯定説を唱えるカウルバッハの見解には懐疑的である。

三島は「法的＝実践理性の二律背反」について、「カントがここで批判哲学の独自のアプローチ方法（超越論的方法）を援用しながら明らかにしようとしている事柄－感性的＝物理的占有以外の占有形式の可能であるか否かに外的なく私のもの>の存立可能性がかかっているという一は、広義の<所有権>の（それゆえ、全所有秩序の）批判的構造把握の上で決定的に重要な意味をもっている」<sup>26)</sup>と認めながらも、他方で「このパラレリズムを、第一批判の超越論的方法そのものの独特の再解釈（理論理性の根源的行為、超越論的配置図といった発想を基礎にした）によって積極的に評価し」、「カント法哲学における超越論的方法の貫徹を強調するカウルバッハ」の主張は、「示唆するところ多い着想であるが、「私法論」自体の錯綜した論理過程の分析としては必ずしも説得的とはいえない」として懐疑的に解釈している<sup>27)</sup>。

とは言えまた、カウルバッハによる超越論的方法の独自の再解釈に示唆をえたと思われるが、三島はカントの超越論的方法を根本から見直すことの重要性も指摘している。

「この問題 [理性概念の基礎づけに経験的概念が用いられる（その逆ではない）] というこのカント哲学にとっての背理 筆者] はおそらくカント批判哲学の方法（超越論的方法）そのものの根本的見直しを迫る程の大問題であって（そのためには、従来なされて来たように「批判哲学」⇒「法哲学」の一方通行でなく、「法哲学」⇒「批判哲学」というもう一方の通行も解明されなくてはならないだろう）…」<sup>28)</sup>

超越論的方法のこのような見直しはすでにカウルバッハの論考に見出される。「法の哲学において、超越論的方法は、単に「適用されている」のではなく、むしろその中にこそ超越論哲学の思想は、その独自の省察が基礎を置いている諸原理を再認識するのである。それゆえカントの後期の法哲学（『法論』筆者）は、超越論的方法の単なる付随的適用領域ではなく、む

しろ本来的に超越論的方法の固有の領域とみなされなくてはならない。」<sup>29)</sup>これはカウルバッハによるカント法哲学解釈の一般テーゼである。

三島が主張するように、カントの法哲学は『純粹理性批判』の超越論的方法(手続き)ないし認識批判的手続きとの過度のパラレリズムを意識しているのか、それともカウルバッハが提唱するように、本来的に超越論的方法の固有領域なのかは議論の分かれるところであり、『純粹理性批判』の生成過程にも関わる重要な問題でもある。この問題は、さらに詳細な分析が必要とされる今後の課題である。しかし、カント自身が『純粹理性批判』の仕事を一箇の法廷とみなされるべきであることを明言しており、したがってこの法廷モデルは単なる比喻や修辭的表現と理解されるべきではない。そう考えるとやはり、超越論的方法の解釈にあたっては、法哲学から批判哲学という、従来なされてきたのとは逆の解釈の方向性が十分に吟味されなければならない。代表的カント哲学研究者である浜田義文が主張するように、『純粹理性批判』の法廷の根本性格を「超越論的」として解釈することも可能だからである<sup>30)</sup>。むしろこの解釈のほうがより説得力があると言ってもよい。

カントは『純粹理性批判』第一版序言の中で、法廷こそが純粹理性の批判そのものである、と明確に述べている。

「人間的本性にはその対象がどうでもよいものではありえないような、そのような諸探究に関して無頓着を装うとしても、それは徒勞である。あのいわゆる無關心主義者たちとて、たとえどれほど彼らが学術用語を通俗的な語調に変えることによって正体をくらすつもりであっても、彼らがいやしくも何ごとかを思考するかぎり、彼らがあればほど多くの輕蔑をあげさせた形而上学的主張へと逆もどりする。しかし、この無頓着は、万学の花ざかりのただなかで生じ、そのようなものがえられるものなら、人が何をおいてもけっして断念するはずのない、まさしくそうした知識に関するものであるが、なんとしてもこの無頓着は、注意と熟考に値する一つの現象である。明らかにこの無頓着は、投げやりの結果ではなく、もはや見せかけの知識によってはだまされない時代の成熟した判断力の結果であり、理性のあらゆる業務のうちで最も困難な業務、つまり自己認識という業務をあらためて引き受け、一つの法廷を設けよという勸告であって、この法廷は、理性の要求が正しい場合には理性を護り、これに反してすべての根拠のない越權を、強權の命令によってではなく、理性の永遠不変の諸法則にしたがって拒むことができるものであるが、だからこの法廷こそ純粹理性の批判自身にほかならないのである。」<sup>31)</sup>

また同書「Ⅱ超越論的方法論 第一篇 純粹理性の訓練」の中では純粹理性の批判の法廷的性格がより具体的に描出されている。

「純粹理性の批判は純粹理性のすべての係争にとっての眞の法廷とみなされうる。なぜなら、純粹理性の批判は、客觀と直接的にかかわりあうような係争にはまきこまれず、理性一般の正当性を理性の最初の制定の諸原則にしたがって規定し判定する任務をもっているからである。

こうした批判なしでは理性はいわば自然状態にあるのであって、だからおのれの諸主張や諸要求を、戦争によって以外では貫徹したり安全ならしめることはできない。これに対して批判は、すべての決定をおのれ自身が制定した根本規則にもとづいてください、そうした決定の威信は誰ひとりとして疑うことのできないものであって、私たちに法的状態の平安をあたえてくれるが、この法的状態においては私たちは訴訟によって以外では争ってはならないのである。自然状態において事件を終結させるものは勝利であって、勝利は両方の側とも誇るものではあるが、それにつづくのはたいてい不安定でしかない平和であり、それも仲裁に立つ当局によって設けられる平和であるのに反して、法的状態においてはそれは判決であって、この判決は、この場合には係争自身の源泉にかかわるゆえ、永遠の平和を保証するにちがいない。また、たんなる獨斷的理性のはてしない係争も、最後には、この理性自身のなんらか

の批判において、また理性に根拠づけられた立法に「において」平安をもとめる必要にせまられもする。それはホブズの主張するとおりであって、自然状態は不正と暴行の状態であり、人は必然的にこの状態を捨て去って、法的強制に服従しなければならないが、この法的強制のみが、私たちの自由があらゆる他者の自由と両立し、まさにこのことによって公共の福祉と両立しうよう、私たちの自由を制限するのである。」<sup>32)</sup>

このように純粋理性の批判による理性法廷設立の必然性が、理性の「自然状態」から「法治状態」への移行として描かれている。この構想は『法論』において繰り返し強調されている「戦争状態」である人間の「自然状態」から永遠平和が保証される「法治状態」としての国家への必然的移行というカントの法・国家・政治思想と重なり合っている。この重合性に関して言えば、長年にわたる法哲学の研究から着想をえた法廷的性格（思考法）がむしろ『純粋理性批判』の法廷的性格、つまり批判的・超越論的性格を逆規定しているとする見方も十分な根拠をもっていると言わざるをえない。この見方のほうがより説得的であろう。

さらに、『純粋理性批判』の論述のいたるところに法律学的思考法が見いだされる。法律用語を例として挙げれば、『法論』における占有 (Besitz) と所有 (Eigentum) との区別が『純粋理性批判』においても類比的に用いられていることは偶然ではなく、やはり法哲学から批判哲学への解釈方向の転換の妥当性を示すひとつの重要な例証であると言える。浜田はこの点についても興味深い指摘をしている。

「アプリアリな総合認識をなんらかの形で現実に所有しているという理性の「事実的所有」(Besitz=占有 B3, B117 u. a.) を、それにふさわしい「制限された争う余地のない所有権 (Eigentum)」(B796)、あるいは「合法的所有」(rechtmäßiger Besitz, B797) へと転換すること、この所有の質的転換を自らの固有の任務として引き受けるものが「理性批判」の法廷に他ならない。この法廷において、アプリアリな総合認識についての理性の所有の正当性が、理性能力の根本的批判を通じて審査され、正当と判定されたものは理性の真の権利として確立され擁護されるが、然らざるものは不法または越権として厳しく排除されるのである。」<sup>33)</sup>

この指摘から明らかなように、『法論』と同様に『純粋理性批判』の中でも占有・所有概念は理性批判の法廷において決定的に重要な役割を果たしている。

## (2) 肯定説

懐疑説はカント法哲学研究の第一人者の主張として有力説と言えるかもしれない。しかし、『法論』が批判哲学を踏まえているとする見解が、近年我が国でもカント哲学・法哲学研究者によって主張されるようになり、通説の位置を占めつつある。しかし残念ながら、それらの研究はこの論争をめぐるドイツ語圏の研究状況に言及はするものの簡略な指摘に留まっており、必ずしも十分な検討がなされていないように思われる。その理由のひとつは、『法論』への超越論的方法ないし批判的方法の導入・適用の問題がそれらの論考の中心的テーマとなっているわけではないことにもよるであろう。

まず樽井の解釈を検討しよう。樽井は、法哲学への超越論的方法の導入・適用の成否という問題視角からではなく、法哲学と批判哲学との体系的整合性という視点から『法論』を考察している。三島は主に『純粋理性批判』における超越論的方法を考察の対象にし、それと『法論』との対比に議論を限定している。それに対して樽井は理論哲学（『純粋理性批判』）と実践哲学（『人倫の形而上学的基礎づけ』および『実践理性批判』）を含む批判哲学全体を考察の視野に入れている点が異なっている。

樽井はすでに 1980 年代はじめからの一連の論考において、カントの法哲学が批判哲学を前提している、ないし踏まえているなどと指摘していることから窺えるように、法哲学と批判哲学との体系的整合性を認めている。言い換えれば、法哲学における批判的・超越論的性格

を認める肯定説を主張している。その際、特にカウルバッハの見解と同様の立場をとっていると思われる。つまり樽井は、先に検討した三島とは異なり、『純粹理性批判』の超越論的方法の独自の再解釈を打ち出したカウルバッハの主張を妥当なものであると考えている。樽井はカントの所有権論が批判哲学を前提しているとして、次のように述べている。

「カントの所有権論が明らかにした成果とみなされる、所有権という概念の広義の解釈とその社会的性格の指摘とは共に、占有を見る二つの観点の区別と、法的問題の考察に際してのその一方から他方への移行あるいは転換という作業によって、はじめて可能になったものである。同一の対象を二つの異なった観点から考察すること、つまり経験的「視点」、あるいは「立場」と先験的なそれから眺めることは、『第一批判』が教えたことであり、この二つの観点に応じてその「視界」の中に、一方には必然的な自然法則が支配する感性界、他方には自由の法則が統制する可想界が展望される。実践理性が関わる領域はこの可想界であり、その秩序は『基礎づけ』において定言命法の諸法式として示された。法は、この実践理性の領域に属しており、その一部である私法の則るべき原理が、法の法則、実践理性の法的要請、そして万人の結合した意志である。…カントの所有権論は、それに先行する批判哲学を前提していることが理解される。」<sup>34)</sup>

またカントの法哲学が特に批判的実践哲学の課題を継承しているとして、次のように述べている。

「…占有を経験的パースペクティブにおいてみる立場から可想的パースペクティブにおいて見る立場への移行が示されている。この二つのパースペクティブの区別はカントの批判哲学においてその主要な課題とされたものである。『純粹理性批判』においては、認識を経験的パースペクティブの下にある対象に限定することが説かれ、『実践理性批判』においては、行為の規準である格律を、定言命法とその諸法式によって示される可想的パースペクティブの秩序に照らして規定すべきことが主張されている。つまり後者では、意思の格律を経験的パースペクティブにおいて見る立場から可想的パースペクティブにおいて見る立場への移行が既に示されている。ここに、カントの法哲学は批判的実践哲学の課題を継承していることが理解されるだろう。」<sup>35)</sup>

さらに樽井は、『法論』と「批判的実践哲学との関係の有無は、研究者の議論が分かるところであるが、本稿は両者の間に密接不可分の関係を主張する」<sup>36)</sup>とし、カウルバッハおよび法哲学者である R. ドライアーの論文を参照している。樽井は、『法論』には「批判書」で提起された思想が貫かれており、したがって、「批判書」を踏まえているとも指摘している<sup>37)</sup>。その際ブッシュと同じく、『法論』と「批判書」の連続性を肯定する立場をとっているとする<sup>38)</sup>。また「法論は批判哲学を踏まえているとする解釈が、近年ようやく優勢になりつつあるが、その嚆矢はカウルバッハの業績にある」とし、樽井の論考も「これに多くを負っている」とする<sup>39)</sup>。さらに、「三つの理性原理（「法の法則」、「実践理性の法的要請」および「万人の統合された意志」筆者）は、私的生活の場における諸権利を根拠づけ秩序づける統制原理として使われている。このようにして、経験される世界は、感性と悟性によって、行為の世界は理性によって秩序づけられるという、カントの批判哲学における基本的な姿勢はここにも貫かれており、したがって「法論」は批判哲学を踏まえている」と主張している<sup>40)</sup>。

しかしどのような点でカウルバッハやブッシュと同じ立場なのかは具体的に明言していないように思われるが、樽井が述べているように、経験的パースペクティブと可想的パースペクティブといった「視点」ないし「立場」の区別やその「移行」ないし「転換」といった表現にみられるようにカウルバッハの研究に多くの示唆をえていると言えるだろう。「法の法則」、「実践理性の法的要請」、「万人の統合された意志」という三つの理性原理が私的生活の場における諸権利を根拠づけ秩序づける統制原理としての役割を果たしている、とする見解はすでにケルスティングの解釈に認められる。



またここでは、詳しくは立ち入らないが、カント法哲学を長年研究し、興味深い論考を発表し続けている高橋は『法論』が批判的・超越論哲学的性格を有することを自明としたうえで、「そこからさらに一步進めて『法論』中の所有論を「批判」書としていわば「法的理性批判 (Kritik der rechtlichen Vernunft)」として読むこと」が可能であるとしている<sup>41)</sup>。

### (3) 一部肯定説 (三「序論」肯定説)

中島は、『人倫の形而上学』が「批判」の思想のうえに積極的に立つものである、とするブッシュ、ゼンガーおよびケルスティングなどと基本的に同じ立場であると述べている。しかし、3つの「序論」(「人倫の形而上学への序論」、「法論の形而上学的原理への序論」および「徳論の形而上学的原理への序論」と「本論」との間に断絶があるとし、筆者のやや踏み込んだ解釈になるかもしれないが、前者についてのみ限定的に批判哲学との体系的整合性を認める、つまり「批判的方法」の適用を認める立場をとっていると思われる。ただし中島自身が「批判的方法」という言葉を使っているわけではない。

中島は次のように述べている。

「その場合(『人倫の形而上学』が「批判」の思想の上に積極的に立つということを承認するブッシュ、ゼンガーおよびケルスティング等の解釈に基本的に従う場合 筆者) カントが『人倫の形而上学』において批判期の倫理学の二書『人倫の形而上学の基礎づけ』と『実践理性批判』を意図的に変形して主要概念を継承している、という限定をつけることが必要である。言いかえれば、1765年の時点ですでに「目の前に完成」していた『人倫の形而上学』の資料を、あらためて三批判書成立後に「批判」の立場から強引に編成しなおしたものが1797年に成立した『人倫の形而上学』だ、と思われる。」<sup>42)</sup>つまり、中島はカントの「自然法講義」(1766/1767-1788)で使用されたアッヘンヴェールの教科書『自然法 (Ius Naturae)』の用語が『法論』においてそのまま使用されているに留まるとするE.アルノルトやP.ナトルプなどの考証を踏まえたフォアレンダーの指摘を援用しながら、『人倫の形而上学』のうち「序論」と「本論」とのあいだにはかなりはっきりした叙述法の相違が認められ、「人倫の形而上学への序論」、「法論の形而上学的原理への序論」、「徳論の形而上学的原理への序論」という三つの「序論」は確かに三批判書を意識した叙述であるが、これらの「序論」以外の「本論」部分は、(フランス革命を意識した明らかに批判期以降の叙述も認められるが) おおよそアッヘンヴェールの『自然法』どおりのラテン語を散りばめていることから窺えるように、古い資料をそのまま羅列しているように思われるのである。したがって『人倫の形而上学』においては、前批判期までさかのぼりうる個々の資料が、三批判書の刊行以降(すなわち1790年以降)あらためて批判の立場から見返され編成されなおされた、と見るのが妥当ではないだろうか。<sup>43)</sup>

しかしブッシュ、ゼンガーおよびケルスティングなどといかなる点で基本的に同じ立場なのか明確に言及されていない。また中島は3つの「序論」部分についてのみ肯定説を提唱しているが、ブッシュ、ゼンガーおよびケルスティングは全体としての『法論』について肯定説をとっているので、結論としては解釈が異なっている<sup>44)</sup>。さらに「本論」部分について前批判期までさかのぼりうる個々の資料がそのまま羅列されているとする見方は、むしろ否定説を唱えたりッターの継続性説の延長線上にある立場であるようにも思われる。

### (4) 否定説 (『純粹理性批判』偏重説)

明確に否定説を唱えている論者は片木である。片木は前述の諸論者とは異なって超越論的方法ないし批判的方法とは何を意味するのかをまず明らかにし、それが法哲学にも導入・適用さ

れていると言えるか、という視点から検討している。その意味でもっともわかりやすい議論である。

片木は超越論的方法ないし批判的方法をどのように解釈しているのだろうか。はじめにこの問題を検討しよう。片木は次のように述べている。

『純粹理性批判』によって開示せられたカントの哲学的方法論は、先験的（超越論的）方法論（*transzendente Methode*）あるいは批判的方法論（*kritische Methode*）と呼ばれる。それは所与としての経験的事実を前提としながら、それが普遍的な客観的認識として成立しうる諸条件を吟味し、そのような認識を基礎づけるア・プリオリな原理を批判的に確立していかうとする方法論である。いいかえればある種のア・プリオリな原理あるいは基本的概念が経験をいかにして基礎づけ、認識の客観的普遍性をえさせうるかを、批判的に問訊して、その妥当性の根拠や理由を明らかならしめようとする方法論といえるであろう。」<sup>45)</sup>

次にこのような解釈のもとで、片木は法哲学に超越論的・批判的方法を導入・適用した場合にどのような方法論をとるべきかについて検討する。

「この実践的領域（法哲学 筆者）における経験とは、「学的事実」としての実定法であり、カントによれば「ア・プリオリに理性により認識せられうる」自然法にその諸原理を負うているとされる制定法である」<sup>46)</sup>とし、K.リッサーの見解（『カントにおける法の概念』*Der Begriff des Rechts bei Kant*, 1922）に依拠して「先験的方法論はかかる学的事実（経験）より出発し、かかる事実の可能性の諸条件を指示するところの純粋な基本的概念や原理をば、かかる事実のなかより提示しかつ形成する役割を果たすのである。」<sup>47)</sup>とする。

またG.ドゥルカイトの見解（『カントにおける自然法と実定法』*Naturrecht und positives Recht bei Kant*, 1932）を援用しながら、上記の方法論と照合することによって、片木はカントの法哲学における方法論的不整合性（*methodische Inkonsequenz*）を指摘している。片木はドゥルカイトの見解を次のように引用している。

「彼の批判哲学の基本的立場に立脚すれば、カントもまた現実的に、実定法の『事実（Faktum）』だけを前提することが許されたであろう。それはそれから実定法の可能性を証明するためにであり、換言すれば、このような実定法が現に妥当性（*Geltung*）を、しかも拘束的な妥当性をもたらうということは、いかにして考えられうるかを理解させるためである。」<sup>48)</sup>

片木は『法論』を中心とする関連諸論著、『法論のための準備草稿』および『覚書き』などを可能なかぎり渉猟し、『純粹理性批判』で確立されたとされる超越論的方法ないし批判的方法の『法論』への導入・適用の成果を検討している<sup>49)</sup>。その結果、『法論』への超越論的方法の適用の不整合性、不徹底性あるいは破綻を指摘する。その際、片木が主としてH.コーエン、ドゥルカイト、W.ヘンゼルおよびW.メッツガーといった20世紀初頭のカント法哲学のルネッサンスに属する諸学者、特に新カント学派の見解に依拠していることが注意されなければならない<sup>50)</sup>。片木は次のように述べている。

「既にコーエン（ママ）によってカントの「先験的批判は、実定法に対して自由にしてとらわれない最高の批判を施さ」なかったと批判されているように、カントが経験的事実としての実定法からまず出発しなかったことに問題がある…実定法が現に拘束的な妥当性をもたらうことの可能性こそが何よりも論証されなければならなかったのである。そのかわりにカントはすでにア・プリオリな理性的拘束力をもつとされる自然法の原則から出発した。その現実的実効の妥当性を問うことなしにである。ここに無批判的な自然法（理念）の実定法（現実）化、あるいは逆に実定法の自然法化という悪循環が生じたのである。」<sup>51)</sup>

また次のように述べている。

「先験的方法論とは…「経験あるいは学的事実」としての実定法の存在を前提し、このような実定法的現実のなかよりその妥当性の可能性の諸条件を指示する、「純粋な基本的概念」を批判的に形成することにほかならない…。しかしながらカントが先験的批判の対象としたもの

は、このような現実的基盤としての実定法ではなく、むしろ「ア・プリオリに理性により認識せられうる」とする自然法にほかならなかった。」<sup>52)</sup>

カントの『法論』は、カント自身がこの著作の中で「単なる理性の限界内における法論」と呼んでいるように、経験あるいは学の事実として現に成立している実定法を対象とする理論ではなく、純粹実践理性に由来するア・プリオリな法の原理と体系を扱った理論である<sup>53)</sup>。実践哲学の一部である法哲学において、理論哲学における認識批判と類比的に経験的事実としての実定法を前提として、その可能性の諸条件を指示し、それを基礎づけるア・プリオリな諸原理を探究することが超越論的方法と言いつけるのかは疑問の余地がある。いずれにしても、片木は新カント学派のマールブルク学派と同様に『純粹理性批判』における超越論的方法を偏重していると言わざるをえない。したがって片木は、先に述べたようにシュタムラー、ケルゼンおよびコーエンなど新カント学派の主張の延長線上にある従来の多くの研究者のひとりである。

### 3. 継受史および研究状況

今まで我が国においては、カントの『法論』の継受史および研究状況について時系列的に検討した研究がなかった。以下の論述は概略にすぎないが、その継受史および研究状況の進展および変貌の一端が窺えるであろう。

ブロッカーは彼の著作の第一章「継受史および研究状況」において、主にドイツ語圏のそれまでの代表的な論者のカント『法論』、特に所有権論に対する解釈を概観している。しかし叙述が断片的で最小限に留まっているため、筆者なりに敷衍しながら検討することにしたい<sup>54)</sup>。

#### (1) 『法論』に対する A. ショーペンハウアーの批判

カントの『法論』に対する否定的評価が今日まで受け継がれてきた背景には、新カント学派による解釈の影響も決定的に重要である。しかし、その淵源を辿れば『法論』に対するショーペンハウアーの誤解に基づく酷評の影響が甚大であった。まずカントの『法論』に対する批判のもっとも鋭い先鞭をつけたショーペンハウアーの論評を検討するとともに、否定的評価が受け継がれてきた原因を探ってみたい。またそれに加えてなぜ『法論』の継受史が短命に終わったのか、その理由も検討してみたい。ショーペンハウアーは『法論』全体に対して、次のように評価している。

「私にとってカントの法律理論の全体は、もろもろの誤謬がおたがいに引き合っている奇妙なからみ合いのように思われるが、これはひとえにカントの老衰にもとづくものである。」これが現在ではイルティンクによっても主張されているいわゆる老衰説の起因となった見解である<sup>55)</sup>。

ショーペンハウアーによるカントの『法論』全体に対する全面的な批判は『意志と表象としての世界』付録『カント哲学の批判』(1819年)の中でごく簡明に述べられている。しかしカントの法哲学の批判的・超越論的性格ないし法哲学と批判哲学との体系的整合性について言及しているわけではない。ショーペンハウアーは『法論』の中には主要な二つの欠点があると指摘し、次のように述べている。

「法理論はカントの最晩年の著作のひとつであり、きわめて内容のとぼしいものであるから、わたしはそれを全面的に非とするのではあるが、それに対する論駁は不必要だと思う。なぜならこの法理論は、この偉大な人物の著作というわけではなく、平凡なこの世の人間の作りだしたものであるということになるやいなや、それ自身の内容のとぼしさのために自然に死滅するにちがいないからである。わたしはそれゆえ法理論に関しては、消極的な手続きを断念して、

積極的な手続きを引き合いに出しておく。つまりこの本の第四巻で提起しておいた法理論の簡明な概要をあげておく。カントの法理論については、一般的な所見を二つ三つだけここに書いておいてもかまわないであろう。『純粹理性批判』の考察にあたり、わたしはもろもろの欠点があったところでカントにつきまわっていることをとがめておいたが、そうした欠点は法理論のなかでもあまりにも法外に見いだされるのであり、しばしばカント的な手法を風刺するもじり歌を読んだり、とにかく少なくともカント派の人の言うことを聞いたりしているように思われるほどである。ところで次のような二つの主要な欠点がある。彼が望むのは（多くの人もそれ以来望むようになったが）、法理論を倫理学からきっぱりと分けることではあるが、それにもかかわらず、前者を実定的な立法すなわち意志決定的な強制には依存せしめず、法の概念を純粹にア・プリオリにそれだけとして存立せしめるということである。しかしこれは不可能なことである。というのは、行為というものは、その倫理的な意義と、他の人びととの、つまり他の人びとによる外的な強制との物理的な結びつきを除いては、たとえ単なる見込みとしてであっても、第三の見地というものをまったく許さないからである。したがって彼が「法律上の義務とは強制することのできる義務である」と言うとき、この「できる」は、物理的な意味で解しうるか、倫理的な意味で解しうるかのいずれかである。前者の場合、法はすべて実定的で意志決定的であり、おのれを押しとおすようなすべての意志決定はあらたに法となるのである。後者の場合、われわれはもとどおり倫理学の領域にいたのである。したがってカントの場合、法の概念は天と地とのあいだでさまよっており、頼ることのできる地盤はすこしもっていない。わたしの場合、法の概念は倫理学に属している。第二に、法という概念に対する彼の規定はまったく消極的なものであり、そのためじゅうぶんとはいえないのである。「法とは、もろもろの個人の自由が普遍的な法則にしたがって相互に共存していることと調和を保つものである。」—自由とは（ここでは意志の道徳的な自由ではなく、経験的な自由すなわち物理的な自由であるが）妨げられていないことを意味しており、したがって単なる否定であるにすぎない。共存しているということもまた、これとまったく同じ意義をもっている。それゆえわれわれはただもろもろの否定に固執しているだけであり、積極的な概念はなんら手に入れておらず、それどころか、もしわれわれがとつくにほかの方法でわかっているのではないとすれば、もともとなが話題であるのか聞き知ることもぜんぜんないのである。—あとのほうの詳論のなかで、このうえなくまちがったもろもろの見解がくりひろげられている。たとえば、自然的な状態すなわち国家の外部では、所有権はまったく存在しないというような見解である。この本当の意味は、法というものはすべて実定的であると言いたいわけであるが、これによって自然法は実定法をより所とすることになってしまう。実際はその逆であるはずなのに。さらに、合法的な取得を占有権取得によって基礎づけること、民事基本法を作成するにあたっての倫理的な義務、刑法の根拠、等々の見解がある。わたしにとってこれらすべては、すでに述べておいたように、個別的に反証する価値はまったくないと思われる。それにもかかわらず、カントのこれらの誤謬は実際にきわめて有害な影響を示してきたのであり、古くから認められ言い表されてきたもろもろの真理をあらたに混乱させ、曖昧にし、いくたの奇妙な理論や、多数の書物と論争とをひき起すものとなったのである。もちろんこれが永続きすることはありえない。すでにわれわれは真理と健全な理性とがふたたび道をひらいてゆくのを目にしてしているのである。きわめて多くの偏屈な理論と対照的に、この健全な理性を証明しているのは、とりわけヨハン・クリスティアン・フリードリヒ・マイスターの『自然法〔教程〕』である。だからといって、わたしはそれを完全性の域に達した模範であるとみなしてはいないのであるが。」<sup>56)</sup>

この引用から、ショーペンハウアーは、『法論』の中にあまりにも法外な欠点があるため真剣に取りあげるに値しないと、極論すればその内容がきわめて乏しいために論駁が不必要であり、自然に死滅するとさえ考えていたことが読み取れる。確かにこの否定的解釈はその

後カント哲学研究者に根強い影響を与え続けるが、しかし周知のようにこの予想は裏切られることになる。ここでは、ショーペンハウアーの一般的な批判として主に4つの論点を挙げるに留め立ち入った検討は控えておきたい。

第一に、カントは法理論と倫理学とを峻別することを意図したにもかかわらず、法理論を実定的な立法、すなわち意志決定的な強制に依存させず、法の概念を純粹にア・プリオリなものとして存立させたとする論点である。第二に、カントは法の概念を消極的に規定しているだけであり、積極的な規定をしていないとする論点である。第三に、カントは所有権は自然状態では存在しないと考え、自然法を実定法に依存させているとする論点である。最後に、カントは合法的な取得を占有権取得によって基礎づけているとする論点である。

また、ショーペンハウアーは『意志と表象としての世界』第62節においてもカントの『法論』を批判的に検討しているが（いわゆる老衰説が主張されているのが本節である）、特に所有権論についての批判はかなり詳細に行われている。『カント哲学の批判』の中では、カントは合法的な取得を占有権取得によって基礎づけているとし、個別的に反証する価値すらないとショーペンハウアーはみなしているが、本節ではカントは所有権を最初の占有権取得によって基礎づけようとしていると非難している。ショーペンハウアーは自己所有権的見解を援用しながら、労働所有権論的立場を自明であるかのごとく擁護し、カントによる所有権の超越論哲学的基礎づけについてまったく理解を示していない。かなりの長文ではあるが、重要なのでその箇所を引用しよう。先の文章よりも具体的に抽出されているので読み取りやすい。

「...おのれのもろもろの力によって労働で手を加えられたものだけが所有物となりうる...したがって所有物を人から取りあげれば、その人の身体のもろもろの力をその身体のなかに客観化されている意志から取りあげ、別の身体のなかに客観化されている意志にそれらの力を奉仕させることになる...なぜかといえば、不正を行使する者は、他人の身体をではなく、身体とはまったくちがう生命のない物件を侵害することによってのみ、どうしても他人の意志肯定の範囲を侵犯してゆくからである。というのは、この物件には他人の身体のもろもろの力や労働がいわば癒着しており、一体となっているからである。この結果、あらゆる真正な、すなわち道徳的な所有権は、もともとともばらひとえに労働で手を加えることにもとづくということになる。このことはカント以前にもかなり一般的に受け入れられていた。それどころか、あらゆる法律書のなかで最古のものですら、次のようにはっきりと見事に言い表している。「往時を知る賢者の宣り言にいわく、耕されし畑は、木の根を抜き、畑を清め、鋤入れせし者の所有となす。そは羚羊が、手負わせて殺したる第一の狩人のものたると同然なり。」—『マヌ法典』九・四四—。わたしにとってカントの法律理論の全体は、もろもろの誤謬がおたがいに引き合っている奇妙なからみ合いのように思われるが、これはひとえにカントの老衰にもとづくものである。彼が所有権を最初の占有権取得によって基礎づけようとしたことも、それによって説明がつく。というのは、ある物件の使用から他人を排除するというわたしの意志を宣告するだけで、いったいどうしてただちにそのための権利さえもあたえられることになるのだろうか。カントは宣告が権利根拠のひとつだと想定しているのであるが、そうではなく、明らかに宣告自体がまず権利根拠を必要とするのである。そして、ある物件の独占の要求がそれを自分で宣告したこと以外にはなにも根拠をもたない場合、ある人がその要求を尊重しなかったからといって、どうしてその人がそれ自体として、すなわち道徳的に、不正な行為をしていることになるのだろうか。どうして彼の良心がそのために彼の心をいらいらさせることになるのだろうか。というのは、正しい合法的な占有権取得などはまったくありえず、あるのはただ、ある物件にもともとのおのれのもろもろの力を振りむけることによって、その物件を正しく合法的に先占すること、取得することだけだということ、まことに明らかにたやすく見抜けることだからである。つまりある物件が、たとえ

どんなにわずかな労力であるにせよ、他人のなんらかの労力によって労働で加工され、改良され、災害から守られ、保存されるなら、よしんばこの労力が野生の果実をもらい、地面からひろいあげたりするだけのものであるにせよ、その場合には、このような物件を侵害する者は、他人がその物件にふりむけた力の成果を明らかにその人から取りあげ、したがって、他人の身体をその人の意志にではなく自分の意志に奉仕させることになり、自分自身の意志を肯定することが、その意志の現象をこえてしまい、他人の意志を否定するにまでいたるのである。すなわち不正を行うことになるのである。—これと反対に、ある物件をなんら労働で加工するでもなく、破壊から護るでもなく、ただ享受するだけならば、それに対する権利はあたえられないということは、独占するという自分の意志を宣告してもその権利があたえられないのと同じである。こういう次第であるから、ある一家がたとえ百年間ひとつの猟区において自分たちだけで狩りをしていたとしても、この猟区を改良するようなことはなにもなかったのなら、今度その同じ場所で狩りをしようと思う見知らぬよ者に対しては、道徳上の不正を犯すことなしには、その猟区を防ぐことはまったくできないのである。それゆえいわゆる先占権は、それによれば、たんにある物件をまえに享受しただけでもって、さらにおまけに報酬を、つまりひきつづいて享受することに対する排他的な権利を要求することになるのであるから、道徳的にはまったく根拠がないものである。ただこの権利だけをより所にする者に対しては、新参者のほうがずっとすぐれた権利で対抗できるであろう。「なにしろおまえさんはこれまでたんまり楽しんできなすつたんだからね、これからはほかの者が楽しむのがすじというものさ。」改善するとか災害から保護するとかによって労働で手を加えるということがまったくできないような物件については、道徳的な根拠のある独占というものは存在しない。あるとすれば、別の方面での奉仕に対する報酬としてのように、ほかのすべての人びとの側から自発的に譲渡されたためであろう。しかしそういうことは、すでに協定によって規則化された共同体、つまり国家を前提としている。—右に導きだしたような道徳的な根拠のある所有権は、その本性のうえからいって、所有者にその物件に関して、彼がおのれ自身の身体に関してもっている権力とまったく同じ無制約的な権力をあたえる。その結果として、所有者はおのれの所有物を交換なり贈与なりによって他の人びとに譲り渡すことができる。すると他の人びとは、彼がその物件を所有していたのと同じ道徳上の権利でもって、その物件を所有することになる。」<sup>57)</sup>

上記に引用したショーペンハウアーのこれらの否定的論評は、1797年に出版されたカントの「最晩年の著作」である『法論』、特に所有権論に向けられた無理解の典型的な一例である。ブロッカーも指摘しているように、『法論』はその出版後まもない初期の継受史において、老衰する精神が生み出した奇妙な後期の著作としてほとんど注意を喚起することはなかった。と言うのも、この著作はまったく不明確で、難解であり、多くの錯綜した演繹と難解な教義概念を含んでいるように思われたからである。さらに、「図式」、「飽きることのない」、それどころか病的な「体系化の意志」への支配的特徴によって際だっているとみなされてきたからである<sup>58)</sup>。したがって、上記ショーペンハウアーの無理解にもそれなりの理由があったと言える。カントの『法論』、特に所有権論に対する否定的評価が長い間受け継がれてきた原因のひとつとして『法論』そのものの晦渋な叙述や構成に問題があったことは認めざるをえない。

『法論』は1982年になってはじめてB.ルートヴィヒによって体系的に信頼できそうな形態に再構成された<sup>59)</sup>。しかしそれ以前においては、その非常に混乱した構造、典拠の疑わしいテキスト形態が研究者の厳密な読解を困難にしたのは確かである。多くの解釈者は、外形的にはカントが当時の自然法の専門用語を継受したために、カントの『法論』は18世紀に数多く出版された自然法の著作のひとつにすぎないとみなし、この著作に改めて注目することはなかった。なかでも、『法論』に対して、Chr.ヴォルフ、A.G.バウムガルテン、あるいはG.アッヘンヴァルの目的論的自然法思想に逆戻りしている、あるいは法(権利)を「もつとも悪

い自然法の伝統」の中でスコラ学的に取り扱っているとする非難が、体系的にみてもっとも重大であった。この非難はもっぱら、『法論』が『批判書』の妥当理論的諸原理と一致しないということ、および超越論哲学の体系（批判哲学の体系）から排除されるということ、つまり『法論』の批判的・超越論的性格の否定を意味していた<sup>60</sup>。この非難は1971年にリッターによって新たに提唱され、物議を醸すことになった<sup>61</sup>。これを契機として『法論』の厳密な研究が飛躍的に促進されることになる。

したがって、ブロッカーの指摘をまつまでもなく、多くの部分で損なわれた、それどころか非常に「ぼろぼろになった」『法論』のテキストの継受史がきわめて短命であったのも不思議ではない<sup>62</sup>。なぜならばこのテキストの表現は、多くの批判者の見解に従うと「きわめて不明確」（いわゆる不明確性説）であるため、その表現が実際、首尾一貫しているのか否かということが「ほとんど確定」されえないとみなされているからである。

このことは特に、『法論』の第一部私法の中で論じられている所有権論についてあてはまる。この所有権論は1929年G.ブフダによる『イマヌエル・カントの私法—自然法の歴史および体系に関する論考—』と題する著作が刊行されるまで個別に論じるに値するものであるとは考えられていなかった<sup>63</sup>。カントの法哲学一般が独自の哲学的研究の対象となった場合でさえ、その研究の中で所有権論には常にわずかのページしか与えられず、手短かに言及されるだけで、所有権の基礎づけをめぐる論争において支持し難いものとして非難された。このことは先に引用したショーペンハウアーの論評に端的に示されている。したがって、この論争において、カントによる所有権の超越論哲学的基礎づけは、ロックの『統治二論』（1690年）第二篇第五章「所有権について」の中で論じられている「労働所有権論」に対してまったく勝ち目がなく、ロックの「労働所有権論」が「道徳的に優越している」とみなされた。つまり先に検討したショーペンハウアー同様、多くの解釈者はカントの所有権論を「強者の権利（自力救済権 *Faustrecht*) に対する支持」であると誤解し、それを断固拒否したのである<sup>64</sup>。

## (2) 個別的継受史および研究状況

ブロッカーは個別的継受史において重要なすべての研究者を網羅しているわけではない。主としてドイツ語圏の代表的な研究者を取りあげている。ただし各論者が批判的・超越論的方法をどのような意味で把握しているのか、またカントによる所有権論への批判的・超越論的方法の導入・適用が成功していると解釈しているのか否か、という視点から必ずしも検討しているわけでもない。ブロッカーの研究目的からすれば、このような視点からの考察も必要であったはずである。しかし、この考察そのものが精緻な分析を要する難題であり、各論者がカントの所有権論をどのように解釈・評価しているかを略述するに留まっている。とは言え、各論者が独自の視点から所有権論を検討しており、またその研究の進展・変容の方向性が窺えるので一瞥するのは有益である。以下ブロッカーの論述に拠りながら各論者によるカントの所有権論の解釈・評価に議論を限定して、その継受史および研究状況をほぼ時系列的に概観しよう。ブロッカーによって取りあげられている論者は、A.ラッソン、W.メッツガー、K.リッサー、K.ポリエス、R.デュンハウプト、G.ブフダ、G.レーマン、R.ブラント、S.M.シエル、H.G.デガウ、G.ルーフ、K.キュール、W.ケルスティンクおよび R.ザーゲである。いずれも個別に立ち入って検討しなければならない重要な代表的研究者である<sup>65</sup>。まず、19世紀末の新ヘーゲル学派の先駆者であるラッソンから20世紀初頭の新カント学派に属する論者の解釈をみてみよう。

A.ラッソンは『法哲学体系』（1882年）の中で、カントにおいて、「個別の法制度の導出において」—所有権の導出も同様に—「カント自身がその諸原理に従って手に入れなければならないなかったものにまさにもっとも矛盾するような見解が明らかである。」<sup>66</sup>と述べている。

W.メッツガーは『ドイツ観念論の倫理学における社会、法および国家』（1917年）の中で、カントの「私法上の諸問題の取り扱いをもっとも悪い自然法上の伝統」の中に認め、「私法上の諸問題（所有権など）のカントのスコラ的取扱いはもちろんもっとも悪い自然法の伝統に陥ったままである。」<sup>67)</sup>と非難している。

K.リッサーは『カントにおける法の概念』（1922年）の中で、カントにおける所有権概念の演繹および正当化（「支配力による所有権」*Gewalteigentum*）は、はるか「ルソーの背後」に留まっている、と指摘している<sup>68)</sup>。

K.ボリエスは『政治家としてのカントー批判主義の国家・社会理論についてー』（1928年）の中で、カントがあらゆる占有は「単に手でつかむことができる、純粋に経験的な法的権限…、力の法的権限」をもつとする見解によって「ルソーの背後だけでなく、またライプニッツやそれどころかロックの背後にまで」逆戻りしている、言わば、中世のもっとも深い暗闇の中に逆戻りしていると解釈している。つまり上記リッサーの解釈をより否定的に訂正している<sup>69)</sup>。

R.デュンハウプトは彼の博士論文『カントにおける人倫、国家および法ーカント倫理学における自律と他律ー』（1927年）の中で、所有権に対してさらに無理解な解釈を提示している<sup>70)</sup>。

以上の論述から明らかなように上記の論者はいずれも、ひと言で言えば、カントの所有権論が極論すると、ロックの背後にまで逆戻る伝統的自然法論に陥っており、また所有権が経験的占有ないし支配力によって演繹・正当化されるなどと曲解し、否定的な評価を下していることが窺える。

しかしその後すぐに、先に述べたように、ブフダが彼の博士論文『イマヌエル・カントの私法ー自然法の歴史および体系に関する論考ー』（1929年）の中で、所有権についての最初の包括的な研究を発表した<sup>71)</sup>。ブフダはその中で、所有権概念の基礎づけおよび正当化を綿密に解明し、カントの所有権論を伝統的自然法論（アッヘンヴァール）から明確に際立たせる試みを行っている。この研究はカントの所有権論研究のその後の進展に大いに貢献する画期的な業績と言える。

さらに27年後の1956年になってようやく、カントの遺稿集の編者であるG.レーマンによるカントの所有権論の新たな研究が現れる。レーマンは、「カントの占有論」と題した論文において、その解釈のために広範囲にわたる『法論のための準備草稿』を踏まえて、所有権論が「批判的体系」の中に組み込まれるということに着目した。つまり所有権論の批判哲学における体系的な位置づけについてはじめて注意を喚起したのである<sup>72)</sup>。レーマンはそれまで見過ごされていたと思われる所有権論のいかなる要素に着目したのであろうか。レーマンは所有権論にみられる多くの諸要素、たとえば、法的・実践理性のアンティノミーまた「法的観念論」（*idealismus iuridicus*）、「本体的占有」およびその「図式論」などにおける法的・実践理性のアンティノミーの解決といった例証を指摘することによって、所有権論を「批判的体系」の一部として超越論哲学的に構成しようとしたカントの苦心を明らかにしようとしたのである。ブフダと並んでレーマンの研究は、その後この問題をめぐる議論では必ずと言っていいほど引用される先駆的な業績である。

しかし、カントの所有権論がいかなる論証の性格を有しているかを精緻に分析したのは、何と言ってもR.ブランドの功績である。ブフダおよびレーマンはその重要な先駆者ではあるが、ブランドの研究によってカント所有権論解釈における大きな転機が訪れることになる。1974年に出版された著作『グロティウスからカントまでの所有権論』<sup>73)</sup>の中で、ブランドはグロティウス、カンバーランド、ロック、ヒュームおよびルソーに比べてカントの章に多くのページを割いている。その中でブランドは、カントの所有権論を包括的に論述し、それを17・18世紀の自然法の伝統と対置することによって、その特殊な諸契機の中で浮き彫りにしている。ブランドはさらに、所有権のカントによる理性法的基礎づけの特殊な新奇性を特にカント自身の初期の（ロックおよびルソーの労働所有権論に近い）見解（1764年出版の『美と崇高の感情



に関する観察』のための『覚書き』から読み取れる)との対比によって明らかにしている。ブランド自身があらかじめ断っているが、このような手法で行われたカントの法思想の生成論的考察方法は、なるほど残念ながらさらに追究されてはいない。つまり所有権論の断絶、突然変異および変化は基礎づけられておらず明らかにされていない。それでもやはりブロッカーが指摘しているように、ケルスティングとともにブランドのこの著作はカントの所有権論の理性的基礎づけに関する現在もっとも重要な研究のひとつとして評価されており、繰り返し援用されている基本文献である。

さらに、英語圏の研究者として S.M. シェルの研究が指摘されなければならない<sup>74)</sup>。シェルは『理性の権利—カントの哲学および政治学研究—』(1980年)の中で、ヘーゲルに定位したカント解釈において、認識論および法理論を構造的なもの—主観的世界先占の同一理論—として解説しようとする興味深い試みを行っている。シェルは次のように述べている。

『純粹理性批判』および『法論』の両著作において、カントは彼のもっとも重要な論拠を「演繹」として提示している。この「演繹」によってカントは所有に対する請求権の正当化を意図している。演繹は両著作とも、あるものを自分のものとして所有 (possess) すること、あるいは、もつこと (have) がいかにして可能であるか、ということを確認しようとしている。超越論的演繹は客観(客体)の概念のその使用に対する「理性の権利」を確認しようとしている。<sup>75)</sup>

シェルは上述のように、認識論と所有権論との間に疑いもなく成立しているとされるひとつの類比に注意を喚起しており、独自の解釈を提示している。しかしブロッカーは、この類比を先占する主観性の理論の意味において「文字どおりに」受け取ると、所有権の特殊な法的概念はすべての輪郭を失い、カントの演繹の様式の差異が見失われる、と批判している<sup>76)</sup>。シェルの主観的世界先占の同一理論は示唆に富む解釈ではあるが、十分な吟味が必要とされる問題である。

H.G. デガウは『カントの法論のアポリア』(1983年)において、『法論』の中にあるとされる多くのアポリアを指摘している。それらのアポリアは、権利の完全にア・プリオリな体系、したがってまた、所有権のア・プリオリな基礎づけを提供しようとするその要請から生じるものであるとする。デガウによると、(社会的)現実性をこの基礎づけの関連から一貫して除外することによって、カントは、本体的(法的)占有と経験的(物理的)占有の必然的調停にはもはや成功していないとする。しかし「調停」それ自体(すなわち、「抽象」および「図式論」という方法上の諸契機)の体系的問題の綿密な分析をデガウは残念ながら行っていない<sup>77)</sup>、とブロッカーは批判している。

G. ルーフは『自由と平等—カントの政治思想における現代性について—』(1978年)の中で、特にカントにおいて疎かにされているとしてデガウが訴えている所有権の「社会的次元」を研究している<sup>78)</sup>。ルーフは、デガウの主張によれば「カント自身が彼の理論上の端初の広範囲な社会的結果をまったく意識していなかった」<sup>79)</sup>としているが、平等の確立がなければ自由の現実的諸条件が破棄されることになるので、国家の社会的形成機能は、国家の前提条件から必然的に生じるということを示そうと試みている。

K. キュールは彼の博士論文『自由秩序としての所有秩序—カントの法論および所有権論の現代性について—』(1984年)の中で、カントの私法および特に所有秩序の今日的諸問題に対するその現代的意義に焦点をあてて研究している<sup>80)</sup>。この点でキュールの研究は、彼が民法学者であるということもあって他の論者と比較してより実践的で興味深い。ブロッカーによれば、キュールはカントによって主張された所有権論の「ア・プリオリ性」を真面目に受け取り、カントを啓蒙のドイツ市民の歴史的に時代遅れの理論家としてイデオロギー的に矮小化し、過去に委ねようとする、たとえば R. ザーゲのような諸論者に明示的に反論している<sup>81)</sup>。キュールは現代の法哲学上、法政治学上の諸問題、たとえば経済秩序の法的形成可能性<sup>82)</sup>、社会的に権力を握る地位の制限<sup>83)</sup>、すべての者に対する可能な所有権取得の実現といった諸問題<sup>84)</sup>に対して、

カントの理論が適用可能であり、また有意義であるということを確認をもって論述している。ドイツにおいても珍しく哲学研究者ではなく法学者の視点から考察されたこの研究は、カントの所有権論に関する多くの新しく重要な洞察を提供しており、民法学者に対しても有益な示唆を提示している<sup>85)</sup>。

カントの法哲学全体についての今まででもっとも包括的で詳細な研究は、筆者が当初より特に注目しているケルスティングによってなされた<sup>86)</sup>。ケルスティングは、彼の教授資格論文『秩序づけられた自由—カントの法・国家哲学—』(1984年)において広範囲にわたる『法論のための準備草稿』(アカデミー版第23巻)を緻密に分析し、それを踏まえてカントの『法論』の論証建築術(Argumentationsarchitektur)を徹底的に解明している。ケルスティングは、この論証建築術は、デガウと異なり、根本的に筋の通ったものである、と解釈している。

デガウとケルスティングの研究は結果においてまったく異なっているが、特に「所有個人主義的」、つまりマルクス主義的な視点からザーゲによって著わされた論文集『イマヌエル・カントにおける所有権、国家および社会』(1973年)が注意を喚起する<sup>87)</sup>。ブロッカーが指摘しているように、ザーゲがこの著作の中で試みたのは、カントの「社会政策的理論」を「封建制から「市民社会」への移行における社会形成から生ずる」問題設定に対する回答として把握しようとするものである<sup>88)</sup>。カントの「社会政策的」哲学は—それはその哲学に基礎を置いている所有権概念との構造的絡み合いの中で「解説」されうる<sup>89)</sup>—18世紀末のドイツ市民の利益状況および自己理解をきわめて正確に「反映している」とする<sup>90)</sup>。ザーゲの研究はC.B.マクファーンソンの有名な研究『所有的個人主義的政治理論 ホッブズからロックまで』(1962年)に「決定的な示唆」を受けている<sup>91)</sup>。ザーゲはカントの哲学を「市民的思考」の典型および「所有個人主義的啓蒙の前衛」として、まったくイデオロギー批判的に使用している<sup>92)</sup>。ブロッカーによれば、この研究自体は、残念ながら—その独自性と新奇性は—まったく失敗に終わっている<sup>93)</sup>。と言うのは、ザーゲ自身があらかじめ断っているように「狭義のカントの哲学的著作、特に「三批判」の中で展開された超越論哲学的端初とその社会哲学的省察との間に明らかに存在する構造関係に関して言えば、これに関連する研究は、—ここでは—もはやなされえなかった<sup>94)</sup>からである。体系的なテキスト分析が必要であるにもかかわらず、それがザーゲの研究で行われたようにマクロ社会学的方法によって取って代わられると、テキスト解釈における不正確さと誤解がほとんど避けられないのではなからうか。

したがって、ブロッカーも指摘しているように、ザーゲはたとえば次の重要な2つの論点を見落としている。

第一に、カントはロック的所有権の「労働理論」の批判において重要な方法上および論理上の諸論拠を提示している。またこの労働理論のカントによる拒否は批判哲学の理論に起因するのであって、「ドイツの経済的後進性」によっては必ずしも十分に説明されえないということである<sup>95)</sup>。

第二に、ザーゲは「支配力の中でもつこと」(In-der-Gewalt-Haben)を「カントの所有権概念の所有個人主義的諸要素の構成要素」と特徴づけ、「支配力の契機(Gewaltmoment)にすべての人のア・プリオリな同意(この同意は私的所有権に、「いわば反作用的に、認可する理性の権限を与える)」に対する時間的ではなく、論理的優先性を認める時、「先占(occupatio 根源的取得)」と、これをはじめて正当化する「結合した意思」との原理論的関連を誤認しているということである<sup>96)</sup>。

なるほど、カントの所有権概念は個人主義的視点を含んでいるが、しかしこの所有権概念には、すべての人の意志を表現する公民的結合における正当化獲得の義務が重なっていることに注意しなければならない。ブロッカーの指摘をまつまでもなく、ザーゲが、「カントは大胆に、単純に、所有権に関する私的な使用を具体的な自由の条件のために、もっぱら実体化している」<sup>97)</sup>と記述する時、自由と所有権の基礎づけの関連がまったく逆転されていると言わざるをえない。

以上の論述から明らかなように、1929年ブフダのカント私法論に関する博士論文が公刊される以前はカントの所有権論に対しては否定的評価が一般的であり、個別に論じるには値しないとさえ考えられていた。しかしそれ以降、1956年のレーマンおよび1974年のプラントの研究によって大きな転換を迎え、多くの哲学者・法学者によるさまざまな視点からの『法論』、特に所有権論に焦点を絞った詳細な研究が現れてきたことが窺えるであろう。

#### 4. 「批判的」法哲学は存在するか

筆者はかつて、リッターの否定説以降（1971年）のカント法哲学の批判的・超越論的性格をめぐる論争の展開についてごく大まかな叙述を行った<sup>98)</sup>。ブロックもその論争について「「批判的」法哲学は存在するか」という視点のもとで簡略な検討を加えている<sup>99)</sup>。ここでは主にP.ウンルーの所論に依りながらより立ち入ってこれまでの論争を跡づけ、問題点を明確にしたい。

カントは『人倫の形而上学』の出版を早い時期から計画していた。しかしそれにもかかわらず、それが繰り返し先送りされた重要な一因は、方法論上の問題、つまり法・権利の批判的・超越論的基礎づけ、特に所有権の導出の問題が解決されていなかったことである。『純粹理性批判』（1781年）の完成によってようやくその問題が一応解決された<sup>100)</sup>。したがって、同書第一版序文での次の文章は文字通り真剣に受け取るべきである、と筆者は考えている<sup>101)</sup>。

「現代は真の意味での批判の時代であって、すべてのものが批判に服さざるをえない。宗教はその神聖によって、また立法はその尊厳によって、通例はこの批判をまぬかれようと欲する。しかしそのときには宗教も立法も、おのれに対する当然の疑惑をよびおこし、偽らざる尊敬を要求することはできないのであって、そうした尊敬を理性は、理性の自由な公然たる吟味に耐えてくることのできたもののみ認めるのである。」<sup>102)</sup>

カントは宗教や立法を単に例として挙げているのではなく、後に著されることになる宗教論や『法論』を批判哲学的に基礎づけることの体系上の必要性を説きその出版を予告している、と読むべきである。宗教的理性批判については、1793年に『単なる理性の限界内における宗教』として出版されている。他方それに対応するかのよう、1797年に出版された法的理性批判としての『法論の形而上学的基础論』を「単なる理性の限界内における法論」と、『法論』の中でカントは表現している。上記の引用から窺えるように、カントは『純粹理性批判』執筆時にすでに、後に刊行されることになる『法論』を、その成否は議論の分れるところであるが、「批判的」法哲学として構想していたことは疑問の余地がないであろう。それでは、カントに「「批判的」法哲学は存在するのか」という問題設定に対して、われわれはどのような考察方法をとるべきであろうか。学問研究一般において無用な混乱を避けるためには概念を明確に定義して議論を展開する、というのは当然の前提である。だとすれば、この問題は一見すると簡単に答えられそうに思われるかもしれない。だが事柄はそう単純ではない。だからこそ今日まで激しい議論が繰り広げられているのである。

カント法哲学の批判的・超越論的性格を問題とする場合、まずカント自身がそれらの学術用語をどのように定義しているのかを検討する必要がある。しかし、『純粹理性批判』などにみられるこれらの定義そのものがカント自身において必ずしも明確ではない。また、各論者によっても多様に解釈されており、したがってこれらの概念の意味内容も広範多岐に及んでいるという困難が伴う。さらに問題を難解にしているのは、『法論』においてはこれらの定義はまったく明示されておらず、またカント自身からすれば当然と言えるかもしれないが、自明であるかのように使用されており、カントが『法論』をその著作の中で批判的ないし超越論的法論と呼んでいるわけでもないことである。この最初の段階で多くのカント哲学研究者は大きな難題

に直面することになる。このような問題状況においてカント法哲学の批判的・超越論的性格を真正面から検討している論者のほとんどは、ドイツでは主に哲学の専門研究者である。法学の専門研究者としては先に言及したリッターやキュールなどを挙げるができるにすぎない。我が国でも事情は同様である。先に検討した三島や高橋が法学の専門研究者として挙げられるに留まる。

これはいかなる理由によるのであろうか。この問題の解明にはカントの批判哲学ないし超越論哲学、特に三批判書への深い洞察が前提とされなければならない、法学研究者にとっては論究するのが必ずしも容易ではないという事情によるのではなかろうか<sup>103)</sup>。もちろん他方で、カント哲学の専門研究者にとってもその考察対象が法学という特殊な領域であるという難解さはあるであろう。しかし法学研究者のほうがより困難が伴うと言わざるをえない。たとえば所有権論について正当にもシェルは次のように述べている。

「カントの所有権の論じ方は複雑で、入り組んでおり、また凝縮されている。読者にとって事態をさらに困難にしているのは、カントがしばしば暗黙のうちに、他の著作において提示している議論を参照したり、それに依拠したりしていることである。」<sup>104)</sup>

カントの批判哲学と『法論』との関係、言い換えれば批判哲学の体系における『法論』の位置づけについて、ウンルーは今までの論争を踏まえて、大別すると整合性説と不整合性説という独自の2つの分類を試みている。各論者がいずれの説を主張しているのかが十分に整理されているわけではなく、また各論者の所論を網羅的に検討しているわけでもないが、しかし注を参照することによってある程度理解できる。またウンルー自身がいずれの立場に立っているかは明言しておらず、整合性説が優位を占めていることを指摘するに留まっている。以下ウンルーの所論を手がかりに2つの説を検討したい。その前に彼の研究における3つの観点を提示しよう。

ウンルーは彼の博士論文『理性の支配—イマヌエル・カントの国家哲学について—』（1993年）<sup>105)</sup>第一部B「カントの批判哲学への国家論の体系的組み入れ」の中で、カントの国家論は彼の批判哲学において体系上いかなる位置を占めるのかを検討している。ウンルーによれば、カントの国家論は彼の哲学から切り離された環境ではなく、むしろカントの思想の全体系内部において必然的な一部として構成されている。したがって、国家論の研究にとって批判哲学の体系と『法論』との整合性の問題は重大な意味をもっている。この国家論の位置づけに対する問いは3つの観点において論究が必要であるとす<sup>106)</sup>。

第一に、『純粹理性批判』以降の批判的体系と『法論』との統一可能性についての見解の争いを把握することが必要である。この論争の結果は国家論にとってもまた重要な意味をもつ。

第二に、国家がカントの実践哲学の全構想においていかなる意義を有しているかという問題を明示することである。その限りにおいて、宗教哲学と歴史哲学の諸要素もまた考慮に入れなければならない。

第三に、国家論の位置づけに関する問いの要点は、「共和国」という国家論にとって中心的な概念にいかなる機能が帰するか、という問題である。これに対する解答は、この概念の実質的な諸規定を先取りすることなしには与えられない。

ウンルーは第一の観点から、『法論』と批判哲学との体系的統一可能性についての論争を検討している。われわれの問題提起にとってはこの第一の観点が重要なので、以下ウンルーの所論をみてみることにしよう。

## (1) 『法論』と批判哲学との整合性

ウンルーは、ショーペンハウアーによる「老衰説」に端を発し、現在ではリッターおよびイルティンクによって『法論』と批判哲学との整合性が否定されていると指摘している。また「老

衰説」が学問的に意味のない主張であるとされている、とする指摘は注目に値する。近年のカント文献においてはこの主張が支配的である。

カント自身、『理論と実践』(1793年)、『永遠平和のために』(1795)など多くの箇所であ・プリアリオリな諸原理における『法論』の批判的基礎づけを強調している<sup>107)</sup>。しかしそれにもかかわらず、カントによる完成原稿である『人倫の形而上学』に属する『法論』は彼の批判的主要著作において構想された哲学、つまり批判哲学とは調和しえない、とする非難は『人倫の形而上学』が刊行された直後から存在していた。カントの『法論』の出版以前にすでにこの意味における自然法論、つまり批判的自然法論が執筆されている、と思い込んでいる者さえいたと思われる。その著者とはJ.G.フィヒテである。フィヒテによる『知識学の原理による自然法の基礎』は『人倫の形而上学』の1年前、すなわち1796年に出版された<sup>108)</sup>。そして彼らの失望は『法論』と批判哲学との不整合性を指摘するものとして重要かもしれない<sup>109)</sup>。しかし1970年代以降改めて、リッターやイルティンクによって『法論』と批判哲学との整合性に対する疑念が提示された<sup>110)</sup>。カントの老衰が影響したのであるとする、この観点において標準的な異議として認定される非難は、先に検討したように、最初にそしてもっとも印象深くショーペンハウアーによって定式化されたものである。繰り返しになるが重要なので引用しよう。

「私にとってカントの法律理論の全体は、もろもろの誤謬がおたがいに引き合っている奇妙なからみ合いのように思われるが、これはひとえにカントの老衰にもとづくものである<sup>111)</sup>とする非難である。この老衰に起因するとされる非難は何を意味するのだろうか。それは、カントが『法論』の執筆にあたって、進みゆく老衰のため『法論』を批判哲学に即した仕方でも構成することがもはやできなかったということである。確かにカントの肉体的衰弱を証明する事実は、『法論』の出版以前にすでにみられた<sup>112)</sup>。しかしながら、このことが『人倫の形而上学』における批判的基礎づけやその内容に決定的な影響を与えたか否かは証明されえず、別の問題であると言わざるをえない。ウンルーも指摘するように、近年の研究においてこの老衰説は、たとえ言及されることがあるにしても、学問的には意味のない主張として説明されている<sup>113)</sup>。

## (2) 不整合性説

ウンルーが取りあげているのは、特にショーペンハウアー、コーエン、F.パウルゼン、E.ラスク、G.ラートブルフ、J.シュムッカー、リッターおよびイルティンクである。ただし、ここでは近年の論争において重要な役割を果たしているリッターとイルティンクの所論の要点に議論を限定して、その問題点を提示したい。両者とも先に述べたように不整合性説を主張する現在の代表的論者に分類されるが、その主張内容が異なっていることに注意しなければならない。

『法論』と批判哲学との統一性についての体系上の疑念は、前述したように、とりわけ新カント学派の哲学者・法学者によって唱えられた<sup>114)</sup>。『法論』の批判的・超越論的性格をめぐる現在に至る論争は、否定説を唱えるリッターの研究<sup>115)</sup>(『初期資料によるカントの法思想』1971年)と彼に反論して肯定説を主張するブッシュの研究<sup>116)</sup>(『カントの批判的法哲学の成立1762-1780』1979年)から発展したものである。この対立を契機とし『法論』の批判哲学における体系的連関の研究がテキスト内在的に、より厳密に推進されたと言ってよい。

まずリッターは、カントの法哲学と批判的思想との不整合性を『法論』における前批判的諸要素を厳密に構成することによって証明しようと試みた。リッターの研究によれば、法に関するカントの思想内部においてはいかなる断絶も示されえない。むしろ、前批判期からの思考過程の継続的な進展が観察される。しかも、この進展は理論哲学の批判主義および超越論哲学への転回によって影響を受けていないとする。

しかし、このいわゆる継続性説はすでにG.W.キュスタースによって反駁されている。つまりひと言で言えば、リッターはこの継続性説を批判的法哲学の体系的完成原稿の資料としての

『人倫の形而上学』そのものを無視して提唱している、とする反駁である<sup>117)</sup>。この反駁はもつともである。なぜならば、『法論』の出版が1797年であるにもかかわらず、リッターの研究は20年以上も前の1775年で終わっているからである。さらに論述内容に関して、リッターは『法論』の中に前批判期からの内容の継受があることを立証している。だが果たしてそれによって批判的基礎づけの可能性についての判断がなされうるのか否かは疑問の余地がある。この点において、リッターの継続性説は証明能力がないと言わざるをえないとする。むしろ現在では、法哲学者R.ドライヤーが指摘するように、カントは『法論』の「その内容を批判哲学の文脈に位置づけ」、またその内容に「批判哲学によってより深められた基礎づけを与えた」とする主張に賛成する論者が多い<sup>118)</sup>。

次にブッシュの肯定説に反論するイルティングは「カントの批判的倫理学・法哲学は存在するか」(1981年)と題する論考において、カントの倫理学全体、したがってまたその一部である法哲学も批判-概念と一致しえないと主張する<sup>119)</sup>。イルティングは批判-概念をどのように解釈しているのであろうか。カントの意味において法哲学が批判的と言えるのは、イルティングの解釈によれば、次の3つの要件のいずれかを満たしている場合だけである。

第一に、その理論が『純粋理性批判』以来のカントの理論哲学に特徴的であるような問題設定に基づいており、またそれゆえ、我々に疑いもなく与えられているものの可能性の諸条件にさかのぼって独断主義と懐疑主義の対立を克服している場合。

第二に、法哲学と『純粋理性批判』におけるカントの批判哲学とを結びつけるような諸理論を法哲学が不可分に含んでいる場合。

第三に、法哲学の中に、批判哲学が成立した(1771年以降)時にはじめてカントが発展させた特殊な諸理論ないし諸方法が見出される場合。

イルティングはこのような『純粋理性批判』ないし批判的理論哲学に偏った規準によってカントの実践哲学を検討し、これら3つの要件のいずれも満たされていないとする結論に達した。すでに筆者はイルティングの所論については反論を提示しているので、ここでは個々にその論証の詳細に立ち入ることはしない。しかし次のことは注意されなければならない。つまり後に述べるように、イルティングの議論に対する納得のいく包括的な論駁がオペラーによってなされているということである<sup>120)</sup>。結論を言えば、オペラーの主張は次のテーゼに集約される。すなわち、仮にカントの意味においてある理論が批判的であるとする特徴づけにおいて上記イルティングの解釈に従うとしても、倫理学、特に法哲学がこれらの前提条件を完全に満たしているということが示されうるということである<sup>121)</sup>。

### (3) 整合性説

ウンルーが挙げているのは、特にブッシュ、オペラー、キュールおよびケルスティンクなどである。ただし、ここではリッター説に対して包括的にしかも詳細に反論を加えているブッシュの所論の要点に議論を絞って取りあげたい。

整合性説の主張者は、その主張を裏づけるために反対説の立場を反駁するだけでなく、さらにその主張の正当性を立証する諸論拠を提示している。その中でもウンルーが特に重要視しているのが先述のブッシュの研究成果である。ブッシュによれば、カントは彼の実践哲学を批判的自由の概念のうえに樹立したのであり、しかもこの概念はすでに『純粋理性批判』の中に見いだされる<sup>122)</sup>。したがって理論的認識批判、実践的理性批判および『人倫の形而上学』の実質的内容は最高の審級としてすべてに共通な自律(Autonomie)という概念のつながりによって結びついているとする。これがひと言で言えば、ブッシュの中核的な主張である。具体的にみるとその思考過程は『純粋理性批判』を出発点とする。カントは『純粋理性批判』において「第三アンティノミー」における自由の可能性—可想的因果性—aspektoと現象的因果

性的のAspectととの区別について一を証明した<sup>123)</sup>。そしてカントは、欲求能力、意思(Willkür)、および意志(Wille)の諸概念におけるこの自由の現実性を『実践理性批判』において証明した。特に理性の事実としての定言命法について証明している<sup>124)</sup>。『実践理性批判』と『法論』との整合性は、『人倫の形而上学』の法の普遍的原理(「いかなる行為も、その行為そのものについて見て、あるいはその行為の格率に即して見て、各人の意思の自由が何びとの自由とも普遍的法則に従って両立しうるような、そういう行為であるならば、その行為は正しい(レヒト)」<sup>125)</sup>が定言命法の特例として把握される限りにおいて認められるとする。また『オプス・ポストウムム』においても、この関連を確認するようなカントの表現が証明されうるとする<sup>126)</sup>。

したがって結論的に言えば、この関連において次のことが示される。すなわち『法論』もまた、まさに超越論哲学という意味において可能性の諸条件を探求しているということである。具体的に言うと、適法的(rechtmäßig)行為の可能性の諸条件を求めている。それは、このようにして獲得された法・国家哲学を意見の衝突から引き離し、間主観的に妥当する基礎のうゑに樹立するためである。そうであるならば『法論』においては「超越論哲学に深く固定された諸要請」を含む理論が問題になる、という結論に至る<sup>127)</sup>。

#### (4) 不整合性説と整合性説との調停

ウンルーは、もうひとつの重要な見解としてオペラーを取りあげている。オペラーは「カントの法論は批判的哲学か」(1983年)と題する論考において、リッターおよびイルティンクによる不整合性説とブッシュによる整合性説との論争を調停しながら、カント法哲学の批判的性格をめぐる問題を検証している<sup>128)</sup>。この見解によれば、『法論』は批判的理論哲学との整合性という観点からは検証されず、むしろ特に実践哲学、したがってまた法哲学を考慮に入れて構想されているとする批判哲学の全体系の中に組み込まれているものとして位置づけられる<sup>129)</sup>。『プロレゴメナ』(1783年)の序言の中でカント自身が卒直に告白しているように、自由の(実践的)問題がカントを「独断のまどろみ」から覚醒させ、『純粹理性批判』から始めることによって批判哲学の完成へと誘発した。この事実はカントの証言によって確認されう<sup>130)</sup>。結論においてブッシュの主張を擁護するオペラーのこのような解釈(調停説と呼ぶことにする)も傾聴に値する独自の学説である。

#### (5) 整合性論争の成果

ウンルーのカント国家哲学研究の枠内では、この論争を最終的に評価するまでには至っていない。確かに両陣営が主張する主要な見解に対してはそれぞれもっともな論拠が提示されており、精緻な吟味が必要である。しかしウンルーも述べているように、ブッシュによって主張された『純粹理性批判』における「第三アンティノミー」から出発し、『実践理性批判』における定言命法を経由して『法論』における法の普遍的法則(「汝の意思の自由な行使が普遍的法則に従って何びとの自由とも両立しうるような仕方で行為せよ」<sup>131)</sup>に至る論証のつながりから導き出される整合性説が学説上優位な位置を占めている。

ウンルーの指摘をまつまでもなく、周知のようにわれわれはカントの法哲学に対する次の批判を見落としてはならない。『法論』は基礎づけの視点からではなくその個々の思想内容からみれば、時代や政治・社会的背景による制約があるとしても、理性の法廷の前では明らかに主張されえないような理論を提示しており、それは現在でも前近代的思想としてしばしば批判の対象とされているという事実である。たとえば特に、婚姻法および家族法における夫の特権化、国家法に対するその影響、非独立就業者を(能動的)国家公民の共同体から締め出しているこ

となどが挙げられる<sup>132)</sup>。ここでもまた先に述べた不明確性説がカント文献において根絶し難い影響を与えている。

しかしこのような批判があるにせよ、『法論』と批判哲学との体系的整合性は、この視点を中心化していない諸論者においては一般常識として受け入れられていると言える<sup>133)</sup>。カント論争において「カント哲学の完結性」説が支配的位置を占めている<sup>134)</sup>、ということが確認できる。現在では『法論の形而上学的基礎論』を「批判哲学」として解釈する研究がますます優位を占めるようになってきている<sup>135)</sup>。

## 5. 結びにかえて

ここでは今までの議論を総括し、残された今後の課題を提示したい。第二章ではわが国における近年の見解を4つの学説に大別した。一つ目が懐疑説（過度のパラレリズム説）である。この説によれば、法哲学への超越論的方法の導入・適用の成否に関して『純粹理性批判』における認識批判との過度のパラレリズムを指摘し、どちらかと言えば否定的に解釈している。二つ目が肯定説である。この説によれば『法論』には批判書で提起された思想が貫かれており、したがって批判書を踏まえていると指摘し、『法論』と批判哲学との体系的整合性を主張している。つまり『法論』の批判的・超越論的性格を肯定している。三つ目が一部肯定説（三「序論」肯定説）である。この説によれば、3つの序論（「人倫の形而上学への序論」、「法論の形而上学的原理への序論」および「徳論の形而上学的原理への序論」）と「本論」との間に断絶があるとし、前者についてのみ批判哲学との体系的整合性を認める。つまり3つの序論についてのみ「批判的方法」の適用を認める立場をとっている。四つ目が否定説（『純粹理性批判』偏重説）である。この説は『純粹理性批判』で確立されたとされる超越論的方法ないし批判的方法の『法論』への導入・適用の成果を検討し、『法論』への超越論的方法の適用の不整合性、不徹底性あるいは破綻を指摘している。

第三章では、ショーペンハウアーの『法論』に対する否定的論評以降、主にドイツ語圏におけるカントの『法論』、特に所有権論の解釈を概観した。1929年ブフダのカント私法論に関する博士論文公刊以前は、カントの所有権論については個別に論じるには値しないとの否定的評価が一般的であった。しかしそれ以降、1956年のレーマンおよび1974年のブランツの研究によって大きな転換を迎え、多くの哲学者・法学者によるさまざまな視点からの『法論』、特に所有権論に焦点を絞った詳細な研究が現れてきたことを明らかにした。

第四章においては、カントの批判哲学と『法論』との関係、言い換えれば批判哲学の体系における『法論』の位置づけについて、主にウンルーの所論によりながら、ブッシュおよびオペラーによって主張される整合性説と、リッターおよびイルティンクによって提唱される不整合性説とに分類し、それぞれの解釈を検討した。そして現在では整合性説が定説となっていることを明らかにした。

しかし本稿では1987年以降の論争状況については立ち入って検討することができなかった。それについては引き続き考察しなければならない。また、特にブロッカーが『法論』を批判哲学の体系の中でどのように位置づけているのか、またいかなる意味において『法論』、特に所有権論の批判的・超越論的性格を解釈し、それを解明しようと試みているのか、さらに所有権論の基礎づけのいかなる点にその現代的意義を見いだそうとしているのかを考察することが今後の課題である。さらにリッター、ブランツ、ブッシュ、オペラー、ゼンガー、キュール、ツォッタ、ヘッフエ、マリバボ、R.フリードリヒおよびミュラーなど代表的論者の所論については個別に立ち入って検討したい。



## 註

以下においてカントの著作集からの引用はすべてアカデミー版カント全集(Kant's gesammelte Schriften, herausgegeben von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften (und Nachfolgern) Berlin 1900ff.)を用い、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で表記する。ただし『純粹理性批判』については慣例に従って初版をA、第2版をBと記し、本文中に記されている番号で表示する。邦訳については、理想社版『カント全集』および岩波版『カント全集』を適宜使用している。『法論』については、『世界の名著 39 カント』所収の『人倫の形而上学<法論>』加藤新平・三島淑臣訳、中央公論社、1979年を基本的に使用している。

- 1) グローバルな規模で実施されたカント再評価の国際動向、カント研究の現状およびカントの今日的意義については、牧野英二「カントは200年前に亡くなった。しかし彼の哲学は依然として生きている。カント没後200年を迎えて」特に1.「没後200年を迎えた国際社会の動向」①「いまなぜカントか」、②「カント再評価の諸行事とその意義」、2.「カント研究の現状」①「カントの知的関心の射程」、②「カント研究の現段階」、③「カント研究のグローバル化」、3.「カントの今日的意義」①「科学批判と人間の善き生き方の方向づけ」、②「人間の幸福と世界平和の実現を目指して」、③「真に啓蒙化された人間・社会と判断力の成熟の必要」『特集カント没後200年』所収、牧野英二編、別冊情況2004、12、情況出版、2004年、6-19頁が簡潔に整理しており参考になる。中公クラシックスW42『カント プロレゴメナ 人倫の形而上学の基礎づけ』所収、土岐邦夫、観山雪陽、野田又夫訳、中央公論社、2005年、坂部恵「二〇一年目のカント」1-3頁参照。また、中村博雄「「恒久平和」(日本国憲法前文)の形而上学的解明—カント批判哲学による「日本国憲法からの提言」の哲学的基礎づけ—」、『法の理論 24』ホセ・ヨンパルト、三島淑臣、長谷川晃編集、成文堂、2005年、64頁、注(10)を参照。

もちろん我が国でもカント没後200年の記念行事が開催された。

5月23日に南山大学で開催された日本哲学会が企画した共同討議および11月13、14日に京都大学で開催された日本カント協会の大会がそれにあたる。

記念論文集としては『哲学』第55号、日本哲学会編、2005年、『日本カント研究6 批判哲学の今日的射程』日本カント協会編、理想社、2005年、『思想』2006年第4号、No.984、岩波書店、2006年および前掲書が挙げられる。記念論文集ではないが、1990年代以降におけるカントの思想・哲学の目覚ましい見直し・復興の諸相を収めた論文集として、『カント哲学のアクチュアリティ—哲学の原点を求めて—』坂部恵・佐藤康邦編、ナカニシヤ出版、2008年が参考になる。

また1989年以降、ドイツのKant-Studienと同様に継続的な意図のもとでカント哲学に関する研究論文集として『現代カント研究』を刊行している晃洋書房からカント没後200年を記念して研究書や翻訳書が出版されている。

『現代カント研究9 近代からの問いかけ—啓蒙と理性批判—』カント研究会、木阪貴行・菅沢龍文・河村克俊編、2004年、『カント哲学の特性』藤田昇吾、2004年、『道徳性の逆説—カントにおける最高善の可能性—』倉本香、2004年、『啓蒙主義の美学—ミメーシスからポイエーシスへ—』アルマン・ニヴェル著、神林恒道訳、2004年。

- 2) *Jahrbuch für Recht und Ethik, Band5(1997)Themenschwerpunkt: 200 Jahre Kants Metaphysik der Sitten*, hrsg., B.Sharon Byrd, Joachim Hruschka, Jan C. Joerden, Berlin 1998. 本刊はカントの『人倫の形而上学』出版200年を記念して編集されたものである。私

法論については特に本稿との関連において次の2つの論文が興味深い。

Hans Friedrich Fulda, Kants Begriff eines intelligiblen Besitzes und seine Deduktion(„Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre“, §6), S.103-119. Kenneth R. Westphal, Do Kant's Principles Justify Property or Usufruct?, S.141-194.

Recht, Staat und Völkerrecht bei Immanuel Kant. Marburger Tagung zu Kants 'Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre', (Hrsg.) Dieter Hüning und Burkhard Tuschling, Berlin 1998. 私法論については次の3つの論文が示唆に富んでいる。Jeffrey Edwards, Disjunktiv-und kollektiv-allgemeiner Besitz:Überlegungen zu Kants Theorie der ursprünglichen Erwerbung, S.121-139. Hans Friedrich Fulda, Zur Systematik des Privatrechts in Kants Metaphysik der Sitten, S.141-156. Davor Rodin, Der Lebenssinn der Unterscheidung von possessio noumenon und possessio phaenomenon bei Kant, S.157-167.

Kant's Metaphysics of Morals. Interpretative Essays, Oxford University Press, edited by Mark Timmons 2002. 占有の正当化および契約論については次の論文が参考になる。Kenneth R. Westphal, A Kantian Justification of Possession, pp.89-109. Sharon Byrd, Kant's Theory of Contract, pp.111-131.

40年以上にわたってカントの『法論』の研究に専念された、我が国におけるカント法哲学研究の第一人者である三島淑臣の論文集『理性法思想の成立—カント法哲学とその周辺—』成文堂、1998年もカント『法論』刊行200年を記念して出版されたカント法哲学研究の集大成である。筆者も三島の諸論文から常に啓発されている。

ラルフ・ドライアーはARSP (Archiv für Rechts-und Sozialphilosophie) に掲載された「ドイツにおける現代の法哲学の主潮流 Hauptströmungen gegenwärtiger Rechtsphilosophie in Deutschland」(Vol.81・1995 2.Quartal・Heft2, S.155-163) と題する論文の中で、現代ドイツにおける法哲学の3つの傾向を挙げている。その第一の傾向は、古典学者、特にカント、フィヒテおよびヘーゲルへの回帰であると指摘している。また、カントの法哲学に関して1995年までの15年間にほぼ毎年モノグラフが出版されていると言及し、その現代的意義を強調している。ドライアーが言及した1995年から2014年の現在に至るまで、カント法哲学に関する論文集や研究書がほぼ毎年出版されており、没後200年を契機にその今日的意義はますます高まっている。

またドライアーの指摘以前にもヴォルフガング・バルトウシャットが彼の論文「カント法哲学におけるア・プリオリ性と経験 Apriorität und Empirie in Kants Rechtsphilosophie」(in: Philosophische Rundschau. 34 (1987) S.31) の中で、現在特に批判哲学と『法論』との関連の問題が重要な研究対象となっていることを指摘している。

「カントの法哲学は最近ますます注目されるようになった。G-W.キュスタースはこのことを最近、本雑誌 (30. Jg., 1983) において証明した。正当にもキュスタースは次のことを指摘した。つまり、その際「関連の問題」(S.210) は、すなわち、批判的哲学の文脈における『法論』の位置の問題、より詳しく言うと、法と道德の問題、特に批判と教説ないし形而上学との関連の問題は特別な重要性をもっている。この関連からはじめてその特殊な位置だけでなく、『人倫の形而上学』の一部である『法論』の独自性が解明される。」

1980年代末までのカント法哲学の研究状況、『法論』の継受史、新カント学派と『法論』、『法論』の批判的性格の問題、『法論』の現代的意義などについては、やや古いがキュスタースの著作が簡潔に整理しており、参考になる。筆者がカントの法哲学の研究に取り組みはじめた際に、研究の指針として大いに示唆を受けた。Gerd-Walter Küsters, Kants Rechtsphilosophie, Darmstadt 1988.

他方、我が国では英米で現在議論されている問題についての研究は少なくないが、古典

学者の著作に立ち返り、それを再検討し、その現代的意義ないし有効性を探求する試みは必ずしも多いとは言えないように思われる。

ところで『法論』出版 200 年、カント没後 200 年を機縁として、カント法哲学はさまざまな視点から脚光を浴びているが、その現代的意義はどのように捉えられているのだろうか。カント法哲学の現代的意義についてやや立ち入って検討してみよう。

上述したように、カント法哲学に対する関心が近年ますます高まってきている。それはいかなる理由によるのだろうか。またその現代的意義はどこに見いだされるのであろうか。ここでは、網羅的に把握しているわけではないので、ドイツおよび我が国の若干の研究者の見解を検討するに留めたい。

カントの国家論に重点を置いている、ドイツの研究者の見解をみてみよう。P.ウンルーは彼の博士論文である『理性の支配—イマヌエル・カントの国家哲学について—』において、この 20 年間にカント法哲学に関する新しい研究書が多数出版されている理由として、カントの『法論』における法的自由の構想および法治国家構想の今日的意義や魅力によるのではないかと推測している。Die Herrschaft der Vernunft. Zur Staatsphilosophie Immanuel Kants, Baden-Baden 1993, S.14.

また、フランクフルト学派に属する I.マウスは民主的立法権を国民自身のもとに取り戻し活性化すること、近代民主権原理の本来の意味を再認識することが重要な課題であり、18 世紀のもっとも首尾一貫した民主制理論を展開したのがカントに他ならず、その法思想・政治哲学を全面的に取り上げ、精密な検討を通じてその民主制理論の今日的意義について積極的に解明しなければならない、としている。現在世界中に民主制国家が広がる反面、民主制理論の退行現象がみられると考えるマウスは、近代民主制成立期に位置するカントの法思想・政治哲学への回帰、その正確な理解を通じて現代民主制のあり方を再考する必要性を強調している。Zur Aufklärung der Demokratietheorie. Rechts-und demokratietheoretische Überlegungen im Anschluß an Kant, Frankfurt am Main 1992. 『啓蒙の民主制理論—カントとのつながりで』浜田義文・牧野英二監訳、法政大学出版局、1999 年、監訳者あとがき 369-370 頁参照。また福井徹也「法外的な民主権？ I.マウスのカント論について」185-198 頁参照、『法の理論 20』所収、ホセ・ヨンパルト、三島淑臣、笹倉秀夫編集、成文堂、2000 年。

ウンルーおよびマウスはカントの『法論』の中でも特に国家論に焦点をあて、法的自由の構想、法治国家構想、民主制理論の今日的意義を強調している。さらに、W.ナウケは『経験的法論に対するカントの批判』(Kants Kritik der empirischen Rechtslehre, Stuttgart 1996, S. 185-199.) において、カントが経験的法論と純粋な法論とを区別し、従来の伝統とは異なってこの区別に原理的な転換を与えていることを重要視しており、カントが経験的法論(ナウケによれば今日これに属するのは、たとえば道路交通法、税法、大学法および食品衛生法である)を脳髓のないものとしてきわめて激しく批判している点に注目している。なるほどナウケも主張するように、カントの表現を借りれば「単に経験的であるだけの法論は、[ちょうどパイドロスの寓話の中の木製の頭のように] 美しいかもしれないが、ただ残念なことに脳髓のない頭でしかない」(VI, 230、中公版『法論』354 頁)と言えるかもしれない。しかし上記の法律が単なる経験的法論と断定できるかは難しい問題である。

最近のドイツ語圏における論文として次のものが参考になる。

Otfried Höffe, Ist Kants Rechtsphilosophie noch aktuell? in:Immanuel Kant. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, hrsg., O. Höffe, Berlin 1999, S. 279-291. Heinz-Gerd Schmitz, 12.Rechtsphilosophie. Kantisches Vernunftrecht und seine gegenwärtige rechtsphilosophische Reinterpretation, in:Warum Kant heute? Dietmar H.Heideman, Kristina Engelhard (Hrsg.) , Berlin · New York 2004, S.306-327.この論文

集はカント没後 200 年を記念して刊行されたものである。15 人の著名な研究者がカント哲学におけるそれぞれの領域の現代的意義を指摘している。

Gerd Heinrich, Immanuel Kant und die preußischen Staatsreformen, Rezeptionen, Einflüsse und Verwertungen, in: Kant in seiner Zeit, hrsg., Eberhard Günter Schulz, Zürich·New York 2005, S.123-145. 本論文集はカント没後 200 年を記念して「カントとその時代」というテーマのもとで編纂されたものである。P.Unruh, Die vernunftrechtliche Eigentumsbegründung bei Kant, in: Was ist Eigentum? philosophische Positionen von Platon bis Habermas, hrsg., Andreas Eckl und Bernd Ludwig, München 2005, S.133-147. Reinhard Brandt, Immanuel Kant—Was bleibt?, Hamburg 2010, IV. Aporien der Rechtslehre, S.127-150. Manfred Baum, Recht und Ethik in Kants praktischer Philosophie, in: Kant in der Gegenwart, hrsg., Jürgen Stolzenberg, Berlin·New York 2007, S.213-226.

次に我が国の研究者の見解をみてみよう。

樽井正義は近代の法哲学におけるカント法哲学の独自の貢献として特に次の 2 点を挙げている。岩波版『カント全集 11 人倫の形而上学』2002 年、「解説（法論の形而上学的定礎）」427-444 頁参照。

第一に、私的所有権の成立に対する共同体の意志の関与の不可欠性および重要性である。樽井は次のように指摘している。「ロックにおいては、所有の権原は個人の労働にあり、それゆえに共同体の干渉を退ける。カントにおいては、個人の所有の成立には共同体の意志の関与が不可欠であり、所有は必然的に共同体の保護とともに規制のもとにおかれる。生存、医療、教育などをすべての人に公共財として保障する、地球環境を未来の世代のためにも保護するといった、いま私たちに対応が迫られている課題にとって、このカントの議論は重要な示唆を与えてくれるように思われる。」同書、432 頁。

第二に、法治国家秩序と世界平和秩序ないし国際社会秩序を包括的に考察する観点の重要性である。樽井は以下のように指摘している。

「近代の法哲学は、国家を形成し維持することを主要な課題の一つとしており、カントの公法論の議論もそこに重きが置かれている。しかし同時に、法治国家の秩序と世界の平和あるいは人類の安全という秩序とを、連続するものとして包括的に考察する観点も示している。この観点のもつ意味は、いま私たちにとって、カントの時代とは比較を絶して重いものになっている。国家という枠組みが機能せず、あるいは障碍となり、さらには崩壊しているという現実直面して、国家のあり方と国際社会のあり方を関連づけて再検討するという課題に答えなければならないからである。」同書、433 頁。

また三島は特にカント所有権論の現代的意義について 2 つの論点を挙げている。

第一に、所有権の問題は究極的には世界公民状態としての全人類の世界共和国の確立が前提され、その「実定法」秩序の樹立が不可避的に要求される、とする論点である。

三島は次のように指摘している。

「「地表の球形性」に基づく「<sup>○</sup>全<sup>○</sup>地<sup>○</sup>球<sup>○</sup>上<sup>○</sup>の土地の根源的共有」という汎世界的概念は、一国内の「公的＝配分的正義」の確立で自足し得ず、汎世界的な「公的＝配分的正義」の確立を、それゆえ「世界公民状態」とその「実定法」秩序の樹立を不可避的に要求するのである。すなわち、カントにとって、所有権問題の最終的解決は結局のところ「世界公民状態」としての全人類的世界共和国の確立を前提するということである。これはまことに深遠な、現代でもまだアクチュアリティを失わない、否、むしろ、「生存の維持に必要な限度」すらも奪われた難民の満ちあふれる現代世界においてこそ増々その切実さを加えつつある思想だと言わなければならない。」『理性法思想の成立—カント法哲学とその周辺—』、158-159 頁。

第二に、所有権の存立・行使にとって「普遍的結合意志」の概念が不可欠の根本概念であ

り、この概念の内容を具体化し、現代所有秩序の批判・再構築の有効な規準を見いだすことが重要である、とする論点である。

三島は次のように述べている。

「カントの労働所有説批判と所有における「普遍的結合意志」の強調は、私たち現代人の所有問題への対処に際して決定的な重要性を持っている。所有権という概念は社会的＝相互行為的な人間関係の中にその場を持っているのであって、個別的な人間と物との関係ではない。少なくとも、そこに本質はない。そして、所有権の含意する、或る物の支配からの「あらゆる他者の排除」という権能はカントが強調したように万人に対する立法的拘束性賦課である以上、「普遍的結合意志」の概念は所有権の存立・行使には不可欠の根本概念なのである。だが、カントが実際に展開した当該概念の内容は、あまりにも抽象的で、没歴史的に過ぎると言わなければならない。この概念の内容を現実社会の歴史的な脈に即して具体化し、現代所有秩序の批判・再構築の有効な規準たらしめるためには、それと、それぞれの時代や民族の社会状況、精神状況、経済的仕組みの精密な客観的・社会科学的分析やそれを基礎にした柔軟な状況判断などとの有機的連結が不可欠であろうし、またそうした連結を容易ならしめる方向で彼の「普遍的結合意志」概念自身も（例えば「目的自体としての人間たちの共生」といった形で）再構成される必要がある。」同書、268-269頁。（初出、「近代の哲学的所有理論—ロックとカントを中心に—」『法哲学年報 1991年 現代所有論』所収、有斐閣、1992年、21-22頁。）

上記の論述から明らかなように、三島と樽井は私的所有権の基礎づけにおいてカントの所有権論の現代的意義を強調している。

近年のカント法哲学研究においては珍しく、家族法論の現代的意義について論じている論文として、永尾孝雄「カント家族法論の現代性」、『自由と正義の法理念 三島淑臣教授古稀祝賀』所収、編集委員ホセ・ヨンパルト・田中成明・竹下賢・笹倉秀夫・酒匂一郎・永尾孝雄、成文堂、2003年、203-225頁がある。

また、1996年のARSP (Vol.82・1996 2.Quartal・Heft 2 Themenschwerpunkt: Rechtsphilosophie und Rechtslehre Kants)においても永遠平和論、政治理論および所有権論を中心に、「カントの法哲学および法理論」をテーマとして特集を組んでいる。以下の論文が掲載されている。

Hermann Klenner, Kants Entwurf „Zum ewigen Frieden“ —Illusion oder Utopie?

Reinhard Merkel, „Lauter leidige Tröster“? —Kants Entwurf „Zum ewigen Frieden“ und die Idee eines Völkerstrafgerichtshofs.

Gerd Roellecke, Kants Rechtsphilosophie und die Modernisierung der Gesellschaft.

Peter Unruh, Anmerkungen zum Begriff der politischen Vernunft bei Kant.

Michael Henkel, Normen und politischen Handeln: Zur moralischen Verurteilung der Politik bei Kant und Hayek.

Helmut Nicolaus, Freiheitsgesetzlichkeit versus Sozialbindung. Sozialistische Rezeptionen des Kantischen Eigentumsrechts.

Yumi Saito, War die Umstellung von § 2 der Kantischen „Rechtslehre“ zwingend?

Bernd Ludwig, Postulat, Deduktion und Abstraktion in Kants Lehre vom intelligibelen Besitz.

Yumi Saito, Die Debatte weitet sich aus.

Sven ove Hansson, Legal Relations and Potestative Rules.

最近のカント法哲学に関する重要な論文集および研究書として前掲書以外に次のものが挙げられる。

Wilfried Küper, Immanuel Kant und das Brett des Carneades. Das zweideutige

Notrecht in Kants Rechtslehre, Heidelberg 1999. Thomas Kater, Politik, Recht, Geschichte. Zur Einheit der politischen Philosophie Immanuel Kants, Würzburg 1999. Götz Landwehr (Hrsg.), Freiheit, Gleichheit, Selbständigkeit. Zur Aktualität der Rechtsphilosophie Kants für die Gerechtigkeit in der modernen Gesellschaft, Hamburg 1999. Volker Marcus Hackel, Kants Friedensschrift und das Völkerrecht, Berlin 2000. Franco Zotta, Immanuel Kant. Legitimität und Recht. Eine Kritik seiner Eigentumslehre, Staatslehre und seiner Geschichtsphilosophie, Freiburg·München 2000. Balimbanga Malibabo, Kants Konzept einer kritischen Metaphysik der Sitten, Würzburg 2000. O. Höffe, »Königliche Völker« Zu Kants kosmopolitischer Rechts- und Friedenstheorie, Frankfurt am Main 2001. Ulrich Thiele, Repräsentation und Autonomieprinzip. Kants Demokratiekritik und ihre Hintergründe, Berlin 2003. Rainer Friedrich, Eigentum und Staatsbegründung in Kants Metaphysik der Sitten, Berlin·New York 2004. Wolfgang Kersting, Kant über Recht, Paderborn 2004. Diethelm Kleszczewski, Steffi Hüller, Frank Neuhaus (Hrsg.), Kants Lehre vom richtigen Recht. Aufklärung der Menschheitsfragen der gegenwärtigen Jurisprudenz?, 2005. Die Aktualität der Philosophie Kants: Bochumer Ringvorlesung Sommersemester 2004, (Hrsg.) Kirsten Schmidt, Klaus Steigleder und Burkhard Mojsisch, Amsterdam·Philadelphia 2005. この論文集はカント没後 200 年を記念してポーフムで開催された講演をもとに編集されたものである。Rainer Keil, Kants Demokratieverständnis und Ausländerwahlrechte heute, Baden-Baden 2006. この著作は 2005 年ハイデルベルク大学において受理された博士論文を加筆したものである。Kant and Law, edited by B.Sharon Byrd and Joachim Hruschka, Ashgate 2006. Georg Römpp, Kants Kritik der reinen Freiheit. Eine Erörterung der Metaphysik der Sitten, Berlin 2006. Tudor Avrigeanu, Ambivalenz und Einheit. Eine Untersuchung zur strafrechtswissenschaftlichen Grundlagendiskussion der Gegenwart anhand ihrer Bezüge zu Kants Philosophie, Baden-Baden 2006. この著作は 2004 年ボン大学において博士論文として受理されたものである。Marc Schattenmann, Wohlgeordnete Welt. Immanuel Kants politische Philosophie in ihren systematischen Grundzügen, München 2006. Kants „Metaphysik der Sitten“ in der Diskussion. Ein Arbeitsgespräch an der Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel 2009, (Hrsg.) Werner Euler und Burkhard Tuschling, Berlin 2013.

Katrin Gierhake, Begründung des Völkerstrafrechts auf der Grundlage der Kantischen Rechtslehre, Berlin 2005. 本著作は 2004 年ボン大学において受理された博士論文である。

Christian Niebling, Das Staatsrecht in der Rechtslehre Kants, München 2005. 本著作は 2004/2005 年冬学期にテュービンゲン大学において博士論文として受理されたものである。

Jahrbuch für Recht und Ethik, Band14(2006) Themenschwerpunkt: Recht und Sittlichkeit bei Kant, (Hrsg.) B. Sharon Byrd, Joachim Hruschka und Jan C. Joerden, Berlin 2006. 本刊は G.ガイスマンの提案を編集者が取りあげて「カントにおける法と倫理」というテーマのもとで編纂したものである。

Jahrbuch für Recht und Ethik, Band 16(2008) Themenschwerpunkt: Kants Metaphysik der Sitten im Kontext der Naturrechtslehre des 18. Jahrhunderts, (Hrsg.) B. Sharon Byrd, Joachim Hruschka und Jan C. Joerden, Berlin 2008. 本刊は 2007 年イェーナ大学において、「18 世紀の自然法論の文脈におけるカントの人物の形而上学」というテーマで開催されシンポジウムをもとに編纂されている。

Recht und Frieden in der Philosophie Kants. Akten des X. Internationalen

Kant-Kongresses Band4, Herausgegeben im Auftrag der Kant-Gesellschaft von Valerio Rohden, Ricardo R.Terra, Guido A.de Almeida und Margit Ruffing, Berlin · New York 2008. 特に次を参照。Sektion VII Kants Rechts-, Staats- und politische Philosophie.

Bernhard Jakl, Recht aus Freiheit. Die Gegenüberstellung der rechtstheoretischen Ansätze der Wertungsjurisprudenz und des Liberalismus mit der kritischen Rechtsphilosophie Kants, Berlin 2009. 本研究書は2006年夏学期ミュンヘン大学において受理された博士論文である。

Georg Geismann, Kant und kein Ende. Band2 Studien zur Rechtsphilosophie, Würzburg 2010.

B.Sharon Byrd and Joachim Hruschka, Kant's Doctrine of Right. A Commentary, Cambridge University Press 2010.

Tanja J.Winkler, Die Freiheit im und vom Staate bei Immanuel Kant, München 2011. 本著作は2008/2009年冬学期にミュンヘン大学に提出された博士論文である。

David Kräfft, Apriorität und Positivität des Rechts nach Kant, Baden-Baden 2011. 本著作は2010/2011年冬学期ハノーファー大学において受理された博士論文である。

Klaus Honrath, Die Wirklichkeit der Freiheit im Staat bei Kant, Würzburg 2011. 本著作は2009年ボン大学において受理された博士論文に手を加えたものである。

Péter Csingár, Auswirkungen der Erkenntnistheorie und Ethik Kants auf seine Rechtsphilosophie, Münster 2013. 本著作は2012/2013年冬学期レーゲンスブルク大学において受理された博士論文を修正したものである。カント法哲学に関する論文集ではないが、次の論文も熟考に値する。

Reinhard Brandt, Kant und Europa in: Recht, Gerechtigkeit und Freiheit. Aufsätze zur politischen Philosophie der Gegenwart. Festschrift für Wolfgang Kersting, (Hrsg.) Claus Langbehn, Paderborn 2006, S. 313-337. Gerold Prauss, Zur Systematik von Moral und Recht bei Kant, in: Kant-Lektionen. Zur Philosophie Kants und zu Aspekten ihrer Wirkungsgeschichte, (Hrsg.) Manfred Kugelstadt, Würzburg 2008, S. 69-79. Rainer Zaczyk, „Hat er aber gemordet, so muß er sterben“. Kant und das Strafrecht, in: derselben, S. 241-257.

3) 1995年3月テネシー州メンフィス市で開催された第8回国際カント学会では『永遠平和のために』出版200年を記念し、「カントと平和の問題」を統一テーマとして活発な討議が繰り広げられた。1995年5月にはフランクフルトにあるヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学において開催された。この会議論文集は *Frieden durch Recht*, ed., J. Bohman and M. Lutz-Bachmann, Suhrkamp 1996. として刊行された。またこの会議論文集の中から英語圏の読者のために選定した諸論文と、新しく加えられた序章および K-O.アーペルの寄稿を添えて、*Perpetual Peace. Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, ed., James Bohman and Matthias Lutz-Bachmann, Massachusetts Institute of Technology Press 1997. も刊行されている。後者については K-O.アーペルとアクセル・ホネットの論文を割愛した邦訳が出版されている。『カントと永遠平和—世界市民という理念について』ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルッツ・バツハマン編、紺野茂樹、田辺俊明、舟場保之訳、未来社、2006年。

Volker Gerhardt, Immanuel Kants Entwurf > Zum ewigen Frieden < Eine Theorie der Politik, Darmstadt 1995. も『永遠平和のために』刊行200年を記念して出版された研究書である。Immanuel Kant. *Zum ewigen Frieden*, (Hrsg.) Otfried Höffe, Berlin 1995. も同様に記念論文集として刊行されたものである。》*Zum ewigen Frieden* 《Grundlagen, Aktualität und Aussichten einer Idee von Immanuel Kant, (Hrsg.) Reinhard Merkel und Roland Wittmann, Frankfurt am Main 1996. 最近の研究書および論文として次のものが挙げられ

る。Volker Marcus Hackel, *Kants Friedensschrift und das Völkerrecht*, Berlin 2000. この著作は 1999 年テュービンゲン大学法学部において受理された博士論文の成果である。Walter Jaeschke, *Der Weg zum ewigen Frieden, in Die Aktualität der Philosophie Kants*, S. 89-104.

また我が国においても『永遠平和のために』出版 200 年を記念して 1995 年 12 月 2、3 両日、東洋大学において日本カント協会第 20 回学会が開催され、その公開シンポジウムにおいて「カントと平和の問題」が主題として取りあげられた。この記念論文集は『カントと現代—日本カント協会記念論集—』日本カント協会編、晃洋書房、1996 年として刊行された。シンポジウム「カントと平和の問題」において報告した 4 人の論者の論文が掲載されている（3-69 頁）。哲学者として濱田義文「カントと平和の問題」、渡邊二郎「カント永遠平和論の意義—その思想的根拠を中心として—」、量義治「カント永遠平和論のパラドックス」、法哲学者として三島淑臣「後期カント政治理論における平和の問題」が寄稿している。

「カント永遠平和論と現代」をテーマとして編集された雑誌として『思想』2006 年第 4 号、No.984、岩波書店、2006 年がある。寺田俊郎による前掲『カントと永遠平和—世界市民という理念について』の書評も掲載されている。68-73 頁参照。前掲注 1 『カント哲学のアクチュアリティ—哲学の原点を求めて—』所収、山根雄一郎「平和の形而上学—『永遠平和のために』の批判哲学的基底—」179~212 頁も興味深い。この論文集の序文の中で坂部恵は「1990 年代以降、カントの仕事のなかであらためてもっともはなやかに脚光を浴びているのは、『永遠平和のために』であろう。ベルリンの壁の崩壊とソ連邦・東欧諸国の体制の崩壊のもたらした冷戦の終結とあらたな国際情勢のなかで、カントの永遠平和論が今後掘るべき指針ないしそれへの示唆を含むものとして、あらためて世の熱い視線を浴びたのである。国家間の果てしない抗争の果ての人類絶滅の危機を十分視野に入れ、哲学者の提案が容易に世に容れがたいことをも重々承知していた冷静な十八世紀人カントのことばが、ここに来てにわかに現実味を帯びたのである。」と指摘している。同書、V。また 2012 年度の日本カント協会第 37 回の大会シンポジウムは、「カントと政治哲学の可能性」と題するテーマで開催された。『日本カント研究 14』日本カント協会編、知泉書館、2013 年。

- 4) 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F.カウルバッハの所論を中心として—」、『法学政治学論究』第 7 号、1990 年、359-364 頁参照、「カント法哲学の批判的性格—K.H.イルティングの所論を中心として—」、『法学研究』第 64 巻第 6 号、1991 年、25 頁参照、および「カント法哲学の超越論的性格—W.ケルスティングの所論を中心として—」、『法学研究』第 65 巻第 12 号、1992 年、346 頁および注(7)351-353 頁参照。また、1「カントの基本思想—人間像・基本思想とその影響」と題する対談における牧野英二の発言は法哲学についてもあてはまる。『カント—現代思想としての批判哲学』所収、牧野英二・中島義道・大橋容一郎編著、情況出版、1994 年、14-15 頁参照。

「つまり日本のカント研究は新カント派の影響下で開始され、そのため日本でも認識論的方向から研究が深められ、徐々に体系的な傾向に進む。そして戦後は実践哲学の研究の方が活発になった。このような歩み方であったと思います。

ここで注意したいのは、我が国のカント研究の基本的観点と考察方法も、長い間新カント学派の制約下にあったと言う事実です。そして戦後英米系哲学の影響が徐々に現れてきて、それが次第に色あせたものとなった今日なお、底流にはその影響が残っているように思うのです。

ところがこうして輸入された新カント学派の思想やそのカント解釈に対して十分に吟味・検討、そして対決がなされないままで、我が国の哲学研究は、ヨーロッパの動向を追うように現象学、新ヘーゲル主義、そしてマルクス主義の方向に進むことになった。そのため哲学研究の最先端の歩みが、新カント学派に対する総括・反省が不十分なままカント



研究そのものから離れていったという経緯がありました。」

また、廣松渉の次の発言も正当である。

「狭い意味での哲学屋じゃありませんけれども、政治学者として有名な南原繁さんのカント研究がありますね。法学部の教授のカント研究なのでからカントの法哲学を中心におやりになればよさそうなのに、むしろ『純粹理性批判』中心とっていい。これは恐らく新カント派の受けとめ方とのつながりがあり、政治学をシステムティックに構築していくためにもカントにさかのぼって方法論的なことをかためなければいけないということなのでしょう。南原さんの場合には、もちろん抽象的な単なる認識論的研究ではなく、事実問題としての社会契約という考え方から、権利問題としての社会契約へ、というかたちでカントの社会契約論を受けとめ、政治学体系、国家論体系を築いていくうえでカントの方法論に学ぶ、というような姿勢ですけどね。」同書、22-23頁。

- 5) 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F.カウルバッハの所論を中心として—」、『法学政治学論究』第7号、1990年、357-388頁、「カント法哲学の批判的性格—K.H.イルティンクの所論を中心として—」、『法学研究』第64巻第6号、1991年、24-59頁、「カント法哲学の超越論的性格—W.ケルスティンクの所論を中心として—」、『法学研究』第65巻第12号、1992年、345-413頁、「カント法哲学の超越論的性格—所有権論の超越論哲学的基礎づけ—」、『北陸法學』法学部開設記念号第1巻1・2号合併号、1993年、329-371頁、「カント法哲学の超越論的性格—所有権論を中心として—」、『法哲学年報 1993年生と死の法理』、1994年、161-169頁。

- 6) Manfred Brocker, *Kants Besitzlehre. Zur Problematik einer transzendentalphilosophischen Eigentumslehre*, Würzburg 1987.

ところでブロッカーはこの著作の後、1992年に『労働と所有—近代所有権理論におけるパラダイム転換—』(Arbeit und Eigentum : Der Paradigmenwechsel in der neuzeitlichen Eigentumstheorie, Darmstadt)と題する浩瀚な博士論文(ケルン大学哲学部 1990年)を公刊した。

この著作も参照してブロッカーのカント法哲学、特に所有権論の解釈を検討する必要があるが、ここでは立ち入らなくていい。この著作中でもロックおよびカントの所有権論が詳細に論じられており、ブロッカーはロック的労働所有権論に対するカントの批判を擁護し、その現代的意義を強調している。森村進はこの著作について、ブロッカーは現代英米の政治哲学の業績を利用しながら、労働所有権論だけでなく、伝統的な先占理論の難点も克服するような所有権観念を構想していると指摘している。現在の西洋民主主義国家における社会福祉政策を促進する方向を旨としている。森村進『ロック所有論の再生』有斐閣、1997年、90-91頁。Vorwort, S. VII-XII。ブロッカーの本著作に対する論評は、第2章第6節ブロッカーの『労働と所有—近代所有権理論のパラダイム転換』、82-99頁を参照。このカント擁護論はすでに前著の中に認められる。これに対し、森村は博士論文である上記の研究書の中で、ロックの所有権論を擁護する立場から、カントの所有権論を評価するブロッカー、三島淑臣、森永毅彦、高橋洋城および筆者を批判している。カントの所有権論に対する批判は、第4章第2節カントの『人倫の形而上学・法論』、165-179頁を参照。他方で吉田邦彦は、森村がロックを擁護する形でカントの所有権論を批判しているが、「無主物について根源的・総体的占有を要求する (§§13, 16) ことに無理があるとしても、それ以外の、カント所有論の基本的発想は、なお今日的に見て再考に値するものがあるように思われる」と論評している。『民法解釈と揺れ動く所有論』有斐閣、2000年、544頁、注(36)(初出、民商法雑誌 115 巻1号、1996年)。ところで当時の拙論はカントの所有権論の批判的・超越論的性格の解明に重点を置いていたのであり、ロックとカントの所有権論のいずれが現代において妥当性、有効性を有しているのかという問題を中心に論じていたわけではなか

った。以下において森村のカント所有権論に対する論評の要点をみてみよう。

森村によれば、カントの所有権論の功績として社会契約論的所有権論のひとつの可能性の示唆が挙げられている。しかしその理論は素描にとどまり、また論証にも飛躍があるとする。

「彼〔カント〕の所有論の中で高く買うべきものがあるとしたら、それは社会契約論的所有権論の一つの可能性を示唆したという点だろう。だがそれはわずかに素描されたにとどまったし、またその論証には飛躍があった。」同書、183頁。

また、森村はカントの労働所有権論批判に対する問題点として大きく分けると2つの論点を挙げている。

①労働＝加工に対する法的所有の先行性

「労働＝加工には法的な所有が先行していなければならないという批判に対しては」、「ロックは、先占者は耕作によって初めて所有権を得られるとも、先占後なるべく早く耕作することを条件として所有権を得られるとも主張できる。カントは、合法的に土地に加工できるためにはその土地があらかじめ加工者のものになっていなければならないと考えるが、その想定には根拠がない。」同書、167頁。

②根源的取得の条件としての時間的先行性

「<万人の自由と両立する根源的取得の条件は時間的先行でしかない>という...カントの主張にはロックも反対しないだろう。ロックも他人の所有する土地を耕作した者がその土地の所有権を獲得するなどとは考えない。だが専有＝根源的取得の条件としての時間的先行が、ロック理論の場合のように労働における先行ではなくて、占有における先行でなければならない理由は明らかではない。」同書、168頁。

さらにより根本的な問題点として、私的所有制度全体の正当化にあまり説得力がないと指摘している。

「もっと根本的な問題として、カントの所有論では、**個々の所有権**取得の正当化とは区別された、私的所有という**制度全体**の正当化もあまり説得的ではない。...また人々が現実を持っている自己所有の道徳的感覚や、所有権の経済的効果や、人々の安楽な生活のために私有財産が果たす役割といった経験的要素を無視している点でも、カントの議論には不満が残る。」同書、177頁。

ここでは提示された問題点を指摘するに留め、これに対する反論は改めて別稿で論じたい。

またブロッカーの最近の著作として *Kant über Rechtsstaat und Demokratie*, Wiesbaden 2006 も参考になる。

ブロッカーの本研究書以降、特に『人倫の形而上学』における所有権の基礎づけについて分析した優れた博士論文として、Franco Zotta, *Immanuel Kant. Legitimität und Recht. Eine Kritik seiner Eigentumslehre, Staatslehre und seiner Geschichtsphilosophie*, Freiburg · München 2000, 1. Privateigentum und Staat im Rechtsdenken von Immanuel Kant, S.20-144.が参考になる。また Rainer Friedrich, *Eigentum und Staatsbegründung in Kants Metaphysik der Sitten*, Berlin·New York 2004, 2. Kapitel: Die Begründung des Eigentums in der „Metaphysik der Sitten“, S.88-156. Christian Müller, *Wille und Gegenstand. Die idealistische Kritik der kantischen Besitzlehre*, Berlin · New York 2006. この著作は 2005/2006 冬学期レーゲンスブルク大学法学部において受理された博士論文であり、注目に値する。さらに Peter Unruh, *Die vernunftrechtliche Eigentumsbegründung bei Kant*, in: *Was ist Eigentum? Philosophische Eigentumstheorien Von Platon bis Habermas*, (Hrsg.) Andreas Eckl und Bernd Ludwig, München 2005, S.133-147. が要領よくまとめている。ツォッタ、フリードリヒおよびミュラーの所論については別稿で立ち

入って検討する予定である。

- 7) Friedrich Kaulbach, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode, Würzburg 1982.など。
- 8) Reinhard Brandt, Eigentumstheorien von Grotius bis Kant, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974, Rechtsphilosophie der Aufklärung. Symposium Wolfenbüttel 1981, (Hrsg.) R. Brandt, Berlin・New York 1982.など。
- 9) Werner Busch, Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780, Berlin・New York 1979.
- 10) Hariolf Oberer, Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre, in: Kant-Studien, Bd. 64, 1973, S.88-102. Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie? Zu Werner Buschs Untersuchung der Kantischen Rechtsphilosophie, in: Kant-Studien, Bd. 74, 1983, S.217-224. など。
- 11) Monika Säger, Die kategoriale Systematik in den „Metaphysischen Anfangsgründen der Rechtslehre“. Ein Beitrag zur Methodenlehre Kants, Berlin・New York 1982.
- 12) Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, Berlin・New York 1984. Transzendentalphilosophische Eigentumsbegründung in: Ders.: Recht, Gerechtigkeit und demokratische Tugend. Abhandlungen zur praktischen Philosophie der Gegenwart, Frankfurt am Main 1997, S.41-73. Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie 3., erweiterte und bearbeitete Auflage, Paderborn 2007. 2007年の新版には邦訳がある。『自由の秩序—カントの法および国家哲学』舟場保之、寺田俊郎監訳、御子柴義之、小野原雅夫、石田京子、桐原隆弘訳、ミネルバ書房、2013年。
- 13) Kristian Kühl, Eigentumsordnung als Freiheitsordnung. Zur Aktualität der Kantischen Rechts- und Eigentumslehre, Freiburg・München 1984. この著作は 1982/1983 冬学期ハイデルベルク大学哲学・歴史学部提出された博士論文である。
- 14) Christian Ritter, Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen, Frankfurt am Main 1971.
- 15) Karl-Heinz Ilting, Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?, in: Archiv für Geschichte der Philosophie 63, 1981, S.325-345.
- 16) ブロッカーの所論の詳細については紙幅の関係上本稿では立ち入って論じることができない。別稿において詳しく検討する予定である。
- 17) 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F.カウルバッハの所論を中心として—」、357-367 頁参照。

恒藤恭、尾高朝雄、和田小次郎、田中耕太郎および船田享二など当時を代表する法哲学者がいずれも否定説を主張しており、肯定説を提唱する論者がいなかったことを明らかにした。しかし 1970 年代以降、この問題をめぐって国内外で緻密な分析による研究の進展がみられ、本稿ではじめて我が国における近年の学説の分析・分類を試みた。木原淳『境界と自由—カント理性法論における主権の成立と政治的なるもの—』成文堂、2012年、序章 3 「『法論』を中心とするカント評価と研究」の中の(2)「超越論的方法をめぐる議論」、21-26 頁および(4)「わが国における『法論』研究」28-30 頁参照。
- 18) 「カントの法哲学—その現代との関わりを中心に—」、『講座ドイツ観念論第二巻 カント哲学の現代性』所収、廣松渉・坂部恵・加藤尚武編集、弘文堂、1990年、244-245 頁。
- 19) 『理性法思想の成立—カント法哲学とその周辺—』成文堂、1998年、129-130 頁。

三島は『純粹理性批判』の超越論的方法(手続)を次のように解釈しているが、否定説の立場をとる片木と同様の見解である。その意味では、三島の見解を懐疑説と位置づけたが、むしろ片木の『純粹理性批判』偏重説の延長線上にある立場と言えるかもしれない。

「可想的占有の可能性への問いが「ア・プリオリな総合的法命題」の可能性への問いに還元され、後者が「いかにして可能であるか」という形で問われていることは、私たちに『純粹理性批判』（第一批判）における「ア・プリオリな総合的判断はいかにして可能であるか」という問いを直ちに想起させる。…しかし、この対応化はかなり誤解を招きやすい。そもそも、第一批判の超越論的手続においては、いわゆる「学的事実」（自然科学的認識の客観的妥当性）を一応前提した上で、（というのは、必ずしもそれに根拠を求めるわけではない、という意味だが）こうした学的認識の成立条件として「ア・プリオリな総合的判断」を析出（「究明」Exposition）し、後者についてその可能根拠を問うものであった。これに反して、ここ法理論においては、このような「学的事実」は何処にも明示的に承認されていないし、又、そうしたもの（例えば実定的所有秩序の客観的妥当性）が暗黙に前提されていると解することも無理である。なぜなら、カントの思想営為総体において実定法秩序や実定法学はかつて一度もそのような尊厳性を与えられたことはなく、彼からみてそれらは常に問題的存在—哲学的に改めて基礎づけられ、根本的にその正邪を問われねばならない存在—であったと見なされねばならないからである。」同書、129-130 頁。

20) 同書、140 頁。

21) 同書、181 頁、注(1)。『法論』では第一批判のカテゴリー表のうち「関係のカテゴリー」項目中の各カテゴリーが応用されているだけであるが、『法論のための準備草稿』ではこれに加えて「量」、「質」、「様相」の各カテゴリー項目が『法論』の基本的諸概念の究明に応用されていることに注目している。

22) 同書、138 頁、注(9)。

23) 同書、130 頁。

24) 同書、132 頁。

25) 同書、136 頁。301 頁も参照。三島は、カントの「外的な私のもの・汝のもの」の超越論的「演繹」は、あまりにも第一批判のそれとのパラレリズムを追求しすぎているという難点があるかもしれない、と指摘している。

26) 同書、127 頁。

27) 同書、138 頁、注(12)。

28) 同書、148 頁。

29) F.Kaulbach, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode, Vorwort, Würzburg 1982. 前掲注(17)の拙稿参照。Vgl. ders.: Philosophie als Wissenschaft. Eine Anleitung zum Studium von Kants Kritik der reinen Vernunft in Vorlesungen, Hildesheim 1981, 邦訳『純粹理性批判案内—学としての哲学—』井上昌計訳、成文堂、1984 年。

30) 『カント哲学の諸相』浜田義文、法政大学出版局、1994 年、第 3 章「法廷としての『純粹理性批判』」（初出、『法政大学文学部紀要』31 号、1986 年）、42-89 頁参照。この論文から筆者は多くの示唆をえた。浜田は、カウルバッハの次の諸著作も踏まえてこのような見解に至ったと思われる。Das Prinzip Handlung in der Philosophie Kants, Berlin・New York 1978, Philosophie als Wissenschaft. Eine Anleitung zum Studium von Kants Kritik der reinen Vernunft in Vorlesungen, Hildesheim 1981。

「ここでまず注意すべきは、「批判」を一個の法廷とみなすことが、単なる比喻や修辭的表現と解されてはならないということである。「批判」そのものが端的に法廷として表象され、「批判」に法廷の任務と性格が賦与されている…『批判』の全巻に、法廷用語とそれと関連する用語が、「裁判官」(Richter)の語や有名な「演繹」(Deduktion)の術語をはじめとして、無数にちらばっている。法廷の表象は「純粹理性批判」を一貫しており、法廷が「批判」の全仕事の遂行にあたってそのモデルとしての役割を演じている。このことは決して偶

然ではなく、「批判」の仕事の本質から生じるのであり、「批判」自体が法廷モデルを必然的に要求するのである。「純粹理性批判」は文字通り一個の眞の法廷であり、法廷でなければならぬものとして自らを理解している。カントは自覚的に法廷モデルを用いて批判の全事業を遂行しているのである。」同書、46頁。

浜田と同様に、『純粹理性批判』を法廷モデルとして提唱する優れた研究として、『カント第三の思考－法廷モデルと無限判断』石川文康、名古屋大学出版会、1996年、特に第Ⅰ部「カント第三の思考」第一章「アンチノミー論における法廷モデル」、第三章「無限判断の根と法廷モデルの論理」、第Ⅱ部「法廷モデルと無限判断の諸相」第三章「カテゴリー演繹の法廷モデル」参照。この著作からも筆者は多くの示唆をえた。

「ここで念のために断っておきたいことは、意外なことに、カントが理性批判のプロセスにおいて、自分が現に用いている方法をみずからテーマ化するのは、例外的に希だということである。実際、カントが『純粹理性批判』の第一版（1781年）において、そのような意味で方法を論じたのは－したがってここでは、もともと哲学方法論である「超越論的方法論」は度外視される－、ただ一度、この懐疑的・法廷的方法に言及した箇所においてだけである。あの「実験的方法」や、いわゆる「コペルニクスの転回」の思考法は、いわば理性批判が対自化した第二版（1787年）の段階、それも第一版への無理解にむけて執筆された第二版の段階ではじめて述べられている。しかもそのことを考慮に入れて、カントが、「この懐疑的方法是超越論哲学においてのみ固有な方法であり、他の一切の研究領域ではなしですましよう」（B 452；傍点引用者）と明記していることを重要視すれば、法論の規定を伴ったこの方法こそ本来の批判的方法であったことを認めないわけにはゆかない。というのは、この方法が超越論哲学にとってのみ固有であることは、……「予備学」としての理性批判の一回性とびったり一致するからである。

ここで次のような問が持ち出されるかもしれない。すなわちそれは、理性批判は懐疑的方法に固執しないのではないのか、あるいは理性批判はこの方法を超えてアンチノミー問題の最終解決にいたりうるのではなかったか、つまり、理性批判を可能ならしめるいわゆる批判的方法は、その意味で懐疑的方法とはっきり区別されるべきではないのか、というものである。これら二つの方法概念を区別する土俵に留まった上で、このような問に答えるとすれば、それは次のようになるであろう。裁判官の用いる方法は、この方法によって彼が先ずは事実（アンチノミー）を呈示し、次にそれについて審理をおこなうかぎりにおいては、懐疑的方法と呼ばれるが、しかし、その審理に基づいて彼が最後には判決を下す、したがって仮象の根源に迫り、解決にいたらねばならない、そのかぎりにおいて同じ方法は批判的方法と呼ばれる。このように、理性批判を法廷モデルの相の下で考察すると、理性批判のそれぞれ異なった段階で機能している二つの方法を、したがって理性批判の全経過を統一的な視野の内にとらえる利点に恵まれるわけである。」同書、17-18頁。

また平田俊博の論文も興味深い論点を指摘している。

「純粹理性の批判と現代－理性の法廷をめぐる司法モデルと立法モデル－」、『近世ドイツ哲学論考－カントとヘーゲル－』所収、浜田義文、牧野英二編、法政大学出版局、1993年、159-182頁。

「カントの法廷概念には、一般的には公民の法廷など三つの相が認められ、『純粹理性批判』に関しては、同書そのものを法廷とみなすものを除けば、二種類見いだされる。懐疑的理性の法廷と批判的理性の法廷とである。また、裁判官については、読者が想定されたケースを除けば、有意味なものとしては二種類、そのほかに例外的な使われ方として一例見いだされる。懐疑的理性の裁判官と批判的理性の裁判官、ならびに「証人を強制する任用裁判官」である。法廷にしる裁判官にしる、実に多相的な概念であり、カントを解釈するに際してこれらを安易にモデルとして使用する場合の危険性が十分察知される。

カントの政治哲学については、その世界公民的思想と平和論の重みがますます再認識されつつある。そこで、政治哲学にからんでここ二十年來、あらためて『純粹理性批判』が最終篇の方法論から読み直されつつある。その結果、本書が、もともとは批判的理性の法廷として構想されていたのが明らかとなった。その法廷は消極的立法を事として純粹理性の規律を制定する。したがって、そこでは裁判の概念は司法の概念より広く、今日の憲法裁判的性格が見いだされる。要するに、カントの理性の法廷はすこぶる近代立憲主義的な性格をもち、しかも司法モデルというより、むしろ立法モデルに拠っていると見えよう。」同書、181-182頁。

さらに牧野英二『カントを読むーポストモダニズム以降の批判哲学ー』（岩波書店、2003年）はカントの理性批判を遂行するための前提条件として5つ挙げているが、第5に次のように述べている。

「第五は、人間の哲学的反省の透明性と問題解決能力への確信を指摘しなければなりません。こうした営みや前提を通して、カントは純粹理性の批判という理性の自己認識、自己吟味の作業を遂行しました。この作業の現場は「理性の法廷」とも呼ばれています。したがって『純粹理性批判』が理性の自己認識の営みであるなら、この書物全体を「理性の法廷」の場所とみることも可能でありましょう。ここで指摘したいのは、法廷モデルの解釈の意義や妥当性にあるわけではありません。「理性の法廷」にはたんなる比喩以上の深い意味と著者のねらいが込められていることは、つとに多くの研究者が解釈してきたとおもいます。ここではむしろ、カントがこのようなモデルを提示した思想の前提とその問題点を一瞥しておきたいと思います。

まず、通常法廷の場合とは異なり、ここでは原告・被告・裁判官の三役を同一の理性が担っていることが挙げられます。また、裁くための依拠すべき法も、やはり同一の理性がみずから立法した原理にほかなりません。ここでは法論・国家論の領域で尊敬するモンテスキューから学んだ三権分立の思想、つまり立法・司法・行政の独立の思想はみられません。いわば裁判官的理性による無謬の判決に服することによって、「理性の法廷」は成立しているわけです。誤謬推論や二律背反、神の存在証明などによって陥る思弁的理性の誤謬を叱責し、有罪の判決を下す理性の判断は、誤ることがないのでしょくか。現実の法廷は誤審の可能性を免れません。なぜ理性の法廷にかぎり、その可能性を排除することができるのでしょうか。これは、カントによる理性の批判的機能の妥当性に関わる根本的な問いであり、この問題から目を背けることはできないはずです。

この疑問に対してカントは、私たちに満足を与えるような説明を直接には与えていません。人間の理性は、徹底的に自己の能力を反省することが可能であり、純粹な自己意識にまで哲学的反省を貫徹することによって、問題の発生する基盤を無謬な反省的意識に訴えて根本的解決への道を示すことができる、と確信していたからでした。」同書、50-52頁。

法哲学研究者としては高橋洋城「カント『法論』における「批判」の構造とその射程」、『法の理論25』所収、ホセ・ヨンパルト、三島淑臣、竹下賢、長谷川晃編集、成文堂、2006年、103-135頁参照。

「我々の時代は本来の意味において批判の時代であり、一切のものがそれに服さなければならない」（*KrV*, AXI, Anm.）という宣言にみられるように、上記のような姿勢が、各々の分野を超えてカントの意識に常にあったのだとすれば、そして『純粹理性批判』自体がそもそも権利の根拠づけ問題とのアナロジーにおいて（そしてまた「法廷」として）構想されていたことを鑑みれば、『純粹理性批判』執筆時においてすでに、文字通りの「法の批判」も予定されていたと考えても、全くの飛躍ではあるまい。その意味で『法論』は、「批判哲学」の射程上において書かれるべくして書かれた著作であったと言いうるのである。」同書、135頁。

- 31) AXff., 理想社版『カント全集第4巻 純粋理性批判(上)』、25-26頁。
- 32) B779-780、理想社版『カント全集第6巻 純粋理性批判(下) プロレゴメナ』、53-54頁。
- 33) 『カント哲学の諸相』、63頁。Vgl. Hans Michael Baumgartner, Die friedensstiftende Funktion der Vernunft. Eine Skizze, in: Kant in der Diskussion der Moderne, (Hrsg.) Gerhard Schönrich und Yasushi Kato, Frankfurt am Main 1996, S.52-63. 「理性の平和創設機能—一つのスケッチ」ハンス・ミヒャエル・バウムガルトナー、井上文人訳、『カント・現代の論争に生きる上』所収、坂部恵、G・シェーンリッヒ、加藤泰史、大橋容一郎編、理想社、1998年、55-69頁参照。山根雄一郎『〈根源的獲得〉の哲学 カント批判哲学への新視角』東京大学出版会、2005年参照。
- 34) 「カントの所有論」、『哲学』第75集、三田哲学会、1982年、158頁。カウルバッハの所論については、拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F.カウルバッハの所論を中心として—」、357-388頁参照。カウルバッハの基本的立場については前掲注(30)『カントを読む—ポストモダニズム以降の批判哲学—』牧野英二、177-179頁が大変わかりやすく解説している。
- 「…カントは『純粋理性批判』のなかで客観を二重の意味で理解しています。つまり現象として理解するか、あるいは「物自体」として理解するかという二重の理解の仕方が可能です。この二重の理解の仕方が、カントの直面した難問のアンチノミー、つまり二律背反を解決する観点であり、いわゆるコペルニクスの転回を遂行し批判哲学の地平を拓く方法的な立場であったのです。
- この二重の理解の仕方をカウルバッハは、カントの遠近法の二つの立場である、とみなしています。対象に対する主観が取る立場、つまり客観を現象として解するパースペクティブに立つか、あるいは「物自体」として解するパースペクティブに立つか。このような二つの遠近法が可能となるわけです。こうして一定の立場の取り方によって客観を現象として理解するか、それとも「物自体」として理解するか、という二つの見方が可能になるということです。カントの用語で表現すれば、人間が客観を表象する二つの表象の仕方を意味しますが、これが事物を考察する二つのパースペクティブである、と考えたのであります。」同書、179頁。また同著者による「理性批判と共通感覚論」、前掲注(3)『カントと現代—日本カント協会記念論集—』所収、116-120頁参照。
- 35) 「所有の労働理論に対するカントの批判」、『イギリス哲学研究』第5号、1982年、26頁。
- 36) 「カント法哲学における自立の概念」、『哲学』第78集、三田哲学会、1984年、90頁、注(16)。
- 37) 「法における理性の支配」、『カント読本』所収、浜田義文編、法政大学出版局、1989年、192-193頁。
- 38) 同書、202頁、注(1)。Vgl. W.Busch, Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780.
- 39) 『カントの政治思想』ハンス・ライス著、樽井正義訳、芸立出版、1989年、「訳者解説 自由の哲学—カントの批判哲学と法哲学・政治哲学における人間観—」、166頁、注(1)。
- 40) 「私法における権利と義務—カントの私法論における可想的権限—」、『現代カント研究5 社会哲学の領野』所収、カント研究会、樽井正義、円谷裕二編、晃洋書房、1994年、35-36頁。また樽井正義、石田京子「法と政治の原理」、『カントを学ぶ人のために』有福孝岳、牧野英二編、世界思想社、2012年、325-340頁参照。
- 「カントの社会哲学は批判哲学を前提としており、それに基づいて展開されている。そして、批判哲学の体系全体の一部をなすということ、まさにこのことが、カントの考察を近代の社会哲学の歴史のなかで独自のものにしていく。」同書、325頁。

- 41) 『法的理性批判』としてのカント所有論（一）－私的所有を巡る独断論・懐疑論との対決－、『法政研究』第60巻第2号、1993年、391頁。「労働所有説とカント所有権論」、純真女子短期大学編『純真紀要』36号、1995年、39-47頁。「カント『法論』における「批判」の構造とその射程」、『法の理論25』所収、ホセ・ヨンパルト、三島淑臣、竹下賢、長谷川晃編集、成文堂、2006年、103-135頁。この最後の論文はきわめて示唆に富むものであり、著者のこの問題をめぐる長年の研究の集大成と言われるべきものかもしれない。しかし残念ながら本稿において立ち入って検討することができなかった。別稿において改めて考察したい。
- 42) 「法における自由」、『空間と身体－続カント解釈の冒険－』所収、晃洋書房、2000年、207頁。（初出、「カント倫理学における『法論』の地位について」（本書に収録するにあたって大幅に加筆（削除）修正され、改題されている）、『東京大学教養学部社会科学紀要』第35輯、1986年、205-267頁）。本論文は、『カントの法論』筑摩書房、2006年に「カントの法論」として再録されている。
- 本論文は、カントの『法論』が改めて積極的に評価され、リッターを出発点として多数の著作が刊行され始めた時期以降のドイツ語圏の研究状況をいち早く踏まえている点において注目に値する。
- 「この時期に（1970年代以降 筆者）、Chr.リッター、W.ブッシュ、W.ケルスティング、M.ゼンガー等によって正面から『法論』の源泉に取り組む一連の著作が刊行され、K.キュール、R.ブランド、H.ベッカーシュテッテ、G.ルーフ等のごとく、所有権や平等など特定の法概念に立ち入ってカントの『法論』を解明しようとする研究もまた枚挙にいとまない。一方、1981年7月にはヴォルフエンビュッテルにて「啓蒙の法哲学（Rechtsphilosophie der Aufklärung）」と題するシンポジウムが開催され、そこにO.ヘッフェ、ケルスティング、ブランド等が一堂に会して、カントの『法論』に関するさまざまな研究報告がなされた。また、F.カウルバッハの最近の論文「カント哲学における道徳と法（Moral und Recht in der Philosophie Kants）」（1982年）において著者カウルバッハ、K-H.イルティング、M.リーデル、リッター等のあいだで、カントの『法論』に関する（ヘーゲル法哲学との連関に及ぶ）広範な議論が戦わされている。カントの『法論』をめぐる公開の共同研究の場もまた確立されつつある現状である、と言えよう。」同書、187-188頁。
- 43) 同書、207-208頁。
- 44) ケルスティングの所論については、拙稿「カント法哲学の超越論的性格－W.ケルスティングの所論を中心として－」、345-413頁、および「カント法哲学の超越論的性格－所有権論の超越論哲学的基礎づけ－」、329-371頁参照。
- 45) 『カントにおける倫理・法・国家の問題－「倫理形而上学（法論）」の研究－』法律文化社、1980年、序文1頁。この著作は我が国における最初の本格的なカント法哲学に関するモノグラフである。
- 46) 同書、序文2頁。
- 47) 同書、序文2頁。
- 48) 同書、403頁。Vgl. Gerhard Dulckeit, *Naturrecht und positives Recht bei Kant*, Leipzig 1932, S.67.
- 49) 同書、序文2頁および393頁。
- 50) Vgl. Hariolf Oberer, *Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre*, 拙稿「カント法哲学の超越論的性格－W.ケルスティングの所論を中心として－」、346-347頁参照。特に片木の所論の分析については、353-354頁、注(8)参照。
- 51) 片木清、前掲書、序文9頁。
- 52) 同書、400頁。



53) VI, 355. 中公版『法論』、501-502 頁参照。

「この普遍的・永続的な平和の確立は、単なる理性の限界内における法論の単なる一部分をなすというだけではなくて、実にその全究極目的をなす、と行うことができる。なぜなら、平和状態は、相互に隣接する人間の一群団の中において、私のもの・汝のものが法則のもとで確保され、同時に彼らがともに一個の体制のもとにあるような唯一の状態だからである。しかし、この体制の規則は、従来それに関して最もうまくいった人びとの経験から、これを他に対する規準とするというやり方で取り出されるものではなくて、理性によってア・プリオリに、公的諸法則一般のもとにおける人間の法的結合という理想から取り出されるものでなければならない。というのは、すべて実例というものは〔ただ説明を与えるだけで何ものをも証明することができないからして〕欺瞞的であり、したがって（規則の確立には）当然一個の形而上学が必要とされるからである。」

『カントと神 理性信仰・道徳・宗教』宇都宮芳明、岩波書店、1998 年、第 8 章「永遠平和の構想」（初出、「カントの平和の哲学」、『北海道大学文学部紀要』36 の 1、1988 年、本書収録に際して改題された）参照。宇都宮は明確に次のように指摘している。

「カントの『法論』は、「法論の形而上学的基礎論」であり、また「たんなる理性の限界内における法論」とよばれるように、すでに成立しているさまざまな実定法にかんする理論ではなく、純粹実践理性に由来するアプリオリな法の原理と体系を扱った理論である。」同書、234 頁。

54) Vgl. M.Brocker, Kants Besitzlehre. Zur Problematik einer transzendentalphilosophischen Eigentumslehre, S.9-15. Vgl. Otfried Höffe, Immanuel Kant, 5., überarbeitete Auflage, München 2000, S. 208-211. が簡潔に継受史について記述している。

Georg Cavallar, Pax Kantiana. Systematisch-historische Untersuchung des Entwurfs „Zum ewigen Frieden“ (1795) von Immanuel Kant, Wien・Köln・Weimar 1992, S. 52-57. がショーペンハウアー以降の解釈史を跡づけている。

Franco Zotta, Immanuel Kant. Legitimität und Recht. Eine Kritik seiner Eigentumslehre, Staatslehre und seiner Geschichtsphilosophie, Freiburg・München 2000, S.13-17. および S.30-40. が『法論』、特に私的所有権論の解釈史を概観している。

Rainer Friedrich, Eigentum und Staatsbegründung in Kants Metaphysik der Sitten, Berlin・New York 2004, S.1-17. がカントの『法論』における所有権基礎づけの解釈史を概観している。

55) カントの老衰については、Bernd Ludwig, Kants Rechtslehre, Hamburg 1988, S.39-41. がカント本人および関係者の書簡をもとに概観している。また前掲注(45)、393 頁参照。片木は次のように述べている。

カントが『法論』を公刊したのは 73 歳のときであり、著作活動が終焉する 1 年前であった。1902 年 F.メディクスが 1790 年代のカントの著作に顕在化する老衰現象の跡を指摘して以来、『法論』の不整合・論理的混乱のひとつの要因として老衰説を主張する諸見解が現われており、そのひとりとして P.ブルクが挙げられるとしている。Vgl. P.Burg, Kant und die französische Revolution, Berlin 1974.

56) Arthur Schopenhauer, Die Welt als Wille und Vorstellung I, Sämtliche Werke Band I, 3. Aufl., Frankfurt am Main 1991, S.707-708. 『ショーペンハウアー全集 4 意志と表象としての世界 正編(III)』芽野良男訳、白水社、1974 年、261-264 頁。

57) Vgl. a.a.O., S.459-461. 『ショーペンハウアー全集 3 意志と表象としての世界 正編(II)』齊藤忍随、笹谷満、山崎庸佑、加藤尚武、芽野良男訳、白水社、1973 年、280-283 頁。

58) Vgl. Manfred Brocker, Kants Besitzlehre. Zur Problematik einer transzendentalphilosophischen Eigentumslehre, S.9.

カントの所有権論に対するショーペンハウアーの批判を検討した論文として、拙稿「カント哲学の超越論的性格—所有権論の超越論哲学的基礎づけ—」、334-345頁参照。

59) Vgl. Bernd Ludwig, Der Platz des rechtlichen Postulats der praktischen Vernunft innerhalb der Paragraphen 1-6 der kantischen Rechtslehre, in: Rechtsphilosophie der Aufklärung, S.218-232. Vgl. Immanuel Kant. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre. Metaphysik der Sitten Erster Teil, Neu herausgegeben von Bernd Ludwig, Hamburg 1986.

Vgl. Bernd Ludwig, Kants Rechtslehre. Mit einer Untersuchung zur Drucklegung Kantischer Schriften von Werner Stark, Kant-Forschungen Band2, (Hrsg.) Reinhard Brandt und Werner Stark, Hamburg 1988.

ルートヴィヒ版の『法論』のテキスト形態に関する論評については、Burkhard Tuschling, Das „rechtliche Postulat der praktischen Vernunft“: seine Stellung und Bedeutung in Kants „Rechtslehre“, in: Kant. Analysen-Probleme-Kritik, (Hrsg.) Hariolf Oberer und Gerhard Seel, Würzburg 1988, S.273-292. Vgl. Wolfgang Kersting, Rezension von Immanuel Kant: Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre(=Immanuel Kant:Die Metaphysik der Sitten, Teil 1). Neu hrsg. von Bernd Ludwig, Hamburg 1986(=Philosophische Bibliothek Bd.360), in: Archiv für Geschichte der Philosophie 71 (1989), S.100-102.

Vgl. Peter Unruh, Die Herrschaft der Vernunft. Zur Staatsphilosophie Immanuel Kants, S.21-27.

Vgl. Anja Victorine Hartmann, Der Platz des Rechtlichen Postulats in der Besitzlehre, in:Kant-Forschungen Bd.5, Autographen, Dokumente und Berichte. Zu Edition, Amtsgeschäften und Werk Immanuel Kants, (Hrsg.) R.Brandt und W.Stark, Hamburg 1994, S.109-120.

ルートヴィヒ版の編集について樽井の論評が参考になる。岩波版『カント全集 11 人倫の形而上学』、2002年、解説(法論の形而上学的定礎) 429-430頁参照。また原著とルートヴィヒ版の構成の対比については、同書 436-444頁参照。

樽井は、ルートヴィヒによる『法論』の組み替えの根拠は、その論旨の整合性を指針とし、主として3つの観点、つまり「明らかな叙述」、「それとわかる叙述」および「間接的な示唆」から行われている、と指摘している。

『法論』の初版にはカントの指示通りには組まれていないところがある、つまり幾つかの段落の順序が入れ替わって、不適切なところに置かれている文節があるという疑念が抱かれている。この疑念は、初版直後から読者にもたれていたようだが、その一つが具体的に指摘されたのは、それから一世紀以上を経て、ブフダによる博士論文においてであった。それは、第六節の第四段落から第八段落までは誤ってそこに挿入されている、という指摘であり、いまでは広く認められている。

別の箇所についても同様の指摘が、カントの法論に関心をもつ研究者が増え始めた 1970年代以降、いくつか出されている。そうした議論を経て、...ルートヴィヒ版では、法論の全体にわたって大幅な組み替えが行われている。試みは大胆だが、先行する議論と編者自身の法論研究に基づく繊細な作業であり、組み替えの根拠も明確に示されている。根拠は主としてカントの法論自体における三種の手がかり、すなわち内容のうえから前後関係を示している「明らかな叙述」、接続詞、副詞、代名詞などによって「それとわかる叙述」、術語の使用にはその定義が先行するというような「間接的な示唆」に求められている。つまり指針とされているのは論旨の整合性、直截に言えば理解しやすさである。.....

ルートヴィヒの編集方法から自ずと分かることだが、二つのことを付け加えておきたい。

その一つは、この編集はすべて既刊の資料に基づくものであって、いずれかの新たな発見を利用したものではない。したがって、カントのこれまで知られていなかった思索が、この版によって初めて示されるわけではない。ルートヴィヒの法論研究自体には無論獨創性があるが、それは本人の哲学そのものの獨創性である。もう一つは、同じことをひっくり返して言えば、従来の版ではカントの思索が理解できないということではまったくない。長い間、旧来の版を通してカントの哲学が理解され、研究されてきたのであり、今日でもそうである。」

- 60) Vgl. Brocker, a.a.O., S.9.
- 61) Vgl. Christian Ritter, *Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen*, Frankfurt am Main 1971.
- 62) Vgl. Brocker, a.a.O., S.9-10.
- 63) Gerhard Buchda, *Das Privatrecht Immanuel Kants. Ein Beitrag zur Geschichte und zum System des Naturrechts*, Jena 1929.
- 64) Vgl. Brocker, a.a.O., S.10.
- 65) 以下の論述については、Vgl. Brocker, a.a.O., S.10-15. ここではカウルバッハ、ブッシュおよびゼンガーといった肯定説を主張する重要な論者が取りあげられていないが、ブランドとともに、リッター説に対する反論者として、「[批判的]法哲学は存在するか」と題する序論においてやや詳しく検討されている。S.17-22. カントの私法論および物権法論に関する研究史の概観として、Vgl. Kristian Kühl, *Eigentumsordnung als Freiheitsordnung*, S.120-126.
- 66) Vgl. Adolf Lasson, *System der Rechtsphilosophie*, Berlin und Leipzig 1882, S.100.
- 67) Vgl. Wilhelm Metzger, *Gesellschaft, Recht und Staat in der Ethik des deutschen Idealismus*, Heidelberg 1917, S.81., 90-99.
- 68) Vgl. Kurt Lisser, *Der Begriff des Rechts bei Kant*, *Kant-Studien*, Ergänzungsheft No.58, Berlin 1922, S.38-39.
- 69) Vgl. Kurt Borries, *Kant als Politiker. Zur Staats- und Gesellschaftslehre des Kritizismus*, Leipzig 1928, S.108.
- 70) Vgl. Rudolf Dünnhaupt, *Sittlichkeit, Staat und Recht bei Kant. Autonomie und Heteronomie in der Kantischen Ethik*, Berlin 1927. デュンハウプトはシュタムラーと同様に、カントは法の理念と概念が統合されるとする自然法のすべての信奉者の誤りに留まっているとか、カントは批判的方法から逸脱し独断主義に陥らざるをえなかったなどと厳しく非難している。Vgl.S.115-116. 私法については特に S.78-86.
- 71) Vgl. Gerhard Buchda, *Das Privatrecht Immanuel Kants. Ein Beitrag zur Geschichte und zum System des Naturrechts*, Jena 1929.
- 72) Vgl. Gerhard Lehmann, *Kants Besitzlehre*, in: *Beiträge zur Geschichte und Interpretation der Philosophie Kants*, Berlin 1969, S.195-218. (初出、*Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Kl. f. Philosophie, Geschichte, Staats-, Rechts- und Wirtschaftswiss.*, Jg.1956 Nr. 1, Berlin(Akademie-Verlag)1956.)
- 73) Vgl. Reinhard Brandt, *Eigentumstheorien von Grotius bis Kant*, S.167-224., 253-267.
- 74) See. Susan Meld Shell, *The Rights of Reason. A study of Kant's philosophy and politics*, University of Toronto Press 1980. シェルの所論については、別稿で立ち入って検討する予定である。
- 75) *Ibid.*, p.185.,p.132. 所有権論の解釈については pp.127-152.
- 76) Vgl. Brocker, a.a.O., S.12.
- 77) Vgl. Hans-Georg Deggau, *Die Aporien der Rechtslehre Kants*, Stuttgart-Bad Cannstatt

1983. 所有権の基礎づけのアポリアについては、2. Kapitel: Die Aporien der Begründung des Eigentums, S.61-163. Vgl. Brocker, a.a.O., S.12.
- 78) Vgl. Gerhard Luf, Freiheit und Gleichheit. Die Aktualität im politischen Denken Kants, Wien · New York 1978. 所有権論については、特に V. Gleichheit und Eigentum, S. 70-132.
- 79) a.a.O., S.93. Vgl. Brocker, a.a.O., S.12.
- 80) Vgl. Kristian Kühl, a.a.O., S.115.
- 81) Vgl. R. Saage, a.a.O., S.18ff.
- 82) Vgl. K. Kühl, a.a.O., S.264ff.
- 83) a.a.O., S.267ff.
- 84) a.a.O., S.277ff.
- 85) 法律家の視点から研究された数少ない研究書のひとつとして注目される。キュールの専攻分野は刑法・刑事訴訟法・法哲学である。キュールの所論については、別稿で立ち入って検討する予定である。
- 86) Vgl. Wolfgang Kersting, Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, Berlin · New York 1984. また 1993 年の新版には、Kant und die politische Philosophie der Gegenwart と題する論文が追加されている。Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie. Mit einer Einleitung zur Taschenbuchausgabe 1993: Kant und die politische Philosophie der Gegenwart, Frankfurt am Main 1993. さらに 2007 年には同書の改訂第 3 版が出版されており、初版の書評者であるフォルカー・ゲルハルトの序文が追加されている。Wohlgeordnete Freiheit. Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie, 3., erweiterte und bearbeitete Auflage, Paderborn 2007.
- ケルスティングはカント法哲学研究における第一人者であり、カント以外の哲学者や法哲学以外の分野についても多数の著作がある。特にカント法哲学に関する最近の論文集として次のものが重要である。Recht, Gerechtigkeit und demokratische Tugend. Abhandlungen zur praktischen Philosophie der Gegenwart, Frankfurt am Main 1997. 特に所有権論の超越論哲学的基礎づけについては、I. Die Verbindlichkeit des Rechts. 2. Transzendentalphilosophische Eigentumsbegründung, S. 41-73. および Kant über Recht, Paderborn 2004. 特に II. Besitzverhältnisse. 1. Transzendentalphilosophische Eigentumsbegründung, S. 58-85. ケルスティングは、筆者が最も注目している研究者のひとりである。ケルスティングの所論については彼の最近の諸研究も視野に入れて改めて検討したい。
- 87) Vgl. Richard Saage, Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant, Stuttgart · Berlin · Köln · Mainz 1973. 1994 年にツォッタによる Kant und der Besitzindividualismus と題する論文が序文として追加され、初版以降のカント法哲学研究を踏まえて新版が刊行された。Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant. Mit einem Vorwort »Kant und der Besitzindividualismus« von Franco Zotta, Baden-Baden 1994.
- 88) A.a.O., S.10.
- 89) A.a.O., S.7.
- 90) A.a.O., S.11.
- 91) A.a.O., S.17. C.B.Macpherson, The Political Theory of Possessive Individualism. Hobbes to Locke, Oxford University Press 1962. ドイツ語訳として、Die politische Theorie des Besitzindividualismus. Von Hobbes bis Locke, übers. von Arno Wittekind, Frankfurt am Main 1973. 邦訳『所有的个人主義の政治理論』C.B.マクファーソン著、藤

野涉、将積茂、瀬沼長一郎訳、合同出版、1980年。

所有的個人主義とはどのような考え方なのだろうか。ザーゲのカント法哲学解釈の妥当性を検討するうえで重要である。

マクファーソンは所有的個人主義を構成する諸仮定を7つの命題に要約している。マクファーソンによれば、これらの諸仮定はホッブズにおいてもっとも明瞭かつ完全であり、ホッブズの人間モデルは、さまざまな満足を与えるための人間の諸能力の総和として、人間の本質を他人の意志からの自由と自分自身の諸能力の所有権とに還元している、とする。

「(i)人を人間的たらしめるところのものは、他人たちの意志への依存性からの自由である。

(ii)他人たちへの依存性からの自由は、個人が自分自身の利益になると見込んで自発的に入り込む諸関係を除いて、他人たちとのどんな関係からも自由であることを意味する。

(iii)個人は本質的に自分自身の身体と諸能力との所有主であって、それらにたいし何ものをも社会に負っていない。

命題(iii)は一つの理論の中で、一つの独立の公準として、あるいは(i)と(ii)、プラス、排他的権利としての所有権の概念からの演繹として、現われうる。こうして、個人の自由、またそれゆえ彼の人間性は、他の諸個人との私利的な諸関係に入る彼の自由依存するゆえに、かつこうした諸関係に入る彼の能力は彼が自身の身体と諸能力(にたいする諸権利)の排他的統御をもっていることに依存しているゆえに、さらに所有権とはこうした排他的統御の一般化された形態であるゆえに、個人は本質的に彼自身の身体と諸能力との所有主である。

(iv)個人は彼自身の身体にたいする彼の所有権の全体を譲渡することはできないけれども、彼は自分の労働する能力を譲渡することはできる。

(v)人間的社会は一連の市場関係から成り立つ。

これはすでに述べられた諸仮定から結果する。個人は自由であるかぎりにおいてのみ人間的であり、自己自身の所有主であるかぎりにおいてのみ自由であるから、人間的社会は独占的な所有主たちのあいだの一連の諸関係、つまり、一連の市場関係でのみありうる。

あるいは、命題(v)は一つの理論の中で、演繹された命題としてではなくて、主たる、ないしはそれどころかただ一つの社会的仮定として現われうる。これは(i)から(iv)までの命題がその中に含まれているゆえに可能である。市場関係という概念は必然的に、(ii)で定義されたような個人的自由を含意し、(iii)と(iv)で定義されたような所有権を含意する。そして、人間的社会が市場関係から成り立つという公準は必然的に、個人の人間性はその人の自由の機能であるということ(命題(i))を含意する。

(vi)他人たちの意志からの自由は人を人間的たらしめるところのものであるから、各個人の自由はただ、他人たちにたいしても同一の自由を保証するのに必要であるような、そういうもろもろの義務と規則によってのみ合法的に制限されうる。

(vii)政治的社会は、個人の、自分の身体や財貨にたいする所有権を保護するための、そして(それゆえ)自分たち自身の所有主と見なされる諸個人のあいだの秩序ある交換諸関係を維持するための、人間の考案である。」原著 pp.263-264.、ドイツ語訳 S.295-296.、邦訳 297-298 頁参照。

92) Vgl. Saage, a.a.O., S.116. Broucker, a.a.O., S.14.

93) Vgl. Broucker, a.a.O., S.14.

94) Vgl. Saage, a.a.O., S.11.

95) Vgl. Broucker, a.a.O., S.14.

96) A.a.O., S.14. Vgl. Saage, a.a.O., S.22.

97) Vgl. Saage, a.a.O., S.154.

98) 拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F.カウルバッハの所論を中心として—」、365-366 頁参照。「カント法哲学の超越論的性格—W.ケルスティングの所論を中心として—」、346-350 頁参照。

リッターの否定説以降、この問題がカント法哲学研究のひとつの大きな争点となっていることについては、次の指摘も参照されたい。

『現代カント研究 5 社会哲学の領野』カント研究会、樽井正義・円谷裕二編、晃洋書房、1994 年、「カント社会哲学研究文献案内法論」、円谷裕二・樽井正義、23-24 頁。

「1970 年代のカント法哲学研究における争点の一つは、それが批判哲学を継承しているのかという点をめぐってであった。Ritter は詳細な文献学的考証によって、カント晩年の『法論の形而上学的基礎』（以下『法論』）の内容は批判哲学を確立した『純粋理性批判』よりずっと以前にすでに出来上がっていたと主張する（ちなみにこの点では、カント批判倫理学の起源を前批判期に求める Schmucker, J., *Die Ursprünge der Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflexionen*, Meisenheim am Galen 1961 と共通するところがある）。その上で彼は、カントの『法論』は「非批判的」であり、伝統的形而上学的であり、批判哲学によって克服されたはずの独断主義にとどまっていると見なす。この点で彼は、『法論』はカントの批判主義と相容れないとするコーエンやケルゼンに代表される従来の法哲学解釈と軌を一にしている。これに対して Busch は、1762-1780 年の時期におけるカント法論の発展を四段階に分け、1772 年以降の最終段階において、カントの法哲学が批判主義の「最高の観点」である自由の概念によって基礎づけられるに至ると見なす。つまり『法論』は、超越論的哲学の成果を踏まえつつそれに基づいて展開されたものだということになる。

法哲学の超越論哲学的性格を指摘することによって、批判哲学との連続性を明確に主張したのは Kaulbach の功績である。彼は法哲学がカントのいわゆる「超越論的方法」の単なる一応用領域であるのみならず、超越論的思想の根源的な落ち着き場所だとさえ見なしている。さらに Kersting は、『法論』が従来ヴォルフやアッヘンバルの目的論的自然法思想への単なる回帰にすぎないとして過小評価されてきたことに対して、『法論』およびその準備草稿の詳細な分析を通して、カント晩年の法哲学が批判期の超越論的哲学の体系内に位置づけられるものだとすることを説得的に示し、そのことによってカント法哲学の復権を計ろうとしている。」

また次の指摘も参照されたい。

『カント事典』編集顧問、有福孝岳・坂部恵、編集委員、石川文康・大橋容一郎・黒崎政男・中島義道・福谷茂・牧野英二、弘文堂、1997 年、小野原雅夫による『人倫の形而上学』の項目、273 頁参照。

「さてこの書（『人倫の形而上学』筆者）をめぐるとの問題の最たるものは、「法論」も「徳論」も、『基礎づけ』や『実践理性批判』（1788）で確立された批判倫理学の立場と両立しえないのではないかと、いうものである。すなわち、意志の自律、道徳性、形式主義といったメルクマールで特徴づけられる批判倫理学には、法哲学も実質的倫理学も無縁であるはずだということである。それゆえ『人倫の形而上学』はその出版以来、批判主義からの逸脱、前批判期の草稿の寄せ集め、老衰の産物、等々の厳しい批判を浴びてきた。

これに対して近年、批判哲学の継承ないし発展として「法論」や「徳論」を捉え直そうとする研究が進んできている。法論が超越論的方法によって構成されていることを論証する試みは、カウルバッハの研究をはじめとして数多く輩出しているし、グレガーやヘッフエらは、徳論も含めて『人倫の形而上学』全体が定言命法の適用によって構築されていることを論じている。またこれらの研究を支える基礎的作業として、ルートヴィヒによる法論と徳論の改訂が行われた。『人倫の形而上学』のテキストには以前から（特に法論部分に関し

て)、印刷段階でのミスなどによりカントのオリジナル原稿が損なわれているのではないかという疑義が提出されていたが、ルートヴィヒは自身の詳細な研究に基づいて、これまでの諸版に大幅に手を加えてオリジナル原稿の再現を試みている。これら最新の研究によって、これまで軽視ないし無視されてきたカント実践哲学体系の全貌が明らかにされつつある。」

99) Vgl. Brocker, a.a.O., S.17-26. ブロッカーがリッター説に対する反論として、特に取りあげている論者は R.プラント、W.ブッシュ、F.カウルバッハ、および M.ゼンガーである。ブッシュも「カントの批判的哲学は存在するか」と題して、リッター説に反論している。

Vgl. Busch, *Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780*, S.1-3.

100) 『法論』の出版が繰り返し延期された経緯については、理想社版『カント全集第11巻 人倫の形而上学』、『法論の形而上学的基础論』の訳者である古澤傳三郎の解説、493-494頁を参照。

「この著作のプランは、一七六〇年代までさかのぼる。だが、実行は繰り返し延期された。なぜなら、純粋な（理論的および実践的）理性の批判的基礎づけという、より重要な課題が、その前に果たされなくてはならなかったからである。しかも、両批判の完成ののち、『判断力批判』のプランが新たに成立し、それをかなり急速に実行すべき事情が一七九〇年までカントに他の仕事を顧みる余裕を与えなかった。

一七九一年六月十四日付けのキーゼヴェッターのカント宛て書簡によれば、本書は同年の復活祭のころには「確かに待望されて」いたことが知られる。しかし、なお次の二年間、カント自身は書簡において本書を「製作中」あるいは「計画中」の仕事として示している（一七九二年十二月二十一日付けエルハルト宛て書簡、および一七九三年五月十二日付けフィヒテ宛て書簡）。そして、この場合にも、仕事はゆっくりと進められた。『宗教論』（一七九三年）の著述や若干の小さい仕事の間にはさまれたからである。事柄の難点もまた本書の完成を停滞させたように見える。シラーは一七九四年十月二十八日付け書簡でエルハルト宛てに書いている、「所有権の導出は、今や非常に多くの思索者たちを煩わしている点であり、私はカント自身から、私たちは彼の『人倫の形而上学』からその点についての何かを期待してよいと聞いている。だが私は、それと同時に、彼がその点についての彼の諸理念にもはや満足していないこと、それゆえに出版を当分思いとどまったことを聞いている」と。

一七九六年の夏にいたって、ついに法論の印刷準備が整った。これは同年のミカエル祭（九月二十九日）に出版される予定で、この出版期日は種々の新聞紙上に披露されもした。だが実際には一七九七年一月にいたって、ようやく出版されたように思われる。というのは、なるほど（のちにカントの論理学講義を編集した）イエッシェは一七九六年十一月四日付けの或る書簡で、本書（その出版をキーゼヴェッターは同年九月二十三日にはいまだ大いなる熱望をもって期待していた）を「たったいま出版された」ものとして示してはいるが、しかし、ヤーコブは同年十二月七日に本書を依然として憧憬をもって待望しているからである。すなわち彼は、「完成したと告げられてはいるが、おそらくまだ印刷が完了してないのであろう」と述べており、そして一七九七年一月十六日にエルハルトも、本書を「まだ入手していない」と述べている。だが、決定的なことは、カントの研究者アルトゥール・ヴァルダによれば、一七九七年一月十九日木曜日発行のケーニヒスベルク学術政治新聞第六号の付録に、本書がたったいまフリードリッヒ・ニコロヴィウスのもとで出版されたと告知されていることである。」

101) Vgl. Monika Sanger, *Die kategoriale Systematik in den „Metaphysischen Anfangsgrunden der Rechtslehre“*. Ein Beitrag zur Methodenlehre Kants, Berlin · New York 1982, S.45ff.

1789年5月26日、カントはマルクス・ヘルツに宛てて次のように書いている。

「66歳になってまだ自分の計画を完成しようと煩瑣な仕事（その一つは『批判』の最後の部分、すなわち間もなく出版されるはずの判断力の部分を世に送ることであり、また一つは自然および人倫の形而上学の体系をかゝる批判的要求に即して仕上げることです）を背負って」いる。Vgl. XI, 49. 理想社版『カント全集第17巻 書簡集I』409頁参照。

また繰り返しになるが、高橋も筆者と同様の見解を示している。「我々の時代は本来の意味において批判の時代であり、一切のものがそれに服さなければならない」(KrV. AXI, Anm.) という宣言にみられるように、上記のような姿勢が、各々の分野を超えてカントの意識に常にあったのだとすれば、そして『純粋理性批判』自体がそもそも権利の根拠づけ問題とのアナロジーにおいて（そしてまた「法廷」として）構想されていたことを鑑みれば、『純粋理性批判』執筆時においてすでに、文字通りの「法の批判」も予定されていたと考えても、全くの飛躍ではあるまい。その意味で『法論』は、「批判哲学」の射程上において書かれるべくして書かれた著作であったと言いうるのである。」前掲注(41)「カント『法論』における「批判」の構造とその射程」、135頁参照。

102) Vgl. AXI, Anm. 理想社版『カント全集第4巻 純粋理性批判(上)』26頁。

103) カント法哲学の批判的・超越論的性格を考察することの意義、およびなぜドイツにおいてこのような視点からの研究が多数なされているのかを明らかにしておく必要がある。『法論』の批判的・超越論的性格をめぐる問題は主にリッター、カウルバッハ、プラント、ブッシュ、イルティンク、ゼンガー、オペラー、キュール、ケルスティンク、ブロッカーなどによって立ち入って検討されているが、これらの諸議論を全体にわたって詳細に跡づけて分析・検討している研究は我が国においてはいまだ現れていない。

国内外の哲学研究者による「超越論的」という術語の分析については比較的最近のものとして次の著書および論文を参照。

Norbert Hinske, *Kants Weg zur Transzendentalphilosophie. Der dreißigjährige Kant*, Stuttgart · Berlin · Köln · Mainz 1970. Die historischen Vorlagen der Kantischen Transzendentalphilosophie, in: *Archiv für Begriffsgeschichte*, Band XII. Heft 1. Bonn: H. Bouvier 1968, S.86-113. Kants Begriff des Transzendenten und die Problematik seiner Begriffsgeschichte: Erwiderung auf Ignacio Angelelli, in: *Kant-Studien*, Bd.64(1973): S.56-62. Angelelli, Ignacio, On the Origins of Kant's 'Transcendental', in: *Kant-Studien*, Bd.63(1972): pp.117-122. Miguel Torres Morales, *Systemtheorie, Diskurstheorie und das Recht der Transzendentalphilosophie. Kant-Luhmann-Habermas*, Würzburg 2002, I. Kants Projekt der Transzendentalphilosophie. S.39-71. 『カント純粋理性批判の研究』牧野英二、第一章「超越論的認識の構造」、法政大学出版局、1989年、27-72頁、『超越論哲学と分析哲学 ドイツ哲学と英米哲学の対決と対話』所収、ヘンリッヒ、アーペル、ローティ他、竹市明弘編、産業図書、1992年、「超越論的」について」ユルゲン・ミッテルシュトラー、安彦一恵、嶺秀樹訳、319-352頁、『現代思想 3月臨時増刊カント』所収、青土社、1994年、「超越論的演繹とは何か—方法論的背景からのアプローチ—」ヘンリッヒ、湯浅正彦訳、84-100頁、同書「超越論的議論」ストラウド、田山令史訳、101-113頁、『カント哲学の諸相』浜田義文、法政大学出版局、1994年、特に第3章「法廷としての『純粋理性批判』」、42-89頁（初出、『法政大学文学部紀要』31号、1986年）、『カント第三の思考—法廷モデルと無限判断』石川文康、名古屋大学出版会、1996年、『近世ドイツ哲学論考—カントとヘーゲル』所収、浜田義文、牧野英二編、1993年、「純粋理性の批判と現代—理性の法廷をめぐる司法モデルと立法モデル」平田俊博、159-182頁、『カント読本』所収、浜田義文編、法政大学出版局、1989年、「超越論的認識」久呉高之、41-54頁など。

104) See. Susan Meld Shell, *ibid.*, p.127.

105) Vgl. Peter Unruh, *Die Herrschaft der Vernunft. Zur Staatsphilosophie Immanuel*



Kants, Baden-Baden 1993.本書は 1992/1993 年冬学期、ゲッティンゲン大学法学部において博士論文として受理されたものである。

106) A.a.O., S.41. 以下の論述は主にウンルーの分類に従っている。S.41-46.

107) Vgl.VI, 205-206, 中公版『法論』325-326 頁参照。たとえば、『法論』では「ア・プリアオリに構想された体系」という表現が使われている。

「人倫論の第一部としての法論は、法の形而上学と名づけるような、理性から生じてくる或る体系を必要とするところのものである。しかし、法の概念は、純粹ではあるが、やはり実践〔経験において現われてくるさまざまな事例への適用〕を旨とした概念であり、したがってその形而上学的体系は、その区分の完全性を期するためには〔そしてこのことは、理性体系を構築するためには不可欠の要請である〕、右の諸事例の経験的多様性をも顧慮しなくてはならないだろう。しかし、経験的なものを完全に区分することは不可能であるし、かつまた、そうした完全性が〔少なくともそれへの接近を旨として〕追求される場合にも、これらの諸概念は体系の内的構成部分としてその中に位置を占めることはできず、せいぜい例証として注釈の中に入ってくることができるだけである。それで、人倫の形而上学の第一部にふさわしい唯一の表現は、法論の形而上学的基礎論ということになる。というのは、右のような適用の諸場合を顧慮するならば、ただ体系への接近が期待できるだけであって、体系そのものは期待できないからである。したがって〔先の〕自然学の形而上学的基礎論の場合と同様、ここでも事柄は次のように処理されよう。すなわち、ア・プリアオリに構想された体系に属する法（すなわち理性法体系）は本文の中で取り扱い、他方、特殊な経験的諸事例にかかわるもろもろの（特殊な）法ないし権利は、時として詳細にわたることもある注釈の中に入れこむのである。というのは、そうでもしなければ、形而上学に属するはずのものと、経験的な法的実践であるものとが十分に区別されえないことになるだろうからである。」

108) Johann Gottlieb Fichte, Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftslehre (1796/1797), Hamburg 1969, S.11ff. 邦訳『フィヒテ全集 第6巻 自然法論』所収、藤澤賢一郎訳、哲書房、1995年、『知識学の原理による自然法の基礎』「自然法論第一巻緒論Ⅲ本書の法論とカントの法論との関係について」、22-27 頁参照。フィヒテはカントの哲学と彼自身の思想との類似性を明示的に指摘している。

109) Vgl. Kühl, a.a.O., S.47. Vgl.Hermann Klenner, Immanuel Kant. Rechtslehre. Schriften zur Rechtsphilosophie, Berlin 1988, S.585. このような自然法的著作の例として、フィヒテと並んで Theodor Schmalz, Das reine Naturrecht, Königsberg 1785 が挙げられる。

110) Hermann Cohen, Kants Begründung in der Ethik nebst ihren Anwendungen auf Recht, Religion und Geschichte (1877), Berlin 1910.

Josef Schmucker, Die Ursprünge der Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflexionen, Meisenheim 1961.

Christian Ritter, Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen, Frankfurt am Main 1971.

Karl-Heinz Ilting, Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?, in:Archiv für Geschichte der Philosophie 63, 1981, S.325-345.

111) Vgl. Arthur Schopenhauer, Die Welt als Wille und Vorstellung, 1. Auflage, Leipzig 1819, Sämtliche Werke Band I, 3. Aufl., Frankfurt am Main 1991.S.259. 邦訳『ショーペンハウアー全集 3 意志と表象としての世界 正編 (II)』281 頁。

112) 1794年11月24日、カントは出版社ド・ラ・ガルドに宛てた手紙に次のように記している。

「私は相当高齢で、私の著作はただゆっくと、それも体調不良から何度も中断しながら

しか進みませんので、その完成の期限を確実に（少なくとも今は）決めかねるということです。」Vgl. XI, 531, 岩波版『カント全集 22 書簡Ⅱ』257頁。

Vgl. F. Paulsen, Immanuel Kant. Sein Leben und seine Lehre, Stuttgart 1904, S.364.

Vgl. Jachmann, in: Immanuel Kant in Rede und Gespräch, hrsg. und eingeleitet von Rudolf Malter, Hamburg 1990, S.428.

ヤハマンは『法論』が出版される1年前の1796年、1800年、1801年および1803年にカントの故郷を訪問した。最後の訪問である1803年の夏、つまりカントの死去の約半年前のカントの精神的衰弱の様子について、次のように記している。

「私の最後のカント訪問のこの場面は私の心に痛々しい印象を刻みつけましたので、それが絶えず眼前にちらつき、ともすれば私を悒鬱な物思いに誘いました。神よ、人間とは何であり、人間における偉大とは何でありましょうか。その眼光の前には何物も隠されることなく、その力は全自然、人知の全領域を包み、誤謬の深い闇を貫いて崇高な智慧に至る煌々たる道を開き、揺ぎない哲学の殿堂を創建し、世界を真理の光明で照らしたこの偉大な時代の精神、この精神は肉体器官から分離するすでに幾月も前に、もはや少数の概念を相互に結合して明瞭な意識に持ち来たすことができなかつたのです。その教説によって歐洲の賢者たちに驚異の眼を見はらせたあの人が、かつてはその兄の精神をも言葉をも決して解することのなかつた老齡の妹の口から、全く平俗な思想を言い表わすために一語一語を教えてもらわなければならなかつたのです。一人間の精神は何という危なかつかさで肉体器官につかまっているものなのでしょう。—しかもあの偉人の<sup>もうろく</sup>耄碌は、思考器官の病的破壊によって突如として起こつたのではなく、むしろ身体器官の衰弱が加わるにつれて漸次に進んで来た精神の麻痺だつたのでした。従つてカントにあつては、精神的疾患の痕跡は微塵も認められず、却つてただ次第に加わつて来る精神の衰弱が見られたのみでありました。

すでに八年以前に、私はカントの上に幾分の変化を見いだしました。といつても自然の機能が順調にいつている日には、まだ全く前と同じ精神力を示してはいました。しかしこの時以来、カントの体力の減衰はだんだん目立つようになって来ました。四年前にもう備忘のために紙片を用い始め、それに自分を訪ねて来た旅行者の名を書きつけていました。ついにはそのような紙片に他人から聞いたり、自分で思いついたりした些細な事柄を一々書き留めるようになりました。三年前に私は、私の就こうとしていた職務と移住のことを知らせなければなりませんでしたが、しかしその時分にはもう私の新しい職務とそれに伴う資格とを記憶に留めておくことが困難だつたので、すべて詳しく書き取ってもらわなければならなかつたのでした、その頃にはすでに、時々思想が留守になってしまうを感じていましたが、このことを恐らく衰弱が更にひどくなってからよりも一層不快に感じていたものようでした。それでカントは、自分には考えたり理解したりすることが困難になつたと言ひ、またやりかけている考えごとも中止しなくてはなるまい、といつて言いわけをしたものでした。

このようにしてあの偉大な思索家の力は次第に衰えて行き、ついには精神の力を悉く喪失するに至つたのであります。」『カントの生涯』ヤハマン著、木場深定訳、理想社、1978年、141-144頁参照。

- 113) Vgl. Unruh, a.a.O., S.42. Vgl. K. Kühl, Eigentumsordnung als Freiheitsordnung, S.122., ders.: Rehabilitierung und Aktualisierung des kantischen Vernunftrechts. Die westdeutsche Debatte um die Rechtsphilosophie Kants in den letzten Jahrzehnten, in: Rechts- und Sozialphilosophie in Deutschland heute. Beiträge zur Standortbestimmung, (Hrsg.) Robert Alexy, Ralf Dreier und Ulfrid Neumann, Stuttgart 1991, S.213., Hermann

Klenner, Zur Rechtslehre der reinen Vernunft, in: Revolution der Denkart oder Denkart der Revolution, (Hrsg.) Manfred Buhr, Berlin 1976, S.148-169, S.162., W. Kersting, Die verbindlichkeitstheoretischen Argumente der Kantischen Rechtsphilosophie, in: Rechtspositivismus und Wertbezug des Rechts. Vorträge der Tagung der deutschen Sektion der internationalen Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie in der Bundesrepublik Deutschland, Göttingen, 12-14. Oktober 1988, (Hrsg.) Ralf Dreier, Stuttgart 1990, S.62-74, S.63., K. Kühl, Naturrecht und positives Recht in Kants Rechtsphilosophie, in: Rechtspositivismus und Wertbezug des Rechts. Vorträge der Tagung der deutschen Sektion der internationalen Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie in der Bundesrepublik Deutschland, Göttingen, 12-14. Oktober 1988, (Hrsg.) Ralf Dreier, Stuttgart 1990, S.75-93, S.76f.

114) H.Cohen, E.Lask, R.Stammler, G.Radbruchなどが挙げられる。これについては次の文献を参照。J.Blühdorn, "Kantianer" und Kant. Die Wende von der Rechtsmetaphysik zur "Wissenschaft" vom positiven Recht, in: Kant-Studien, Bd. 64(1973), S.363-394. S.363ff., Gerd-Walter Küsters, Kants Rechtsphilosophie, Darmstadt 1988. S.19-26.

W. Kersting, Neukantianische Rechtsbegründung. Rechtsbegriff und richtiges Recht bei Cohen, Stammler und Kelsen, in: Neukantianismus und Rechtsphilosophie. Mit einer Einleitung von Stanley L.Paulson, R.Alexy, L.H.Meyer, S.L.Paulson und G.Sprenger (Hrsg.), Baden-Baden 2002. S.23-68.

新カント学派法哲学者の代表者として、シュタムラーおよびケルゼンのカント法哲学の解釈およびそれに対する批判として、拙稿「カント法哲学の超越論的性格—F.カウルバッハの所論を中心として—」、361-364頁参照。

115) Ritter, Der Rechtsgedanke Kants nach den frühen Quellen, Frankfurt am Main 1971.

116) Busch, Die Entstehung der kritischen Rechtsphilosophie Kants 1762-1780, Berlin · New York 1979.

117) Küsters, Recht und Vernunft: Bedeutung und Problem von Recht und Rechtsphilosophie bei Kant. Zur jüngeren Interpretationsgeschichte der Rechtsphilosophie Kants, in: Philosophische Rundschau 30, 1985, S.212. und ders., Kants Rechtsphilosophie, S.41. キュスターズは次のように述べている。

『法論』に至るまで継続性が認められる、つまり批判的法哲学は存在しない、とするリッターによって解釈されたテーゼは、根本において証明されたテーゼではない。と言うのは、このテーゼは『法論』そのものによって吟味されなければならなかったはずだからである。

同様の批判として、Joachim Hruschka, Die Person als ein Zweck an sich selbst. Zur Grundlegung von Recht und Ethik bei August Friedrich Müller(1733) und Immanuel Kant(1785), in: Juristenzeitung 1990, S.1-15., S.14.

118) Vgl. R. Dreier, Rechtsbegriff und Rechtsidee. Kants Rechtsbegriff und seine Bedeutung für die gegenwärtige Situation, Frankfurt am Main 1986, S.11., Fn.7.

119) Vgl. Iting, Gibt es eine kritische Ethik und Rechtsphilosophie Kants?, S.325-345.

イルティンクの所論の検討については、拙稿「カント法哲学の批判的性格—K.H.イルティンクの所論を中心として—」、24-59頁参照。

120) Vgl. H. Oberer, Ist Kants Rechtslehre kritische Philosophie? Zu Werner Buschs Untersuchung der Kantischen Rechtsphilosophie, in: Kant-Studien, Bd. 74, 1983, S. 217-224.

イルティンクに対する反論については特にS.219-221参照。オベラーの所論は別稿において立ち入って検討する予定であるが、以下においてオベラーのイルティンクに対する反論

の要点に議論を限定して考察することにする。オペラーの所論を要約的に検討したものと  
して、前掲注(119)拙稿 49-52 頁参照。

### 1. イルティンクのブッシュ批判およびシュムッカーの功績

イルティンクは上記の論文において、肯定説を主張するブッシュの見解に反対の立場を  
とっている。イルティンクは否定説を唱えるリッターおよびシュムッカーの側に立ち、ブ  
ッシュを反駁しようと試みている。しかし、カントの『法論』の成立および『法論』のさま  
ざまな依存性に関するリッターの証明は、『法論』の「批判的」あるいは「非批判的」性格  
の解明に関してまったく証明力をもっていない。オペラーはシュムッカーの研究との対比  
によって興味深い論点を提示している。オペラーによれば、シュムッカーの研究との関連  
においてまず次の3つの論点が厳密に検討されなければならない。

すなわち、第一に、シュムッカーが実際証明したのは何なのか、第二に、彼が証明はし  
なかったが、議論したのは何なのか、また第三に、彼が当然のことながら証明しようと意  
図することさえできなかったのは何なのか、といった論点である。Vgl. *Die Ursprünge der  
Ethik Kants in seinen vorkritischen Schriften und Reflexionen, bes. S. 376ff.*

①シュムッカーが証明しているのは『純粋理性批判』の批判的立脚点が徹底的にカントの  
実践哲学の発展に影響を及ぼしたという点である。

②彼が議論しているのは合目的に実践哲学（「倫理学」）が「批判的」とであると特徴づけ  
られるかどうかという点である。と言うのは、実践哲学は総じて、理論哲学の超越論的観念  
論（およびそれに基づく形而上学批判）の導入とのいかなる並行性（内容上あるいは方法上  
の態様の）も含んでいないので、実践哲学は『純粋理性批判』と同様の意味において「批判  
的」とは特徴づけられえないからである。つまりシュムッカーによれば、その限りにお  
いて批判的倫理学は「実質的な意味において」批判的哲学ではない、すなわちそれは独自の  
批判的題材を含んでいないということになる。

③他方、「批判」（Kritik）という用語はカント自身によっても実践哲学において新しい、  
異なった意味において使用されているという点である。シュムッカー自身この意味の変化  
を知っており、はっきりと示している。Vgl. a.a.O., S.382.

### 2. イルティンクによる「批判的」の3つの定義

オペラーによれば、この「批判的」という術語の意味の変化を無視し、また「批判的」な  
いし「批判」という用語を理論的批判の特殊なものの意味における使用に制限することに対  
しては、カントの著作から典拠を示して証明することはできない。だがまさしくこのこと  
をイルティンクはブッシュに反論する際に「批判的」という術語の意味分析において試みて  
いる。イルティンクは、「批判的」という術語はカントの理論哲学においてのみ十分に定義  
されているとする確認から出発する。しかしそうするとカントはなぜ、『実践理性批判』お  
よび『判断力批判』をも「批判」という名のもとに公刊にしたのかという疑問が当然生じる  
ことになる。それにもかかわらず、イルティンクは上記の使用制限に従って「批判的」とい  
う術語を3つの意味で定義する。そしてそれらの意味に照らしてカントの実践哲学はその  
批判的性格について検証されうるとする。すなわちカントの実践哲学が「批判的」と呼ばれ  
るのは、①実践哲学が、『純粋理性批判』以来のカントの理論哲学に特徴的である問題  
設定に基づいている」場合、あるいは、②実践哲学がそれ自身と『純粋理性批判』におけ  
るカントの批判哲学とを結びつけるような諸理論を不可分に含んでいる」場合、あるいは最  
後に③実践哲学の中に、1771 年以降はじめて成立するような特殊な諸理論や諸方法が見い  
だされる場合、のいずれかである。

### 3. 3つの定義についての批判的検討

オペラーによれば、実際これらの要求の各々は、それらが一義的に特定可能である限り、  
カントの批判的実践哲学の中で、またここで問題となっているカントの後期哲学（『法

論』)の中でも満たされているということが示されうるとする。オペラーはイルティンクが挙げている3つの要求をどのように一義的に解釈しているのだろうか。以下において各々の要求を検討してみよう。

①『純粋理性批判』の中心的な問題設定が、認識の可能性の諸条件—経験的認識およびア・プリオリな認識—またこの認識の限界に向けられているということが正しいとすれば、実践的な理性使用の批判が同じ問題設定に向けられているということは、そもそも意味のあるものとしては期待されえない。むしろこの実践的な理性使用の批判は、その諸条件が純粋理性において見いだされうる限りにおいて、(善き)意志および行為の可能性の諸条件にのみ向けられているからである。実践哲学的な理性使用の批判がこの可能性の諸条件を追求しているのだとすれば、理論的批判がその理論的な理性使用のために認識の可能性の諸条件を追求しているように、実践的な理性使用の批判は実践的な理性使用に関して同じ問題設定を追求している、ということは否定されえないであろう。それゆえオペラーは、実践哲学にこの第一の観点においてその批判的性格(およびカント自身がともかく実践哲学に与えた名称)を認めないわけにはいかないだろうと主張する。

②オペラーによれば、カントの実践哲学一般および特に『法論』は、各々の意味のある仕方でも要求されうる程度において、それら自身を『純粋理性批判』と「不可分に結びつけるような」理論断片を實際含んでいる。『純粋理性批判』そのものにおいてすでにカントは批判的理論哲学の特殊な理論断片、すなわち現象論ないし超越論的観念論を(その限りにおいて批判的な)法哲学に対して要求している。「超越論的感性論」の中でカントは次のように述べている。「疑いもなく、健全な悟性が用いている法についての概念は、このうえなく精緻な思弁がこの概念から展開しうるのと同じのものを含んでおり、ただ異なるのは、普通の実用的な使用においては法というこの思想のうちにあるこうした多様な諸表象が意識されていないということのみである。それだからとて人は、この普通概念は感性的であって、だからたんなる現象を含んでいるにすぎないと言うことはできない。というのは、法は現象することは全然できず、その概念は悟性のうちにひそんでおり、行為自体そのものに帰属するところの、行為の一つの性質(道徳的性質)を示すからである。」B61=AA3, 66.17-20. 理想社版『カント全集第4巻 純粋理性批判(上)』141頁。そしてそれに対応して『法論』の§1から感性的(sinnlich)(物理的(physisch)、経験的(empirisch)、現象的(phänomenal))占有が可想的(intelligibel)(純粋に法的(bloß-rechtlich)、本体的(noumenal))占有と区別される。この法哲学上の理論断片を『純粋理性批判』の特殊な理論とは無関係なものとして説明するのは説得力がないであろう。オペラーはむしろ、それが『純粋理性批判』の独自性(批判性)の連続性を『人倫の形而上学』に付け加えるように思われる、すなわち不可分の体系的連関を付け加えるように思われると主張する。このような解釈はすでにレーマンによって試みられたものである。

同じことがカントの批判的実践哲学一般に対しても妥当する。すなわち、たとえば要請理論(Postulatenlehre)、特に自由の要請は『純粋理性批判』の超越論的弁証論との体系的に必然的な関連から切り離されえない。その限りにおいてブッシュは、彼の主要な論証によってまったく正しい。つまり、批判的自由論は『純粋理性批判』の中心的な理論に基づいており、また『人倫の形而上学』の『法論』も基礎づけている、とオペラーは主張する。

③カントが後期の『法論』の諸理論を部分的には『人倫の形而上学』出版の直前によく発展させたということが、プラントによってはっきりと強調されている。Vgl. Das Erlaubnisgesetz, oder: Vernunft und Geschichte in Kants Rechtslehre, in: Rechtsphilosophie der Aufklärung, hrsg., von R. Brandt, Berlin 1982, S. 236. しかしまたイルティンク自身も、その発展が70年代および80年代にあたる諸理論が後期の『法論』の中に存在することを認めている。Vgl. a.a.O. S.338. これらのことはまず第一に次のことを

示すことになる。すなわち、1797年のカントの『法論』の批判的性格についてのブッシュのテーゼに対するイルティンクの反論は必ずしも射ているとは言えないという指摘である。ブッシュを擁護することがこれに関して困難ではないということは、カントの実践哲学に関して「批判的」という術語のイルティンクによって提示された3つの意味の可能性の相対的な不確実性と部分的な重なりにあるのはもとよりであるが、カウルバッハも指摘しているように、特に、この論争の問題が果たして単なる発展史的な細工による研究によって答えられうるのか、という当然の疑いが存することにある。少なくとも同様に重要なことは、各分野、基礎づけ（批判 Kritiken）および批判的・形而上学的理論と「批判的」カントにおけるその連続性と論理的な関連についての体系的および体系理論的な問題である。これは、オペラーによればもちろんリッターおよびブッシュによっても、また両者の批判者によっても論究されていない問題である。以上の論述から明らかなように、イルティンクによって定義された「批判的」の3つの意味を一義的に解釈することが可能であるとすれば、『法論』の批判的性格が肯定されることになる。

121) A.a.O., S.221-224. オペラーはリッターおよびイルティンクの否定説とブッシュの肯定説を比較検討し、それらを調停しながら自説を展開している。結論においてはその見解は妥当である。まずオペラーによって提示された「批判的」の6つの定義を検討してみよう。

#### 1. オペラーによる「批判的」の6つの定義およびその検討

オペラーはリッター、イルティンクおよびブッシュの所論を比較対照しながら三批判書を視野に入れて「批判的」という術語の6つの定義の可能性を提示している。この点はこの論者にみられない独自の功績である。この意味でオペラーの議論は理解しやすい。

「批判的」という術語の意味についての必ずしも十分とは言えない議論にかんがみて、カントの後期の実践哲学およびここでは特に1797年の『法論』へのその適用可能性に関しては次のことが許されるかもしれない、とオペラーは指摘する。すなわち、われわれがカント自身の「批判的」という専門用語を『純粹理性批判』にのみ限定せず、『実践理性批判』および『判断力批判』において無視ないし否認しようとならない場合に、われわれはこの専門用語を適用可能性に関していかに用いることが許されているのか、それどころか用いなければならないのか、ということをも新たに熟考する、ということである。オペラーはその際、一方では否定説を主張するリッターおよびイルティンクが拠り所とし、他方では肯定説を主張するブッシュが拠り所としているさまざまな意味から出発する。そして彼自身がかつてリッターの独断論テーゼ (Dogmatismusthese) に対して提示した考察から出発する。Vgl. Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre, 1973, S. 88-102.

①「批判的」は科学主義的 (szientistisch) な意味において用いられうる。この第一の意味における用語は、特にマルブルク学派の科学論理的新カント学派の伝統からカント解釈の一部に入ったものである。また下記に述べる第二の意味 (現象論的) との結びつきにおいて、ケルゼンを経て法学者のカント観を本質的にまたほとんど修正されずに形成したものである。しかしこの使用法は、先に検討したようにカントの実践哲学を考慮に入れるとまったく不合理であり、またカントのあらゆる意図に反している。カントの実践哲学が文化科学の可能な科学理論としてみなされる場合、ないしはこれに関するその (正当な) 欠陥が「非批判的」であると批判される場合には、一このことはすでに言及したコーエンによって主張されたのだがカントの実践哲学に関する (体系的には必ずしも不毛とは言えないのではあるが) 誤解が存する、とオペラーは主張する。この意味における「批判的」はあまりにも狭すぎる解釈であり実践哲学を視野に入れると到底採用することができない。

②「批判的」は「現象論的」(phänomenalistisch) という意味で用いられうる。この使用法はカントの後期の実践哲学、特に『法論』に対しては『法論』が『純粹理性批判』の現象論 (Phänomenalismus) に体系上基づいている限りにおいてのみ許される。しかしその限

りにおいてのみ一般に意味のあるものとして要求されるにすぎない。ただしこのことから、『法論』が現象論そのものも含んでいなければならないという結論は生じない。『法論』はこの現象論を（もちろん過度に大きいというわけではない）一連の理論断片の中に含んでいるので、たとえこの『法論』の現象論的な内容が『法論』の批判的性格にとって不可欠であるとしても、現象論が含まれていない他の理論断片の事実がそれ自体で後期の『法論』の批判的性格を否定する可能な論拠とはなりえないであろう、とオベラーは指摘する。この意味における使用法は限定的であり採用できない。

③「批判的」はまた次のような意味において用いられる。すなわち、イルティンクが主張するように『純粹理性批判』における超越論的演繹および原則の分析に対比されうるような考察によって、そのように示された理論が与えられている、という意味で用いられる。この関連において、「対比されうる」(vergleichbar)ということばがあまり一義的な要求を形成していないということは度外視して（またその限りにおいて、たとえば『実践理性批判』の構造を示すことによって満たされたものとみなされよう）、われわれは、カントが『純粹理性批判』に立ち戻って『純粹理性批判』におけるその手続きの別種のを正当化した、ということを受けて通れないであろう。その限りにおいて対比可能性（同種性？）の要求は、オベラーによれば、われわれが同時に「批判的な」カントの自己理解をその実践哲学に関して不合理に適用するときのみ可能である。そのような比較可能な根拠がどこに成立するのかということは、ともかくまったく考えられないからである。たとえば、カントによって認識できないとして拒否された道徳法則の演繹の中に成立するのだろうか。あるいは、超越論的観念論ないし理論的現象論との等価物である何らかの「根本的転換」の中に成立するのだろうか。オベラーは上述したような意味における「批判的」の定義は採用できないと考えている。

④「批判的」はもちろんまた、カントによって「批判」として名づけられた著作の内容に属しているものを示すという意味のみをもっている、という意味で用いられる。その場合には当然、『プロレゴメナ』や『自然科学の形而上学的基础論』は定義によって「非批判的」となるであろうし、またおそらくカントの「批判的」倫理学および『法論』のいかなる批判者もこのことを主張しようとは思わないかもしれない。このような解釈は極端に限定的であり、誰も真剣に主張しないであろう。この意味における「批判的」の定義も採用できないが、これに対して異論を唱える者はいないと思う。

⑤われわれが独断的形而上学に対するカントの批判を「批判的」とみなす場合には、われわれは、カントの後期の『法論』に対してこの用語を適用することにいかなる異議もここから導き出すことができない。オベラーによれば、形而上学的批判に属するのは何と云ってもカントの自由の二律背反と『実践理性批判』におけるその積極的な関連概念である。『純粹理性批判』における形而上学的批判は疑いもなく「批判的」であるが、しかしすべての批判哲学がそれゆえ必然的に形而上学批判であるというわけではない。もちろんどのようにして「批判的」という用語がカント哲学の何らかの部分に適用されるかは、自由の二律背反の批判的性格さえ疑問視される場合には、まったく理解できない、とオベラーは主張する。

⑥「批判的」はカントの実践哲学との関連では、ある理論が『純粹理性批判』の自由論の中にその体系的な拠り所をもっている批判的自由の概念に基づいている、という意味で用いられる。これはブッシュの主要テーゼであり、またこのテーゼがまったく理にかなっているのは明らかである。このテーゼはいかなる歴史的な論証によっても反駁できない。またこのテーゼはもちろん歴史的な研究によってカントの批判的実践哲学における「批判的なもの」の基準となる意味としても証明できない。その体系的必然性が説明されることによつてのみ、またそのことによつて確実にこのテーゼが正当化される、とオベラーは主張

する。Vgl. Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre. S.100f. オペラーは既存の誤解を修正するために、次のことがなお注意されるべきであると指摘する。すなわち、『法論』における超越論的観念論のそこでの否定は有名なエビングハウスのテーゼ以上のものはもはや含んでいないということである。そのテーゼとは、法を要求し、また法を与えるために『実践理性批判』の積極的な超越論哲学的に基礎づけられた自由の概念を必要としないとする主張である。

ところで、オペラーによれば、『純粹理性批判』の体系的基礎づけ作業を含むと同様に、そのよりすぐれた基礎づけのために第一批判が本質的に書かれた、とする「批判的」ということばの意味から出発するとき、カント自身にさからってこの用語を用いるという困難な状況から免れる。

次に、実践的批判による理論的批判の論証方法の－批判的な－転換の中にまさに批判哲学の不可欠の要素に属する実践哲学の新しい端緒が存しているということが理解される、とオペラーは指摘する。この端緒に基礎を置いているのは、批判によって体系的に可能にされた、そしてそれゆえ批判的な自然の形而上学、人倫の形而上学、またしたがって法の形而上学の可能性なのである、とオペラーは主張する。

それゆえオペラーによれば、カントの実践哲学はそれが積極的な自由の概念の哲学であり、また内的・外的な意思使用の實在的存在 (Realexistenz) との関連可能性の哲学である限りにおいて、批判的である。したがってたとえこの『法論』が内容上多かれ少なかれホプズ、ヴォルフ、ヴォルフ学派、ルソーおよび (あるいは) 他の人々によって影響されていようと、また内容上多かれ少なかれいわゆる前批判期に成立したとしても、批判的法論は、批判的実践理論一般の基礎のうえに成立する理論である。それゆえ『法論』の内容の発展は 1797 年のその出版直前であるとも言えるし、またないとも言える。カントの『法論』の批判的性格についての問題はその内容上の部分がより早く成立したか、それともより遅く成立したかの問題ではなく、また (ともかくあまり多くはない) 超越論哲学的・超越論的観念論的な素材の (「実質的な」) 内容の問題でもない。また先に言及したようにコーエンおよびその法学上の追従者の不適切な要求を満足させるという問題でもまったくないのである。むしろそれは、理論的認識批判、実践的理性批判および内容上の『人倫の形而上学』との間のカントによって明示された体系的連関の問題だけである。この連関は、矛盾のない調和 (体系上の協調性) を体系的に要求するという以上のことを含まなければならないということ、オペラーはリッターとは異なり認めていない。Vgl. Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, 93.Bd., Romanistische Abteilung, 1976, S.516f., Anm.17.カントが『実践理性批判』の普遍的な基礎からの特殊な (法的および倫理的) 体系部分の演繹を、一般的に普遍的なものからの特殊なものへの導出を可能であるとみなしていた、ということに対する根拠は存在しない。

## 2. 批判的実践哲学とは何か

最後にオペラーは、批判的実践的哲学とは、倫理、法および徳はその究極的根拠を他律や感情の中にもちえないのであり、ただ理性的主体性の自律の中のみもちうるということがいかにして可能であるかを基礎づける哲学である、と結論づける。すなわち、この自律が示すのは、道徳法則におけるごまかすことのできない純粹理性の事実の存在根拠がまさに、ただ「実践的-批判的」にのみ積極的な自由の概念にもたらされえた自由なのであり、この積極的な自由の概念は、「理論的-批判的」には与えられなかった、ということである。クローネ・フィッシャーでさえこの関連をすでにはっきりと認めていた、とオペラーは指摘する。「自由の因果性ないし可想的因果性は、カントの全人倫論を支えている根本概念なのである。」(Immanuel Kant und seine Lehre. II. Heidelberg<sup>5</sup> 1910, S.255.) そしてまさにこの意味においてカントは彼の『法論』を「単なる理性の限界内における法論」と名づけることができた。このことは、『法論』がこの限界そのものの理論 (カントにおいては「批



判」を意味する)である、ということをもったく意味しない。もちろんカントは、彼の『法論』一般を経験的な規則を許容するような理論に対してのみ限界づけている。すなわち特定の人間によって特定の時間になされた単なる経験による法的平和の体制(Rechtsfriedensverfassung)の規範化を限界づけているのである。カントはそれに対して彼の『法論』のア・プリオリな性格を強調している。

122) Vgl. W. Busch, a.a.O., S.70ff.

123) B560ff. 理想社版『カント全集第5巻 純粋理性批判(中)』260頁以下参照。

124) Vgl. K. Kühl, Eigentumsordnung als Freiheitsordnung, S.102., Edmund Sander mann, Die Moral der Vernunft. Transzendente Handlungs- und Legitimationstheorie in der Philosophie Kants, Freiburg · München 1989, S.236ff., Klaus Gunkel, Spontaneität und moralische Autonomie. Kants Philosophie der Freiheit, Bern 1989. なお、Willkürは「選択意志」と訳されることもあるが、本稿では法律用語の「意思」という語を訳語として使用している。この「意思」は通常実践理性そのものを意味する「意志 Wille」とは異なり、経験的、現実的に選択を行う能力を言う。『世界の名著 39 カント』所収の『人倫の形而上学 <法論>』335頁、訳注(1)を参照。

125) Vgl. VI, 230. 中公版『法論』354-355頁。

126) Vgl. Unruh, a.a.O., S.44. Opus postumum, VII. Convolut, AAXXII, S.65,108....

127) Vgl. a.a.O., S.44-45. Zwi Batscha, Einleitung, in: ders. (Hrsg.), Materialien zur Rechtsphilosophie Kants, Frankfurt am Main 1976, S.27., Höffe, Immanuel Kant, 2., durchges., Aufl., München 1988, S.211. 邦訳『イマヌエル・カント』藪木栄夫訳、法政大学出版局、1991年、224頁参照。『人倫の形而上学』の一部門としてカントの法哲学は、もはや実践理性批判ではないが、実質的にはその見解を前提にしている。それは、先批判期の独断的哲学では決してなく、法の理性概念を展開する批判哲学であり、この概念は現実のすべての立法にとって最高度の規範的批判的な基準という意味をもつものである。」

128) Vgl. H. Oberer, Zur Frühgeschichte der Kantischen Rechtslehre, S.88-102., S.99ff.

129) Bruno Bauch, Das Rechtsproblem in der kantischen Philosophie, in: Zeitschrift für Rechtsphilosophie, Bd.3, Leipzig 1921, S.1-26., S.1ff., D.R. Doublet, Die Vernunft als Rechtsinstanz. Kritik der reinen Vernunft als Reflexionsprozeß der Vernunft, Oslo · Paderborn 1989, S.11., 21., 56ff., Kaulbach, Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode, S.135ff., 169ff., Brandt, Freiheit, Gleichheit, Selbständigkeit bei Kant, in: Die Ideen von 1789 in der deutschen Rezeption, hrsg. vom Forum für Philosophie Bad Homburg, Frankfurt am Main 1989, S.90-127., S.91ff., Gilles Deleuze, La Philosophie critique de Kant, Presse universitaire de France 1963. 邦訳『カントの批判哲学 諸能力の理説』中島盛夫訳、法政大学出版局、1984年。

130) Arsenij Gulyga, Immanuel Kant, Frankfurt am Main 1981. S.143., 178. 邦訳『カントその生涯と思想』西牟田久雄、浜田義文訳、法政大学出版局、1983年、150頁参照。

「カントは晩年の或る手紙の中で、『純粋理性批判』の成立の歴史を回想して、次のように強調した。まさしく自由の問題が、すなわち「人間は自由であるということ、その反対に、自由は存在せず一切は自然的必然性であるということ」と、この自由の二律背反の問題が彼を独断的まどろみから目覚ませ、「理性の自己矛盾という躓きの石」を取り除くために、理性の批判へと向かわせたのである、と。『純粋理性批判』の主要問題―「ア・プリオリな総合判断はいかにして可能であるか」―と一緒に、カントにとってより重要な別の問題が生じる。それは、人間の自由はいかにして可能であるか、の間である。」

131) Vgl. VI, 231. 中公版『法論』355頁。

132) Höffe, Immanuel Kant, S.208. 『イマヌエル・カント』222頁参照。

「その批判とは、所有権の国家的基盤による保全の過重視、男性の優位、雇用労働者の差別、去勢の弁護に、対する批判である。おそらくまた婚姻法と家族法の取り扱い、積極的抵抗権（革命権）の拒否あるいは死刑の弁護にも疑義が残る。」

133) Gerhardt, *Recht und Herrschaft. Zur gesellschaftlichen Funktion des Rechts in der Philosophie Kants*, in: *Rechtstheorie* 12, 1981, S.69., 77., 92., Doublet, a. a. O., S.11., Gulyga, a. a. O., S.300. 邦訳『カント その生涯と思想』、317頁。

134) Brocker, a.a.O., S.15.

135) Uwe Justus Wenzel, *Recht und Moral der Vernunft. Kants Rechtslehre. Neue Literatur und neue Editionen*, in: *Archiv für Rechts-und Sozialphilosophie* Bd. 76, 1990, S. 234.